

最後の酒盛をして、夜中頃に至つた。

(六) 造句法

(文典)

順序上より之をいへば、先づ用字に關する講述を了りて、然る後に造句法に及ぶが至當ではあるが、少し考ふる所あつて、之を顛倒することにしたのである。

既に一再述べたるが如く、漢文に於ては、全く同一の文字が、たゞ其位置によつて、その作用を異にするものなれば、漢文典を研究するに就いては、この造句法の研究が、最も重要な部分にして、實をいへば、之によつて、文字を適當に布置按排することを學ぶのが、文典を學ぶ目的であるといつても宜しいのである。それ故、總説の中にも申し置きしが如く、これより以下の講述中には、前の各品詞の下、殊に文辭說餘談の下などは、時に重複することがあつても、敢へて之を省略せずして、説明しやうと思ふのである。

(甲) 名詞又は名辭の位置に就いて

名詞は、その作用に従ひ、主格、賓格、領有格、指定格、呼格の五種に區別することは、上の品詞の下に於て、之を述べたるが、今、この五格に就いて、各、その文章上の位置を論ずれば、下の如くである。

(九) 主格に在る名詞 (又は名辭)。

主格に於ける名詞 (又は名辭) は、その文の起首に在るを常則とする。

嘗て言ひし如く、吾人の思想には、或る題目となる事物があつて、その事物に就いて、何等かの判斷感興等を有するものなるが、その中、先づ念頭に浮び出づるものは、題目である。而して、その題目の文章に表はされたものが、文の主語なれば、主語の位置を占むべき主格の名詞が、先づ文の起首に在るべきは、自然の勢である。これ、何れの國語たるを問はず、主語となる名詞が、第一位に來る所以である。而して、名詞と同等の資格効力を有する名詞讀或は名詞句にして、文の主語たる場合も、亦、同様であるべきは、當然のことである (これ等の主語を形容する形容詞或は領有格の名詞代名詞は、その上に冠するものたることは勿論で、それは下に至つて述ぶる所と参照せられたい)

- (イ) 正成相ニ金剛之千窟、一城之。(卷五頁四二)
- (ロ) 抑ニ源氏所ヨ以殺ニ相家之權一也。(卷一頁二〇六)
- (ハ) 其設心雖古大臣、何以遠過。(卷五頁一六〇)
- (イ) は名詞、(ロ) は名詞讀、(ハ) は名詞句が、各、主語となつて、いづれも、文の起首に置かれたる例である。

會亡將饗場氏直敲門來報曰。臣潛就國清謀媾。國清曰。錦小路公固願之矣。因出示男山來書。書辭信然。尊氏喜。挺身歸京師。二高不知所出。欲削髮降藥師寺公義。勸其戰死。不聽。二高欲奔四國。聞細川顯氏舉四國。應直義。則欲航海東投。師冬會甲斐人來告。上杉憲顯與義子能憲起上野。應直義擊師冬。師冬終走甲斐。爲諷訪氏所攻。殺二高愕然。遂削髮。被笠蔽面東走。欲追及尊氏。上杉顯能兵故遮其間。使不相及。比濟武庫川。三浦某叱師直曰。何物比丘敢爾。蔽面奪笠。視面曰。是也。薙刀斫之。師泰望見欲走。吉江某槍刺之。師直子師夏等皆被殺。於是尊氏自播磨義詮。自丹波直義。自男山。皆入京師。置酒會宴。然寡語而罷。

(訓釋) 謀媾(ハコウ)、和睦の相談をする。●錦小路公ニテ、直義をいふ。●錦小路の屋敷に居りし故なり。●書辭信然(シヨジマコ)、書面の文音がいかにも左様であつた。●故遮其間(コトケラニソノ)、わざと尊氏と師直との間を邪覽する。●相及(アヒマ)、追いつく。●比丘(ヒ)、坊主。●アヒクシユ、といへる梵語の音をうつしたるものにて、乞士などと譯し、僧のことなり。今は、この坊主奴とおとしめていひたるものなり。●薙語而罷(シヤクゴニシヤム)、話す言葉も少くして酒宴をやむ。いまだ打ち解けざるところありしなり。

(通解) 折しもあれ、逃げた大將の饗場氏直が、門を叩き、來つて注進に及び「私が、内々、國清の處へ參つて、和睦の相談を致しますると、國清が、それは、錦小路殿も、もとより望んで御坐ることぢや、と申しまして、それに就き、男山から參つた御書面を出して、私に見せまして御坐りまするが、その御書面の文音が、いかにも申す通りで御坐りました」といつたので、尊氏は喜び、自分獨り身を抜んで、京都へ還ることにした。そこで、師直師泰の二高は、いかにすれば宜いか、せん術も分らず、髪を剃つて降參せんかとも思ひ、藥師寺公義が、討死せんことを勸めたが、聞き入れなかつた。かくて、二高は、兎も角、四國へ奔らうと思つたが、細川顯氏が、四國の兵残らずを率ゐて、直義に應じたと聞いたから、海路を舟で東して、師冬の處へ逃げ込まんとおぼしめ、折から、甲斐の人が來て、上杉憲顯が、養子の能憲と共に、上野に起つて、直義に味方し、師冬を撃つと、師冬は、終に甲斐に逃げたが、諷訪氏の爲に、攻め殺されて仕舞つたと告げたので、二高は、びつくりして、とうとう、髪を剃り、笠を被つて顔をかくし、東へ走つて、尊氏に追ひ附かうと企てたが、上杉顯能の兵が、わざと、その間を邪覽して、追ひ附かさぬ様にした。その内、二高が、武庫川を渡る頃、三浦某が、師直を叱り付けて、「如何なる坊主なれば、憚る所もなく、左様に面をかくしをるぞ」といひ、笠を引ぬめくつて、その顔を見「うむ、此奴ぢや」といひ、薙刀で之を斬つた。師泰が、之を望み見て、逃げ様としたが、吉江某が、

槍を以て之を刺し殺した。師直の子の師夏等もみな殺されて仕舞つた。是に於て、尊氏は、播磨より、義詮は、丹波より、直義は、男山より、いづれも京都に入り、酒盛をして宴會を開いた。去り乍ら、互に話し合ふ言葉も少く、十分打ち解けずして、酒宴を終へた。

直義素飭情要譽。多歸之者。上杉顯能。以擅殺師直爲尊氏所逐。而畠山石堂。桃井氏。乘勢驕肆。與仁木細川土岐佐佐木氏相惡。時訛言每夜有勅兵於郊者。二黨交爲警備。少納言藤原有範。以儒學爲直義所親信。以太公望自比。說直義曰。參議淫亂。軼於商紂。公修周文之德。誰不嚮服。直義意益驕。七月。直常義房又說曰。聞仁木賴章等。各歸其國。赤松則祐與南朝通。皆以將軍父子意而圖公也。公宜速赴北國。連臣邑。越中甲斐。以自固。直義遽出奔。將士率從之。京師空虛。義詮大懼。且抵尊氏第。請備其返襲。尊氏曰。有命在天。何足虞也。吟嘯自如。八月。聞直義在敦賀。以萬人赴討。九月。直義兵六萬。來陣八相山。迭有勝敗。細川顯氏。畠山國清。勸直義媾和。不聽。二人怒降尊氏。十月。直義自越前走。赴鎌倉。尊氏患之。乃因赤松氏。請和南朝。留義詮守京師。而自將東伐。遠江以東盡附。直義尊氏以三千人。保薩摩山。直義陣

伊豆府。遣上杉憲顯。石堂義房等。將數十萬。迎擊尊氏。十二月。宇都宮氏綱。發下野兵。應尊氏。遇桃井直常于利根川。戰而克之。進至足柄山麓。炬火彌野。直義兵望見輒潰。仁木義長以三百騎追擊。至伊豆。憲顯走。信濃。直義與義房。匿于北條。尊氏遣義長等。執直義。入鎌倉。基氏切救解之。不聽。基氏出奔。安房。尊氏使人召還之。無何。直義暴卒。尊氏留鎮關東。

(訓釋) 飭情(シヤクシヤク) 慾があつても、それを抑へて、表を繕ふこと。筋は、謹むなり、戒るなり。情は本来の慾なり。要譽(ヨウヨ) 評判を得やうとする。驕肆(キョウシ) 高ぶつて我儘なること。訛言(シゴ) 根もなき誤つた風聞。勅兵(シツヘイ) 郊(ヘイカウ) 軍隊を市外で勢揃へする。交爲警備(コウキョウキョウ) 互に用心して手筈をする。儒學(ニョウガク) 孔子孟子等の仁義の道を教ふる學問。太公望(タイコウ) 姓は呂、名は尚、周の文王が四伯たりし時、呂尚に渭水の陽に遇ひ、ともに語つて大に悦び、吾が先君太公より、子を知むこと久しといひ、よつて、太公望と稱し、載せて俱に歸り、立て、師となしたりし人なり。參議(サンギ) 義詮をいふ。淫亂(インラン) 女色に耽つて締りのなきこと。軼(エツ) 上に出る。商紂(シヤウシヤウ) 殷の紂王のことなり。殷は、その祖先たる契が、唐虞の間に功ありて、商に封ぜられしより、殷の代のことなば、また商とも稱するなり。紂王は、名は受徳、又は辛ともいふ、酒を好みて淫樂し、その居るところ、酒を以て池とし、肉を懸けて林とし、長夜の飲を催ふせり、百姓之を怨み、諸侯呻くものあるや、炮烙の刑を起し、孕婦の腹を割き、賢人の心を割くに至りしが、終に周の武王の爲に滅ばされたり。周文(シウブン) 周の文王。文王は、名は昌、聖徳あり、四伯に封ぜられ、善を積み、徳を重れ、諸侯多く之に歸し、天下を三分して其二を有つに至り、なほ殷に服事せしが、その子武王に至つて、終に紂を滅ぼし、天下を掌握したり。返襲(ヘンシヤウ) 引き返して不意を打つこと。有命(ユウメイ) 運命といふものがある。吟嘯自如(インシヤウジコ) 詩歌などを歌ひうそぶきて平氣で居る。彌野(ミノ) 野原一ぱいになる。切(キツ) 怒々として。

●教解(イヌカ)直義を救ふて言譚をしてやる。●暴卒(ニハカニ)突然と死ぬ。暴にはか、卒は終る、支那にては、大夫又は歴々の人の死を卒といふ、我邦にても、略々之にならふ。卒は、この時は音「シユツ」なり。

(通解) 直義は、平素から、情を抑へ表を繕ふて、評判を取らうとしたので、之に歸する者が多かつた。上杉顯義は、勝手に師直を殺したといふので、尊氏の爲に放逐され、そして、畠山、石堂、桃井の三氏が、勢に乗じ、おごり高ぶつて氣儘を働き、仁木、細川、土岐、佐々木の諸氏と、互に仲が悪く、その時分、毎晩、軍隊を市外で勢揃へする者があるといふ、根もなき風説があつたので、この兩黨では、互に用心をして手配りした位であつた。少納言の藤原有範は、儒學に長じて居るといふので、直義に親密にされ、信用せられて、太公望を以て、自から氣取つて居たが、直義に説いて、「參議殿の淫亂は、般の紂王よりも甚しう御坐れば、貴殿が、周の文王の徳を脩めなされたならば、誰とて、附き従はぬものが御坐らうぞ」といつたので、直義は、心が益々高ぶる様になつた。七月、直常と義房が、又、直義に説いて、「承れば、仁木頼章等は、銘々その國に歸り、赤松則祐は、南朝と好を結んだと申すことで御坐りまするが、どれもこれも、將軍御父子の思召を受けて、貴方を滅ぼす巧を致すので御坐りまする。されば、貴方には、早速、北國へ御越になり、私どもの領地の越中と甲斐をつなぎ合はせて、御自身を堅固になされまするのが宜しう御坐りませう」といつたので、直義は、俄に出奔し、將士ども、引き連れ合つて之に従ひ

京都は空虚になつて仕舞つた。義詮は、大に懼れ、あくる朝、尊氏の屋敷に赴き、その引き返して不意討に來る場合の用心を致したいと請ふたが、尊氏は、運命と申すものがあつて、それは天にあることぢや、何んの心配する程のことがあらうぞ」といひ、詩歌を歌ひ、空うそぶいて、一向平氣であつた。八月、尊氏は、直義が敦賀に居ると聞き、一萬人を率ゐ、往つて之を征伐し、九月、直義の軍勢六萬、來つて八相山に陣取つたが、互に勝敗があつた。細川顯氏と畠山國清とが、直義に和睦を勧めたが、聞き入れられないので、二人は、腹を立て、尊氏に降参した。十月、直義は、越前から走つて、鎌倉に往つたので、尊氏は、大へん之を心配し、そこで、赤松氏に因つて、和睦を南朝に請ひ、義詮を留めて、京都を守らしめ、そして、自から大將となつて、東へ征伐に出かけたが、遠江より東は、残らず直義に附いて居た。尊氏は、三千人を以て、薩摩山を守つて居ると、直義は、伊豆の國府に陣取り、上杉憲顯、石堂義房などを遣はし、數十萬を率ゐて、尊氏を迎へ撃たしめた。十二月、宇都宮氏綱が、下野の兵を繰り出して、尊氏に味方し、桃井直常に利根川に出遇ひ、戦つて之に克ち、進んで足柄山の麓に至ると、その松明が、野原一ぱいであつたので、直義の軍勢は、之を望み見て、譯もなく崩れ出したから、仁木義長が、三百騎を率ゐ、追ひ撃つて、伊豆に至ると、憲顯は、信濃に走り、直義は、義房と共に、北條に匿れたが、尊氏は、義長等を遣はして、直義を捕へしめ、鎌倉に入つた。基氏は、懇々と、直義を救つ

て言譯をしてやつたれど、尊氏が聞き入れなだったので、基氏は、安房へ出奔したが、尊氏は、人を遣つて、之を呼び還さしめた。その後、幾程もなくして、直義が俄に死んで、尊氏は、留まつて、關東を抑へ鎮めて居た。

(文典)

上にいへる如く、主格の名詞(又は名辭)は、常則として文の起首に在るものなれども、たゞ、自動詞の「有」の字「無」の字等が、文の説明語たる場合に於ては、左の法則に従ふのである。
(一)自動詞たる「有」「無」等の文字が、文の説明語たるときには、主格に在る名詞(又は名辭)は、その説明語の下に位するを通例とする。

(イ) 越後越中之界。有寒原之險。(卷二頁一三六)

(ロ) 天下無地。容陛下。獨有此座而已。(卷五頁二二)

右イに於ては、「險」は文の主語、「有」は之に對する説明語である。「越後越中之界」の六字は、方處を指示せる副辭で、説明語を修飾し、「寒原」の二字は、領有格に在る名詞で、「之」の字を伴ふて、主語を形容して居るものなのである。又、ロに於ては、上句の主語は「地」で、その説明語は「無」である。「天下」の二字は、これまた、方處を指示して、説明語を修飾し、「容陛下」の

三字は、主語「地」を形容して居るものである。その下旬の主語は「座」といへる名詞で、説明語は「有」といへる自動詞である。「獨」は副詞にして、説明語及び主語の意義を限定し、「獨」の字は主語の意味をも限定する特用あることは嘗て述べたる如し、「此」は領有格の代名詞にして主語を指示して居る。「而已」の後置詞たることは申すまでもない。すなはち、この二例(三文)に於て、主語たる主格の名詞は、いづれも、動詞の下に在るのであるが、これが、通常の用法なのである。

七年二月。楠氏。北畠氏。以兵數千人。奉帝。襲京師。細川顯氏。敗走。細川賴春。死之。義詮。與百餘人。至勢多。橋。橋已斷。欲自殺。曾我某。泗。至前岸。取舟濟之。依佐佐木。土岐氏。北朝。二上皇。一帝。皆被虜。新田義興。義治。亦奉宗。良親王。起兵。東國。來攻鎌倉。稱十餘萬。諸將。以兵寡。復議避之。安房上總。尊氏。曰。關東諸國。聞我逃鎌倉。則必率歸於敵。不如逆擊也。乃使基氏。留守。而自將。五。百騎。發行。收兵。至武藏。得數萬騎。櫻場氏。直爲先鋒。與義興。弟義宗。戰。其兵。皆少壯。銳。進。敗走。入尊氏。軍。尊氏。軍亂。遂大敗走。至石濱。近士。二十餘騎。返。戰。死之。仁木義長。伏兵。擊義興等。大敗之。初。石堂義房。三浦高通。叛爲内應。

約三戰酣起刺尊氏。義房語之其子義基。義基告之尊氏。義房高通出奔。於是。與義興合七千人。反襲鎌倉。基氏出戰。不克。走歸尊氏。于石濱。諸將士稍集。凡八萬餘人。而上杉憲顯自信濃叛。附義宗。合二萬騎。陣碓氷。尊氏曰。先破衆者。寡者自走。進攻義宗。走之。義興等亦散走。京畿將士聞尊氏捷。則率歸義詮。義詮得兵三萬。入京師。官軍退。保男山。三月。義詮與細川顯氏。赤松則祐會。絶官軍糧道。圍男山。數日。會山名時氏與子師義。亦率山陰兵。來助。攻奪淀口。四月。諸將齊進。攻北畠顯能。于園殿。楠正儀。于更科。破之。五月。終陷男山。帝南走。

(訓釋) 二上皇(ニジウノミコ)、光嚴(ミチヒロ)、光明天皇(ミチヒロノミコ)、崇光(タカミツ)天皇(ミコ)、近士(キンシ)、側近(ソコキン)居る兵士(イマシ)。

(通解) 正平七年二月、楠氏北畠氏が、兵士數千人を率ひ、後村上帝を奉じて、京都を不意打ちし、細川顯氏は、敗れて逃げ、細川頼春が、之に死んだ。義詮は、百餘人と共に、勢多の橋まで落ち延びると、橋は早や切り落されてあつたから、自殺しやうと思つたが、曾我某が、滔いで向ふ岸に至り、舟を取つて來て之を渡したので、佐佐木氏、土岐氏にたよることになつた。この時、北朝の二上皇と一帝とは、南朝方の爲に、虜とならせられた。さて、新田義興と義治も、亦、宗良親王を奉じ、兵を關東に起し、來つて鎌倉を攻め、その兵數は、十餘萬と稱する程で、足利方の

諸將は、味方の軍勢が少きゆへ、再び安房上總に避けやうといふ評議をしたが、尊氏は、關東の諸國で、此方が鎌倉を逃げたと聞いたならば、必定、引き連れ合ふて、敵に附くに相違ないゆへ、迎へて撃つ方が善い」といひ、そこで、基氏をして、鎌倉に留り守らしめ、そして、自から五百騎を率ひて出發し、行く／＼兵を聚めて武藏に至ると、數萬騎を得た。やがて、豊場氏直が先鋒となり、義興の弟の義宗と戦つたが、その兵士は、いづれも年が若く血氣盛んで、たゞ一途に進んだ爲に、負けて逃げ出し、それが尊氏の軍へ駆け込んだので、尊氏の軍は亂れ出し、遂に大敗北となり、走つて石濱に至り、近侍の兵二十餘騎が、引き返し戦つて、之に討死した。しかし、仁木義長は、伏せ勢をして、義興等を撃ち、大に之を敗つた。はじめ、石堂義房、三浦高通が、足利氏に叛いて新田氏に裏切り、戦の真最中に起つて、尊氏を刺し殺さんことを約束したが、義房は、之を其子の義基に話すと、義基は、之を尊氏に知らせ、その事が露顯に及んだので、義房高通は、出奔したのであるが、こゝに於て、兩人は、義興と共に、七千人を合はせ、反つて鎌倉を襲ふたから、基氏は、出で之と戦つたが、負けたので、走つて、石濱に於ける尊氏の處へ駆け込んだ。その内、諸將士が、ぼつ／＼と來り集つて、凡そ八萬人餘りとなつた。しかるに、上杉憲顯が、信濃から、叛いて義宗に付き、二萬騎を合はせて、碓氷に陣取つたので、尊氏は、先づ多勢の方さへ破つたならば、小勢の方は自然に逃げるであらう」といひ、進んで、義宗を攻め

て、之を走らすと、義興等も、また、散りくになつて走つた。こゝに、京都畿内に居る將士どもは、尊氏の勝利を聞くと、相率ひて義詮に付き、義詮は、兵三萬を得て、京都に入り込み、官軍は、退いて男山に立て籠つた。三月、義詮は、細川顯氏、赤松則祐と一所になり、官軍の兵糧道を絶ち切り、男山を圍むこと數日に及んだが、折から、山名時氏が、子の師義と共に、亦、山陰道の兵を率ひて來り援け、攻めて淀口を奪ひ取つたので、四月には、諸將が一時に進み、北畠顯能を圍殿に攻め、楠正儀を更科に攻めて、之を破り、五月に、とうく、男山を攻め落して、後村上天皇は、南の方へと御逃げになつた。

八月、義詮立、崇光、太弟、初、光明之立也。後醍醐天皇以偽器授之。二月之亂、其器又毀。於是、公卿議、無劍璽而即位不可。關白藤原良基曰、尊氏爲劍、良基爲璽、何不可。遂立。是爲後光嚴院。

(通解) 八月、義詮は、崇光天皇の皇太弟を立てた。はじめ、光明天皇の御立になつた時、後醍醐天皇には、贋の神器を以て、之に授けさせられたが、この年の二月の騒動に、その贋の神器も又こわれた。是に於て、公卿達は、劍璽なくして御即位になることの宜しからざる旨を評議したが、關白藤原良基が、尊氏が劍で、この良基が璽であれば、何の悪いことがあらう」といひ、遂

に御立ち遊ばさるゝことになつたので、それが、後光嚴天皇である。

當、是時、政在、於、義詮。義詮寵、佐、佐木道譽。道譽、即、高氏。信綱五世孫也。初、勸、尊氏、滅、北條氏。數、因、新田氏。及、直義。直冬、叛、不、爲、變、志。屢、拯、義詮之危。以、故、寵、幸、用、事。子、秀綱。弟、氏賴等。皆、被、親、信。山名時氏、負、功。欲、得、三、邑。於、若、狹。使、子、師、義、就、道、譽、請、之。曰、將、軍、所、約、也。道、譽、方、宴、不、顧。師、義、立、至、日、暮。乃、忿、曰、我、寧、須、汝、乎。馳、歸、伯、耆。與、時、氏、俱、應。官、軍。吉、良、滿、貞。石、堂、賴、房。嘗、黨、直、義。赤、松、氏、範。與、兄、則、祐。惡、皆、起、應、之。八、年、六、月。同、時、入、京、師。義、詮、移、北、帝。于、叡、山。而、自、陣、鴨、河。東、道、譽、先、敗。細、川、清、氏、獨、止、戰。義、詮、召、還、之。已、而、山、徒、又、通、款、於、敵。義、詮、走、近、江。新、田、氏、餘、黨、堀、口、貞、祐。率、士、寇、要、擊。秀、綱、死、之。行、至、鹽、津。土、寇、復、起。兵、潰。清、氏、下、馬。負、北、帝。東、走。達、垂、冰。尊、氏、已、定、關、東。留、基、氏、鎮、之。佐、以、畠、山、國、清。而、西、與、義、詮、遇。與、共、入、京、師。而、時、氏、兵、日、逃、亡。走、歸、伯、耆。時、氏、乃、曰、衆、之、不、歸、我。我、知、其、由、也。乃、索、直、冬。直、冬、自、直、義、死、匿、于、長、門。於、是、時、氏、擁、戴、之。歸、者、果、多。足、利、高、經。桃、井、直、常。皆、來、送、款。

(訓釋) 拯(スク)、助けるなり。●負功(オホコト)、手柄を鼻にかけ自慢する。負は恃むなり。●忿(イカ)、いらくと思ふなり。●

●●●●●(イフマシヤン)、何の其方の世話にならう。●●●●●(ド)、その土地の一隅。●●●●●(ヨ)、理由、わけ。●●●●●(ヨウ)、我が方へ抱へ込んで上に戴く意味なり。

(通解) この時に當つて、政事は、義詮の手にあつた。義詮は、佐佐木道譽を寵愛して居たが、道譽といふは、即ち高氏のこと、信綱の五代の末孫であるが、はじめ、尊氏に勸めて北條氏を滅ぼさしめ、幾度も新田氏を困らせ、直義直冬が叛いた時にも、それが爲に志を變へることもなく、度々義詮の危急な場合を救つたこともあつたので、それゆへ、御氣に入つて、政事向のこゝとを、なにくれと取り捌いて居り、子の秀綱、弟の氏頼など、いづれも義詮に親信されて居た。山名時氏は、手柄を鼻にかけて、知行を若狭に得んと思ひ、子の師義をして、道譽の處へ往つて之を頼ましめ「將軍が、與へる御約束をなされたので御座るから」といはしめたが、道譽は、丁度、酒盛をして居て、振り向きもせず、師義は、立つたまゝ、待つて日暮頃に至つたから、そこで、むつとして怒り「身共は、何の其方の世話にならうぞ」といひ、馳せて伯耆に歸り、父時氏と共に、官軍に應じた、吉良満貞、石堂頼房は、以前、直義に味方し、赤松氏範は、兄の則祐と仲が悪かつたが、いづれも起つて之に應じ、八年六月、同時に京都に討ち入つたので、義詮は、北朝の天皇を叡山に移し奉り、そして、自から鴨河の東に陣取つたが、道譽が眞最初に負け、細川清氏が、獨り止つて戦つたが、義詮は之を召し還した。その内、叡山の僧徒も、また、好を敵

に通じたので、義詮は、近江に走ると、新田氏の殘黨の堀口貞祐が、土地の一揆を引き連れ、待ち伏せして之を撃ち、秀綱が之に討死し、それから、行つて鹽津に至ると、一揆が復た起つて、我が兵は、散りくになつたので、清氏が、馬から下り、北朝の天皇を背に負ひ奉つて、東に向つて走り、垂氷まで到達した。折しも、尊氏は、已に關東を平定し、基氏を留めて之を鎮撫せしめ、之を輔佐せしむるに島山國清を以てし、そして、自分は、西に向つて上つて來ると、丁度義詮に出遇つたから、そこで、ともく、に京都に入り込んだ。して、時氏の方は、兵士が日々逃げ失せるので、走つて伯耆に歸つたが、時氏は、そこで、「多勢の者が、此方に附かぬのは、その譯が分つたわい」といひ、そこで、直冬を捜し出した。直冬は、直義が死んでから、長門に匿れて居たが、こゝに於て、時氏は、之を守り立て、大將に戴くと、附いて來る者が、案の如く多く、足利高經や桃井直常が、いづれも來つて好をはこんだ。

高經之克新田義貞也。得其二刀。尊氏欲取之。曰。源氏之寶也。宜傳之。宗家。高經斬之。給曰。嚮託於長崎道場。罹災矣。取他二刀。燒而獻之。尊氏怒。擯斥高經。高經怨望。終歸直冬。九年冬。直冬等並起。東攻京師。義詮與道譽出拒。播磨。明年正月。直冬時氏自丹波入。仁木頼章新爲執事。不取要擊。尊氏奉

駕、走近江。六角氏頼。仁木義長等來援之。而細川頼之以四國兵入援。頼之頼春子也。於是義詮陣于神南山。時氏師義與楠氏兵還攻神南山。諸將拒戰大敗。師義視四目。旗號曰。彼非道譽乎。麾卒逼擊。赤松則祐侍。義詮呼騎兵。勗之。憑高馳下。師義被傷。走。尊氏在叡山。聞神南之捷。進陣東山。遣義長清氏。與高經直常戰。終攻直冬于東寺。義詮軍山崎。頼章軍嵐山。絶其糧道。直冬遂走界浦。ト三戰于八幡廟。巫曰。神意不右抗父者。諸將乃解走。尊氏迎。駕歸京師。三上皇亦至自吉野。

(訓釋) 斬(ムシ) 音なり。●道譽(ミチノタカ) 寺。●道譽(ミチノタカ) 退けてはね除けるなり。●勗(シツ) 勵まして情を出させる。●高(タカ) 高い處であるのをたよりにして。●ト(ト) 獨斷を採りしなり。●巫(ムス) かんなぎ。神主のことなり。●三上皇(ミカミノミコ) 光 嚴、光 明、崇光の三方なり。

(通解) 高經が、新田義貞に克つた時に、その二刀鬼切鬼丸を手に入れたが、尊氏は、之を取らうと思ひ、「源氏の重寶なれば、之を本家に傳へる筈のものぢや」といふと、高經は、之を惜み、欺いて、「さきつ頃、長崎の寺に預け置きましたところ、火事に出遇ひました」といひ、他の二振の刀を取り出し、焼いて之を獻上に及んだが、その事が知れて、尊氏は怒り、高經を退けたので、高經は、それを怨に思ひ、とうとう直冬に附いた。九年の冬、直冬等は、並び起つて、東の方京

都を攻めたが、義詮は、道譽と共に、出でて播磨に拒いだ。翌年正月、直冬時氏が、丹波から討ち入ると、仁木頼章が、新に足利氏の執事となつて居たが、強いて、待ち伏せして撃たうとせなんだので、尊氏は、後光明天皇を奉じて、近江に走つた。然るに、六角氏頼仁木義長等が、來つて尊氏を援け、そして、細川頼之も、四國の兵を率ゐ、入つて義詮を援けた。頼之は、頼春の子である。是に於て、義詮は、神南山に陣取ると、時氏師義は、楠氏の兵と共に、京都より引き還して神南山を攻め、諸將が、拒ぎ戦つたが、大に負けた。しかし、師義が、四目の旗印を見て、「彼が道譽ぢやないか」といひ、兵卒を指揮して迫り撃つと、赤松則祐が、義詮の側に居て、騎兵を呼んで、之を勵まし、高い處であるのをたよりに、馳せ下つて攻めしめたので、師義は、手創を受けて走つた。尊氏は、叡山に居て、神南の勝利を聞き、進んで東山に陣取り、義長清氏を遣はし、高經直常と戦はしめ、かくて、終に直冬を東寺に攻め、義詮は山崎に陣取り、頼章は嵐山に陣取つて、その糧道を絶つことにしたので、直冬は、遂に界浦に走り、戰の勝敗に付き、八幡宮に於て御鬮をあげると、神主が「神の思召は、父に手向ふ様な者を御助けにならぬと云ふことで御座る」といつたから、諸將は、そこで、いづれも解散して逃げて仕舞ひ、尊氏は、後光明天皇を迎へて京都に歸つた。三上皇にも、また、吉野から御還幸遊ばされた。(この本文、稍明譽を缺くの嫌あれば、事實に附いて、少し補ひ置くべし。十年の正月、直冬時氏が、丹波から京都

に攻め入つた時には、義詮は、播州の斑鳩驛に駐屯して居たので、本文の六角氏頼仁木義長等の來り援けたのは、近江に在る尊氏の方なれども、細川頼之が、四國の兵を率ゐて來たのは、斑鳩驛の方へ至つたのである。そこで、尊氏と義詮とが、東西より挾撃する手筈で、義詮が、神南山に進み、陣を張つた譯である。又、神南山の戦で、はじめは、義詮の軍勢が、拒ぎ戦つて負けたれど、師義が、道譽の陣を目掛けて迫りし際には、全體に於て、大に義詮の軍が勝つたので、ただ師義のみが傷を被つた位のことではないのである。それゆゑ、本文に、神南の捷を聞くといふことが出て來るのである。これだけの事を注意して置かぬと、本文が分らぬ様である。

(文典)

「有」「無」等の自動詞が、文の説明語たる場合に於て、その説明語の上に、名詞又は名辭を置くこと少なからず、前に出せる二例の如きも、其一であるが、簡様な文に就いては、動もすれば、上に置かれたる名詞或は名辭を以て、その文の主語と見誤ることあれば、細心なる注意を要することである。而して、此の如き文に於ては、その上に置かれたる名詞或は名辭は、大概、前回の二例に於けるが如く、副詞の作用を爲すもので、指定格に在る名詞或は名辭なのである。今、試みに、古書より、同様の數文を引用すれば、左の如くである。

- (イ) 管氏亦有反玷。(論語、八佾篇)
 - (ロ) 十室之邑必有忠信如丘者。(論語、公治長篇)
 - (ハ) 廐有肥肉廐有肥馬民有飢色。(孟子、梁惠王上)
 - (ニ) 客有吹洞簫者。(蘇賦、前赤壁賦)
 - (ホ) 内無怨女外無曠夫。(孟子、梁惠王上)
 - (ヘ) 國君好仁天下無敵。(孟子、離婁上)
- (イ)の「管氏」、ロの「邑」、ハの「廐」「民」、ニの「客」、ホの「内」及び「外」、への「天下」は、いづれも、一見恰も主語の如くなれど、その實は、皆副詞或は副辭にして、指定格に在る名詞又は名辭に外ならぬので、文の主語は、却つて、下に在る各黒點を施こしたる名詞である。すなはち、説明語の上に在る名詞或は名辭には、「ニ於テ」とか、「ノ中ニ」とか云へる語を加へて見るべきものたることは、讀者が少しく注意せらるれば、分らうと思ふが、念の爲に、右の最後の例(へ)に就いて、その然る所以を證明すれば、この例の直ぐ次の句には、
- 今也欲無敵於天下而不以仁。

とあつて、「天下」の二字には、「於」の前置詞を冠して、明かに指定格の形を取り、前句に於ては、文の説明語たりし「無」の字を修飾する副詞の作用を爲して居るのである。他も之によつて類

推すべきである。元來 指定格に在る名詞は、主格の省略せられたる場合などに於て、説明語の上位に位すること少なからぬので、間違を生じ易いのであるが、いづれ、下の指定格の下に至つて之を述ぶる時があらうと思ふ。

十三年四月。尊氏患瘧。年五十四。北朝贈從一位左大臣。以義詮、襲征夷大將軍。基氏爲左馬頭。官軍乘足利氏之喪。所在並起。鎮西探題一色直氏。爲菊池武光所敗。義詮遣細川繁氏代之。道病死。少貳頼尙。大友氏時。數擊武光。而新田義興謀襲鎌倉。基氏使畠山國清誘殺義興。親觀三兵。於入間河。關東大伏。

(訓釋) 瘧(マ) 腫物。● 殿(ス) 軍容の盛んなことを衆人に見せること。今日でいへば觀兵式を行ひしなり。

(通解) 十三年四月。尊氏は、腫物が出来て死んだが、年は五十四であつた。北朝では、從一位左大臣を贈られ、義詮を以て、征夷大將軍を襲がしめられ、基氏を左馬頭に任せられた。官軍は、足利氏の喪中であるのに附け込んで、所々に並び起つた。鎮西の探題の一色直氏は、菊池武光の爲に敗られたので、義詮が、細川繁氏を遣はして、之に代らしめたが、途中で病氣に罹つて死んだ。少貳頼尙、大友氏時は、度々、武光を撃つた。してまた、一方では、新田義興が、鎌倉を襲はんと企てたが、基氏が、畠山國清をして、義興をおびき寄せて殺さしめた。また、親ら觀兵を入間河で行つて、威勢を示したので、關東は、大に屈伏して仕舞つた。

國清說基氏曰。故將軍捐世。天下疑兩公之相忌也。臣請得將兵南定吉野。以解新將軍之意。基氏然之。發八州兵。附國清西上。十四年冬。國清入京師。明年正月。義詮率諸將出軍。尼崎國清進軍。筒山使弟義深別攻龍門。敗歸。又使弟義熙代攻。拔之。赤松氏範約爲內應。不成。來奔。諸將亦拔三城。遂攻楠氏。赤坂走之。楠氏奉帝。匿金剛山。五月。義詮凱旋。

(訓釋) 故將軍(コシヤ) 尊氏。● 捐世(ソク) 死ぬること。● 兩公(コウキウ) 義詮と基氏。● 相忌(アヒ) 互に嫌つて邪覽に思ふ。● 新將軍(シンケン) 義詮。● 三城(サンシヨウ) 河内の平岩、箭尾、龍泉の三城なり、詳しく楠氏記に出づ。

(通解) 畠山國清が、基氏に説いて、「前將軍様が御他界遊ばされしに就いては、天下の者が、貴方がた御兄弟の御仲が悪くはないかと疑ふて居りますれば、私は、何卒、兵を率ゐ、南の方吉野を定めて、今の將軍様の御意の解ける様に致したう存じまする」といふと、基氏も、成程と思ひ、關東八箇國の兵を徵發し、國清に附けて西上せしめ、十四年の冬、國清は、京都に入つた。あくる年の正月、義詮は、諸將を率ゐ、京都を出でて、尼崎に陣取り、國清は、進んで筒山に陣取つて、

弟の義深をして、別に龍門を攻めしめたが、負けて歸つて来たので、又、弟の義烈をして、代つて攻めしめ、之を落した。赤松氏範が、裏切をする約束であつたが、仕途げ得ずして逃げ來り、諸將も、亦、三城を攻め落したので、遂に楠氏を赤坂に攻めて之を走らし、楠氏は、後村上天皇を奉じて、金剛山に匿れ、五月に、義詮は、凱歌を奏して還つて來た。

國清之入京師。視仁木義長。專橫深嫉之。乃密謂諸將曰。是役實圖義長也。彼日陣西宮。未嘗進戰。聞敗則喜。聞捷則憂。吾請從諸公誅奸臣。時細川清氏等素與義長有隙。亦同之。七月。楠氏出兵。攝津國清清氏即赴之。議返擊義長。義長聞之。遣子弟拒諸路。而自以兵守義詮。佐佐木道譽。夜潛自側門入。見義詮曰。諸將所圖。而將軍右之何也。然諸將意亦不可測也。今臣與義長議事於外。將軍以其間出逃西山。義詮乃稱疾作。就寢。義長罷出。會道譽來。與語。至夜半。道譽去。義長入臥內。白事。無答者。乃大索之。不得。其兵潰散。遂走歸伊勢。官軍乘弊並起。衆歸罪於國清。國清懼。東歸。路經義長邑。厘免而歸。義長使弟義住。與石堂頼房。陣葛木山。義詮令六角氏頼。上岐直氏擊降。義住遂討義長。義長遂降官軍。

(訓釋) 日(ニ)キ、誓日。●同之(コノ)ヲ、義長を誅することに賛同する。●側門(ソク)、傍門なり。●罷出(イダ)、そこを退き出るなり。●就寢(シユシ)、臥内に入る。●臥内(イノ)、寢所。●乘弊(ヘイ)、内訌に附け込む。●弊は事の敗れたるなり。

(通解) 國清が京都へ行つたとき、仁木義長の我儘で横着なのを見て、深く之を惡み、そこで、内々、諸將に向ひ、この度の戦には、實は義長を討ち取りたい積りで御座つたのぢや。彼は、さき頃、西宮に陣取つたが、かつて進み戦はうとも致さず、味方が負けたと聞けば喜び、勝つたと聞けば心配しをつて御座る。されば、身共は、どうか、各々方に従ふて、あの奸臣を誅したひと存すること御座る」といつた。時に、細川清氏等は、平生から義長と仲が悪かつたから、亦、これに同意した。七月、楠氏が、兵を攝津に繰り出すと、國清と清氏は、即座に之に赴き、引き返して義長を討つことを相談したが、義長が、之を聞き、子弟を遣はして、之を路に拒がしめ、そして、自から兵を以て義詮を守つた。すると、佐々木道譽が、夜中、ひそかに、傍門から忍び入り、義詮に目通りして、「諸將どもでは、之を除きたひと企て、居りまするに、將軍が、之を御庇ひになりまするのは、如何なる譯で御座りまするか。しかし、諸將どもの意底とても、亦、何も計られませぬ。されば、今、私が、義長と、外で或る事柄を話して居りまするゆへ、將軍には、その間に、こゝを御出ましになり、西山へ御逃げ遊ばされませ」といつた。義詮は、そこで、病氣が起つたと稱して、臥内に往つた。義長は、最早や用事もないので、そこを退出すると、折か

ら、道譽が来た。何事か話があるといふので、ともくくに物語りつゝ、夜中頃になつて、道譽は立ち去り、義長が、かの義詮の臥戸に入つて、その事を言上に及ぶと、返事する者が無い。そこで、大に之を捜したが、見附からず、部下の兵士は、之を聞いて、散りくりに逃げて仕舞つたので、義長は、遂に走つて伊勢に歸つた。官軍が、この内訌に附け込んで、一時に起つたから、多勢の者は、その罪を國清に歸すると、國清は、懼れて、東へ歸つたが、路すがら、義長の領地を通り、散々な目に遇ひ、やつと免がれて鎌倉へ歸り着いた。義長は、弟の義住と石堂頼房をして、葛木山に陣取らしめたが、義詮が、六角氏頼、土岐直氏をして、撃つて義住を降参せしめ、遂に義長を征伐すると、義長は、とう／＼、官軍に降参した。

十六年。山名氏遙應義長。攻取美作。楠氏攻取攝津。殺佐佐木秀詮。秀詮、道譽孫也。初、赤松範資爲攝津守護。傳之子光範。道譽譖而奪之。又欲奪加賀於富樫氏。子月之於其婿斯波氏。因細川清氏廷爭之。乃止。清氏和氏子也。時爲執事。赤松則祐亦娶道譽女。清氏欲得則祐管内一邑。以賞其戰士。道譽不許。清氏嘗設宴。請義詮。道譽更爲高會。請焉。義詮願如佐佐木氏。以故。兩家相惡。清氏冠其子。于八幡祠。命名八幡源氏。故事也。義詮猜之。會有僧善

騰者。自鎌倉來。一日造佐佐木氏。從容語。次及清氏託願書之事。道譽索觀其書。不復返。與明日袖適伊勢氏。請上義詮。伊勢足利氏之司傳宣者也。伊勢視其書。呪義詮基氏。而自代之也。伊勢心疑之。未上也。義詮偶有疾。道譽入而視之。問曰。見清氏書邪。義詮曰。未也。召伊勢而上之。義詮因檢八幡祠。又得清氏願書。與前書同。於是陰謀誅之。後數日。清氏詣天龍寺。多率甲士。義詮以爲謀泄。夜遽走新熊野。撤橋而守。清氏大驚。使人訴其冤。不答。乃歸其邑。若狹。留弟將氏。以明無異志。不聽。十月。義詮遣兵討清氏。清氏南走。因石堂頼房降官軍。畠山國清亦叛基氏。國清之西也。關東將士多亡歸者。國清盡收其邑。將士連署。訴之。基氏基氏請國清。國清懼。走伊豆。弟義深走信濃。並起兵。應官軍。

(訓釋) 山名氏(ヤマナ)時氏(トキウヂ)なり。●延争(テウジウ)政(セイ)に於て争ふなり。●高會(カウカイ)盛(セイ)なる宴會(ウツクワイ)前(マヘ)にも出づ。●詔次(ジ)話(ワタシ)の序(シヨ)で。●袖(スリーブ)袂(タビ)へ入れて。●司傳宣者(シヘンセンシヤ)命令(メイレイ)などをつたへるぶることを掌(ウツサ)る者(モノ)といふことにて、謂(イハ)はゆる取次(トウジ)役(ヤク)なり。●呪(ノロ)ス(ス)呪詛(ノロコト)する。のろふ。

(通解) 正平十六年、山名氏は、はるかに義長に應じ、攻めて美作を取り、楠氏は、攻めて、攝津を取つて、佐佐木秀詮を殺した。秀詮は、道譽の孫である。はじめ、赤松範資は、攝津の守護

となり、之を其子の光範に傳へたが、道譽が、讒言して、之を奪ひ取つたものなので、道譽は、又、加賀を富樫氏から奪つて、之を其婿の斯波氏因に與へやうと思つたが、細川清氏が、政廳に於て、公然之を争つたので、やつと止めた。清氏といふのは、和氏の子で、この時分、執事となつて居た。赤松則祐も、また、道譽の娘を娶つて居たが、清氏が、則祐の管轄内にある一邑を藍ひ受けて、部下の戰士に褒美として與へたひと思ふと、道譽が承知しなかつた。清氏が、ある時、宴會を設けて、義詮の來臨を請ふことにしたが、道譽は、更に盛んなる宴會を催ふして、之を招待すると、義詮は、顧みて佐佐木氏の方へ行つた。此等の事からして、この兩家は、互に仲が悪かつた。清氏は、その子を八幡宮で元服させて、名を八幡と附けたが、それは源氏の故例であるので、義詮が、之を疑ひそねんで居た。折しも、祈禱の上手な坊主があつて、鎌倉から上京し、ある日、佐佐木氏の處へ往つて、ゆる／＼話をした序に、清氏が自分へ願文を預けたことに及ぶと、道譽が、その願文を借りて見て、再び返し渡さず、明くる日、それを袂に入れて、伊勢氏の處へ赴き、それを義詮に差し上げんことを請ふた。伊勢氏といふは、足利氏の取次を掌る役人である。伊勢氏が、その願文を見ると、義詮と基氏とを呪ひ殺し、そして、自から之に代りたひといふのであつたから、伊勢氏も、心の中に、まさかと疑つたので、また之を差し出さずに置いた。すると、義詮が、ふと、病氣であつたので、道譽が、入り來つて之を見舞ひ、義詮に尋ねて、「清氏

の願文を御覽なされましたか」といふと、義詮が、「いや、まだぢや」といひ、そこで、伊勢氏を呼んで、之を差し出させると、呪の願文であつたから、義詮は、それで、八幡宮を取り調べさせると、また、清氏の願文が見つかり、比べて見ると、前の願文と同一であつた。是に於て、ひそかに、清氏を誅殺せんことを計畫した。その後、四五日たつて、清氏が、天龍寺へ參詣したが、多く鎧武者を引き連れて往つたので、義詮は、謀が洩れたものだと思ひ、夜、俄かに新熊野に走り、橋を取りはづして守つた。清氏は、大に驚いて、人をして、その無實の次第を訴へさせたが、義詮は、返答せなかつた。そこで、清氏は、その領地若狹に歸り、弟の將氏を留め置いて、他意なき旨を明にしやうとしたが、聴き入れられず、十月には、義詮が、兵を遣はし、清氏を征伐せしめたので、清氏は、南に走り、石堂頼房にたよつて、官軍に降參して仕舞つた。畠山國清も、亦、基氏に叛いた。さきに、國清が、西、京都へ往つた時、關東の將士で、逃げ歸つた者が多かつたが、國清は、残らず其領地を取り上げて仕舞つたので、將士どもは、連判して、之を基氏へ訴へた。そこで、基氏が國清を詰責すると、國清は、懼れて伊豆へ走り、弟の義深は、信濃へ走つたが、共に兵を起して、官軍に味方することになつたのである。

清氏奏。足利氏兵。東拒義長。西拒三時氏。臣請乘其虛。克復京師。詔許之。十二

月。清氏頼房等北上。諸將不_レ敢_レ邀_レ擊。義詮與_レ道譽。挾_レ北帝。走_レ近江。義詮子春王猶幼。爲_レ從者。所_レ抱。走_レ南禪寺。僧良芳匿_レ之。衣被中。送_レ致赤松則祐。則祐奉_レ之。白旗城。而引_レ兵入_レ援。遣_レ弟氏範。襲_レ行宮。姪範實與_レ足利高經等。從_レ義詮於_レ近江。凡_レ一萬餘騎。而無_レ附_レ清氏者。十七年正月。清氏遁去。義詮乃歸_レ京師。初道譽將_レ走_レ酒掃。其第_レ大壺貯_レ酒。留_レ二僧。誠曰。來者犒_レ之。已而楠正儀來。僧迎_レ犒_レ之。清氏欲_レ毀_レ其第。正儀不肯。留_レ鎧刀。謝而去。時人稱_レ道譽老手。博得_レ正儀鎧刀。傳_レ以爲_レ笑。

(訓釋) 衣被(イ、ヤ) 夜具。●送致(チウ、チウ) 送り届ける。●酒掃(サイ、サイ) 掃除する。酒は水をそいぐこと。掃は塵を去ること。●鎧(カウ) 酒食を要して勞を慰むるなり。●老手(ラウ、ラウ) 老練なる手腕。●博得(ハク、ハク) 博は博奕、かけごとをして、皆く當て、取つた如くなるをいふ。

(通解) 南朝に降参した清氏が、奏聞して、足利氏の兵は、東には義長を拒ぎ、西には時氏を拒いで居りますれば、臣は、何卒、その空虚であるのに附け込み、京都を取り返したる御座ります。といひ、詔して、之を許されたので、十二月、清氏頼房等は、北に向つて攻め上つたが、足利氏の諸將は、斷然迎へ撃つこともせなかつたので、義詮は、道譽と共に、北朝の天皇を御連れ申して、近江に走つた。義詮の子の春王は、まだ幼稚で、從者に抱かれて、南禪寺へ走つたが、僧

の良芳が、之を夜具の中に匿し置いて、赤松則祐に送り届けると、則祐は、之を白旗城に奉じ、そして、兵を引き連れて、入つて援け、弟の氏範をして、行宮を襲はしめた。その甥の範實は、足利高經等と共に、義詮に近江に従ひ、その軍勢は、凡そ一萬餘騎あつたが、清氏に附く者とは無かつた。かくて、十七年の正月、清氏は逃げ去つたから、義詮は、そこで、京都へ歸つて來た。はじめ、道譽が、京都を走り去らんとするとき、その屋敷を掃除して、大きな壺に酒を入れ、二人の僧侶を留め置き、之に注意して、「來た者があつたら、この酒を馳走せよ」といつて置くと、その内に、楠正儀が來たので、僧が迎へて之を馳走したが、清氏が、その屋敷を打ち毀して仕舞はんとすると、正儀は承知せず、鎧と刀とを留め、禮をいつて立ち去つた。そこで、當時の人が、「道譽の老練な手並は、正儀の鎧と刀とを、まんまとせしめた」といひ、言ひ傳へては、笑草とした。

(文典)

(三) 資格に在る名詞 (又は名辭)。 資格に於ける名詞 (又は名辭) は、之を支配する動詞の直下に在るを常則とする。

このことは、上の文辭說餘談の下に於て、一應これを述べ置きたるが、元來、他動詞に對しては、

賓語は、必要にして缺くべからざるものなれば、他動詞が、文の説明語たる場合に於ては勿論、文の主語となつて名詞に轉化したる場合などに於ても、苟も他動詞の在るところには、必ず賓語の之に隨伴するものなかるべからず、而して、かく密接の關係を有するものなれば、その賓語即ち賓格に在る名詞（又は名辭）は、前掲の如く、之を支配する他動詞の直下に來るべきものたることは、また自然の道理である。

(イ) 仁者先難而後獲。(論語、雍也篇)

(ロ) 智者樂水。仁者樂山。(論語、雍也篇)

(ハ) 富潤屋。德潤身。(大學)

(ニ) 勞心者治人。(孟子、滕文公上)

(ホ) 城挾山帶壑。(卷五頁四二)

の如きは、いづれも賓格の名詞が、他動詞の下に位して居る例である。又、他動詞が、文の主語を成し、名詞に轉化せる場合に、賓格の名詞が、その直下に置かるゝことは、從來屢々例示したる「抑源氏」所以殺平氏之權」の文に於ても知らるゝことであるが、古書に之を求むれば左の如くである。

爲仁由己而由人乎哉。(論語、顏淵篇)

好學近乎知。力行近乎仁。知恥近乎勇。(中庸)

賓格の名詞は、常に説明語又は主語に於ける動詞の下に隨伴するのみならず、現に上に例示せる(ニ)の文に於て主語の形容辭たる「勞心」の二字中、「心」の字が、賓格の名詞として、本來他動詞たりし「勞」の下に位して居る如きこともあり、その他、副詞の作用を爲せる動詞に伴ふて居ることは、その例少なからぬのである。

清氏走讃岐。圖再舉。山名師義出兵爲援。義詮令細川頼之擊清氏。今川貞世擊師義。師義糧盡而走。清氏與弟氏春等據白峰。官軍將中院氏。據西長尾。遠近競起。應之。頼之方在備中。七月。航歸歌津。先遣其母。說清氏曰。公蒙讒而逃。僕亮其心。雖然。自棄舊勳。割離親戚。公亦何忍也。今苟改圖。則聽公自新。邑土如故。僕爲公保之。清氏問答累日。中國兵追附頼之。城壘全成。乃絕清氏。召其將新開直行曰。彼主我客。客利速戰。汝向長尾。使彼分兵。而潛歸。與吾夾攻清氏。清氏慄慄。獨身輕出。一戰可擒。直行乃以兵五百。行。縱火向長尾。清氏曰。長尾陷。則敵出我背。不可不救。遣氏春。以千餘騎。赴援。直行射戰至暮。列炬而潛還。黎明。與頼之攻白峯。呼譟挑戰。清氏輕甲馳出。馬負

箭、殘。與二兩騎一搏而死。氏春覺、直行去。追之。途望白峯、皆賴之旗幟矣。乃走和泉。長尾不攻而陷。四國盡定。而國清、義深又降於基氏。基氏將誅之。國清西走。降官軍。不許。終俄死。義深脫走。後降義詮。於是降者相踵。大内弘世、久屬官軍。略取周防長門。乃舉二國來降。十九年。山名時氏、仁木義長、石堂賴房、吉良滿貞等皆降。義詮皆宥其罪。

(訓釋) 亮(トス)、諒(トス)と同意。まこととする。偽なき意慮を十分推察するといふこと。●自棄(シキ)、自暴自棄(シキ)の意。●割腹(セウブツ)、親類に引き分け離れる。●何忍(ナニシ)、忍は、人情に於て堪へられぬことを強ひてすること、二字にて、なんといふ心強いことではあるぞといふ意なり。●改圖(カエト)、思案をしかへる。●離(ワカ)、離(ワカ)といふ程の意味。●自新(シニシ)、自分に善に進むこと。今は、改心するをいふ。●保(ホ)、保護する。受け合ふ。●懐悍(ケウカン)、猛々しく氣早なること。●輕甲(ケウカウ)、身輕な鎧を着て。

(通解) 清氏が、讃岐に走つて、再度の旗揚を企て、山名師義が、兵を繰り出して、加勢をしたので、義詮は、細川頼之をして、清氏を撃ち、今川貞世をして、師義を撃たしめると、師義は、兵糧が盡きて走つたが、清氏は、弟の氏春等と、白峯に立て籠り、又、官軍の大將の中院氏は、西長尾に立て籠つて、遠近の者が、我もくと起つて之に應じた。頼之は、丁度、備中に居たが、七月、海を渡つて歌津に歸り、先づ自分の母を遣はして、清氏に説かしめ、貴殿が、讒言を蒙つ

て逃げられたことに就いては、身共も、貴殿の御心中を汲み得て居ること御坐るが。去り乍ら、御自分から、これまでの手柄をも棄て、親類の者とも引き分れて居り召さるといふのは、貴殿にも、また、何とした心強いことでは御坐るぞ。唯今、もし思案を變へ召されたならば、貴殿の御改心次第で、知行領分は、元の通りであることは、身共が、貴殿の爲に、御受合ひ申すことで御坐る」といつたが、清氏が、かれこれと問答して、日數を累ねて居ると、中國の兵は、追ひかけて來て頼之に付き、城の壘壁も全く出來上つたから、頼之は、そこで、清氏との話を中止して仕舞ひ、部下の大將の新開直行を召し「敵は主で味方は客ぢや。客兵は、速に戦ふ方が利方であるから、其方は、先づ長尾に向つて攻め、敵をして兵力を分けたしめ置き、それから、ひそかに歸つて、此方と清氏を挾撃することに致せ。清氏は、猛くして氣早い男であれば、獨り身で輕々しく打つて出るは必定、さすれば、一戦で生捕にすることが出来る譯ぢや」といつた。直行は、そこで、兵五百を率ゐ、行く／＼火を放つて、長尾に向ふと、清氏は、「長尾が落城致さば、敵は味方の後へ來るから、こりや、救はずば相成らぬ」といひ、氏春を遣はし、千餘騎を率ゐて、赴き援けしめた。直行は、矢戦をして日暮に至ると、松明をすらりと並べて置いて、ひそかに引き返し、夜のひきあけ頃、頼之と共に、白峯を攻め、呼ばはり噪いで戦を仕掛けると、清氏は、果して、身輕に鎧を着けて、駆け出して來たが、馬が矢を受けて仆れ、二人の騎馬武者と組討して死

んだ。長尾の氏春は、直行が立ち去つたことに氣が附いて、之を追つかけたが、途中で白峯を望むと、早や残らず頼之の旗や幟であつたから、そこで、和泉に走り、かくて、長尾は、攻めずして落ちて仕舞ひ、四國は、盡く平定した。そして、國清義深も、また、基氏に降参したが、基氏が、之を誅殺しやうとすると、國清は西へ走り、官軍に降参したれど、許されないので、とうとう餓ゑて死んで仕舞ひ。義深は、脱走したが、後、義詮に降参し。是に於て、降参する者が、續々とあつた。大内弘世は、久しく官軍に附いて、周防長門を切り從へて居たので、そこで、二國を擧げて來り降つた。十九年、山名時氏、仁木義長、石堂頼房、吉良満貞なども、みな降参し、義詮は、いづれも其罪を赦した。

基氏亦思上杉憲顯之育己也。招之信濃。授以越後。守護。逐舊守護清禪可。禪可拒憲顯。不克。走下野。已而基氏召憲顯於鎌倉。禪可又要擊之。基氏怒。自將討之。大戰于苦林。破之。禪可遁去。乃以憲顯執事。以代畠山國清。細川清氏之敗。衆推斯波氏因代執事。焉氏因高經。子道譽。婿也。高經短氏因。薦後妻。子義將。執事。而已決之。高經及觀北條氏。盛時。衆期其治平。已而所爲多。失人望。初尊氏直義。賦文武邑入五十分一。充軍興費。高經倍之。如建武。

故事。衆怨之。義詮造坊門。第課諸將。助工。赤松則祐功。緩高經罰。奪其邑一所。造五條橋。道譽董役。徵京師。戶租久而不成。高經捐私金。立成之。後高經宴諸將於幕府。道譽乃託事不。會而私張伎樂。于大原。高經啣之。會道譽不納。賦二歲。因奪其攝津。守護。道譽終與則祐等。共譖高經。義詮即密徵兵備之。高經入見。訴冤。義詮慰解。遣歸。越前。二十一年十月。遣山名時氏。畠山義深等。攻高經父子。二十二年七月。高經病死。義將降。高經既死。義詮欲以道譽執事。基氏薦細川頼之。代之。更稱執事。曰管領。

(訓釋) 義(ス) 天子に廟といひ、公侯に義といひ、大夫に卒といひ、士庶人に死といふ。共に歿することなり。●短(トス) 缺點ありとする。●自決之(ヲケル) 自分で取捌をする。●期其治平(イナキス) よく治まつて世の安らかなること。●賦(ス) 割り當て、取り立つる。●文武邑入(ヲツブ) 文武官の領地より取り立てる。●軍興費(ツクノヒ) 軍費といふが如し。●軍に就いてのかいりものなり。●建武故事(ツクノヒ) 建武元年、諸國地頭の。●功緩(コクノク) 工役を怠りぐづぐせしな故制。●坊門第(ハクモン) 三條坊門の屋敷。●助工(ツクノヒ) 普請の手傳をする。●戸租(コ) 戸數割なり。●私金(シキ) 自分の手元金。●伎樂(キガク) 雅樂の一にして、支那の國より傳はりたるもの。故にまた吳樂ともいふ。●啣(ク) 心中に怨を持つなり。●慰解(イカ) ながさめて不平を解くこと。

(通解) 基氏も、亦、上杉憲顯が、自分を育て、呉れたことを思ひ、之を信濃から招き寄せ、越後の守護職を授け、もとの守護たる清禪可を放逐した。禪可は、憲顯を拒んだが、勝たずして、

下野に走つた。その後、基氏が、憲願を鎌倉に呼びかけると、禪可が、又、之を待ち伏せして撃つたので、基氏は怒り、自から大將となつて、之を征伐し、大に苦林に戦ひ、之を破つて、禪可は、逃れ去つた。そこで、憲願を以て執事として、畠山國清に代らしめた。細川清氏が、足利氏に叛いて、終に敗れ死んだので、一同が、斯波氏因を推薦し、之に代つて執事たらしめた。氏因は、高經の子で、道譽の婿である。すると、高經は、氏因の缺點を申し立て、後妻の子の義將を推薦して、執事たらしめ、そして、自分が萬事を取り捌いて居た。高經は、老年で、北條氏の盛んな時のことをも見て、承知して居るので、一同が、よく天下を治め、世の中も安穩であらうと豫期して居つたが、やがて、高經の爲ることは、之に反して、多く人望を失つた。それは、はじめ、尊氏直義は、文武官の領分よりの収入五十分の一宛を割り當て、軍事の入費に充つることにしたのであるが、高經は、之を倍にして、建武元年の先例の如くにしたので、一同が之を怨んだ。義詮が、坊門の屋敷をこしらへ、諸將に割り附けて、普請を手傳はしめたが、赤松則祐が、工役を怠つて愚圖ついて居ると、高經は、罰として、その領地の一箇所を取り上げた。又、五條の橋を造るので、佐々木道譽を普請奉行とし、費用として、京都の戸數割税を徵集したが、久しくたつても出来上らぬと、高經は、自分の手元金を出して、立どころに之を成就し、その後、高經が、幕府に於て、諸將を招いて宴會を開いた時、道譽は、事にかこつけて出で來ず、そして、勝

手に伎樂を大原に催ふしたので、高經は、心の中に之を怨に思つて居ると、折しも、道譽が、租税を納めぬこと二年に及んだので、それを言種に、その攝津の守護職を取り上げた。是に於て、道譽は、終に、則祐等と共に、高經を讒言し、義詮は、時を移さず、ひそかに兵士を寄せ集めて、用心することになつた。高經は、幕府に入つて、義詮に目通りし、無實の次第を申し立てると、義詮は、之を慰めなだめて、越前に歸しやつたが、二十一年の十月には、山名時氏、畠山義深等を遣はし、高經父子を攻めしめた。二十二年七月、高經は病死し、子の義將は降参した。高經が既に死んだので、義詮は、道譽を以て執事とせうと思つたが、基氏が、細川頼之を推薦して之に代へ、執事の名稱を改めて管領といふことにした。

十二月、義詮有疾。使幼子春王監政。是爲義滿。義詮遂薨。義詮官至正二位大納言。是歲夏、基氏亦病卒。基氏官至從三位左兵衛督。基氏材武。爲義詮一鎮。關東使不_レ失_レ尊氏舊業。時論惜之。其子金王嗣立。是爲_二氏滿_一。

(訓釋) 監政(マツリゴト)、政事を監督する。●舊業(クワウ)、天下を取りし功業。●時論(ジロウ)、當時の世論。

(通解) 十二月、義詮は、病氣に罹つたので、幼子の春王をして政事を監督せしめた。それが義滿である。かくて、義詮は遂に死んだ。義詮は、官は、正二位大納言に至つた。この年の夏、基

氏も、また、病氣で死んだ、基氏は、官は、從二位左兵衛督に至つた。基氏は、材幹あつて武藝に達し、義詮の爲に關東を鎮めて、尊氏が天下を取りし功業を失はない様にしたが、このたび死んだので、當時の世論は、之を惜んだ。その子の金王が、その跡を相續して立つたが、それが氏満である。

(文典)

資格の名詞(又は名辭)は、之を支配する動詞の下に位すべきものなることは、上に述べしところの如くであるが、たゞ一二の除外例がある。次に出せる二條の規則が即ちそれである。
(三)他動詞たる「爲」又は「曰」の字などに支配せらるゝ資格の名詞(又は名辭)は、その動詞が補足語を伴ふときには、該動詞の上に位する場合が頗る多い。
資格の名詞と動詞との關係に就いては、前の文辭說餘談の下(卷三頁四七三—五一一)に於て、稍詳しく之れを述べ、右等の特例に關することや、倒裝法に關することなど、注意すべき重要な事項は、彼處の説明にて、略盡きて居る様に思はるが、たゞ更めて讀者の注意を喚起せんが爲に、これを、一條項として、特に掲出する次第である。前には、本書より其例を抽出し置きたれば(卷三頁五一〇—五二参照)、今は、古書に之を求むることにしやう。

(イ) 里仁爲美(論語、里仁篇)

(ロ) 唯天爲大。唯堯則之。(論語、泰伯篇)

(ハ) 君子誠之爲貴。(中庸)

(ニ) 不孝有三。無後爲大。(孟子、離婁上)

(ホ) 仁以爲己任。不亦重乎。(論語、泰伯篇)

(ヘ) 君子義以爲質。(論語、憲問篇)

(ト) 唯善以爲寶。(大學)

(チ) 以王季爲父。以武王爲子。(中庸)

(リ) 吾必以仲子爲巨擘焉。(孟子、滕文公上)

右は、いづれも、他動詞「爲」に支配せらるべき名詞(又は名辭)が、該動詞の上に位するの例である。その中、イよりニに至るまでは、別に前置詞を伴はずして、上に置かれたるもの(イロ)は資格の名詞、(ハ)は同名辭、(ホ)よりトに至るまでは、前置詞を資格名詞の下に伴へるもの、(チ)の二は、前置詞を上に伴へるものである。すなはち、「爲」の字に對して、資格名詞(又は名辭)が、其上に位するには、この三種類があるのである。尤も、前置詞を伴へる場合のことは、「爲」の動詞の時のみには限らぬので、その事に關しては、下に出せる條項をも参照せられんことを希

望するのである。

(イ) 其名曰棄天。(蘇洵、上田樞密書)

(ロ) 長曰周六。(韓愈、柳子厚墓誌銘)

(ハ) 天子適諸侯曰巡狩。(孟子、梁惠王上)

右は、「日」の他動詞に支配せらるゝ資格の名詞(又は名辭)が、その上に位する例で、その中、(ハ)は黒點を附したる五字が、名詞句を成し、句を擧げて賓語たることは、讀者の容易に了解せらるゝことと信ずる。

義満立、甫十歳。細川頼之爲管領焉。初、義詮臨終、撫義満、謂之曰。予汝一子。又指頼之。謂義満曰。予汝一父。頼之既以遺託輔幼主。内外望治。乃擇方正之士。文武備具者。侍其左右。又擇滑稽者數人。削髮。穿大袴。佩長刀大釧。目以童坊。出入府中。爲將士弄客。將士中有便佞者。頼之輒使其所善衆呼之。曰。有髮童坊。以斬辱之。更相懲戒。士風大革。頼之又作五箴。授將士曰。母偏愛憎。母修恩仇。母枉是非。母僥倖。母私匿。又使今川小笠原伊勢三氏草將府禮式。檢尊氏義詮所下文書。其出於高氏。佐佐木氏。宣達者。漸收奪之。

世稱基氏善知人。義詮善任人云。基氏臨終。亦託三氏滿於上杉憲顯曰。謹奉京師約束。莫或倍畔。氏滿少於義満一歲。憲顯盡心輔翼。關東倚安焉。

(訓釋) 撫(デ)背をなでる。遺託(タ)遺言の依頼。方正(ハク)曲りたることなく正直なること。滑稽(ケイ)おどけ。おかしき言葉或は身振をして、人を笑はしむること。語は、史記に出たり。但し、滑稽は、もと。酒器の名にて、言語の出でて窮なきこと、この酒器の酒を出す如くなるより、諧謔を滑稽といひしものなりとの説と。滑は韻、稽は同にて、同一事を、或は是とし、或は非とし、能く是非を混亂するよりいふとの二説あり。大鑿(ハニ)大幅の帯。便佞(ヘイ)便は、辯なり、佞は巧に諂ふなり、口さきばかりべらべらと上手にして、人にへつらふこと。論語の季氏篇に出づ。所善(コト)仲の善い親しき。斬辱(カン)斬り殺すこと。嘲弄(チョウ)嘲弄して恥をかきすこと。懲戒(チョウ)こらしめしむ。箴(シ)いましめ。規戒(キ)偏(ヘン)偏頗。依怙(イ)依怙ひきする。私匿(シ)内々で悪事を作し異心を抱くこと。草(ク)起草する。將府(ウツ)幕府。宣達(セン)取り次いで通達する。約束(ヤク)規程。倍畔(ヘイ)そむく。倚安(イ)たよりとして安堵する。

(通解) 義満が立つたが、年は甫めて十歳で、細川頼之が、管領となつた。はじめ、義詮が、命終らんとする時に臨み、義満の背を撫で、頼之に向つて、「其方に一子を遣はす」といひ、又、頼之を指し、義満に對して、「其方に一人の父を遣はす」といつたが、頼之は、既に、遺言の依託を受けて、幼主を輔佐し、幕府の内外ともに、いづれも太平を望んで居たから、そこで、頼之は、志も行も方正の侍で、文學武藝ともに備はれる者を選んで、義満の側に居らしめ、又、おどけ

た者數人を選び、髪を剃り、大きな袴を穿き、長い刀や幅廣の帯をつけしめ、名けて重坊といひ、幕府に出入せしめて、將士どもの玩弄物とし、そこで、將士の中に、口先ばかり上手で、細び語ふものがあると、頼之は、いつも、その間柄の親しき者どもをして、之を呼んで、「有髪の重坊」といはしめ、かくして、之を嘲り辱かしめ、たがひに、懲らし戒める様にしたので、侍どもの風紀が大に改良された。頼之は、また、五箇條の訓戒を作り、將士に授けたが、それは、愛と憎とに片よつてはならぬ、恩と仇とを報いてはならぬ、是非を枉げてはならぬ、僥倖を望んではならぬ、ひそかに悪心を懷き悪事をしてはならぬ」といふのであつた。又、今川、小笠原、伊勢の三氏をして、幕府の禮式を起草せしめ、尊氏義詮が下した文書を調べては、その師直、道譽などの高家や佐佐木家の取次した不都合なものは、だん／＼之を取り上げる様にしたので、世間では、頼之を推舉した基氏は、善く人物を知り、之に我子を託した義詮は、善く人に任じたものだと思讚した、といふことである。基氏も、死ぬ時に臨んで、子の氏満を上杉憲顯に託し、「謹んで京都の掟を奉じ、これに背く様なことがあつてはならぬぞ」といつた。氏満は、義滿より若きこと一歳であつたが、憲顯が、心を盡して之を佐けたので、關東は、之をたよりに安堵した。

二十三年。義滿冠。頼之爲賓焉。義滿遂襲征夷大將軍。是歲。上杉憲顯病卒。

義子能憲代爲執事。先是有一平一揆者。叛據河越。憲顯奉氏滿討滅之。宇都宮氏叛。又擊平之。及能憲代執事。新田義宗等起兵。能憲與弟憲春擊獲義宗。建德二年。菊池武敏起兵。肥後頼之以今川貞世爲鎮西探題。令大内義弘助焉。以備之。又命弟頼元助南朝。降將以攻吉野。文中元年。北朝太子受禪。是爲後圓融帝。二年。遣細川氏春攻吉野。獲藤原隆俊。是歲。直冬自石見來降。

(訓釋) 實(一)鳥帽子親、卷四(頁六一四)を見よ。●平一揆(タヒラ)、平氏或は北條氏の餘黨なるべしといへど未だ詳ならず。一揆とは、徒黨を結び、武器を執つて起ちしものを稱したるなり。

(通解) 二十三年、義滿が元服をして、頼之が鳥帽子親となり、義滿は、遂に征夷大將軍の職を繼いだ。この年、上杉憲顯が病死し、養子の能憲が、代つて執事となつた。これより先、平一揆といふものがあつて、叛いて河越に立て籠つたが、憲顯が、氏滿を奉じて、之を討ち滅ぼした。宇都宮氏も叛いたが、これまた、撃つて之を平げた。能憲が代つて執事となるに及び、新田義宗等が、兵を起したが、能憲は、弟の憲春と共に、義宗を討ち取つた。建德二年、菊池武敏が、兵を肥後に起したが、頼之は、今川貞世をば、鎮西の探題となし、大内義弘に之を助けしめ、かくして之に備へ置き、又、弟の頼元に命じ、南朝より降参した大將を助けて、吉野を攻めしめた。

文中元年、北朝の太子が禪を受けさせられた。それが後醍醐天皇である。二年に、細川氏春を遣はして、吉野を攻めしめ、藤原隆俊を討ち取つた。この年、直冬が、石見より來つて降参した。

義満起第、于室町。稱花御所。造四足門。天授四年。徙居焉。五年。義満出軍于東大寺。遣山名義理。山名氏清。南侵。拔土丸城。益召三兵。於近江美濃。美濃。土岐康行叛。因又召三兵。於鎌倉討之。是時。憲春爲鎌倉執事。遣其弟憲方。將兵而西。會康行降。乃止。而氏滿聞將士多怨望。義満者也。竊有異謀。謀寢泄。義満召還南師。潛賜手書。於憲春。諫氏滿。氏滿弗聽。憲春憂慙。自殺。氏滿驚悔。謀遂解。以憲方爲執事。

(訓釋) 花御所(ハナノミヨ) 邸内に花を多く植ふしより、世間にてかく稱するに至りしなり。●四足門(ヨツアシ) 四つの柱ある門なり。堀河帝の嘉承年間、臣下は平門に限られ、八足門、四足門等を恣に樹つることを得ざらしめ給ひしより、門には、それらの制限ありしものなるが、義満は、借して、四足門を造りしなり。●憂慙(ウレツ) 成行を心配し、諫言の納れられざるを不満に思ひしなり。

(通解) 義満は、屋敷を室町に構へ、花の御所と稱し、四足門を造り、天授四年に、そこへ徙つて住居した。同五年、義満は、軍勢を奈良の東大寺に繰り出し、山名義理、山名氏清を遣はして、

南方に侵入せしめ、土丸城を攻め落し、ますく、兵を近江美濃から徴集した。すると、美濃の土岐康行が謀叛したので、また、兵を鎌倉から徴集して、之を討つことにした。この時、憲春が、鎌倉の執事で、その弟の憲方を遣はし、兵を率ゐて西へ赴かした。康行が降参したから、そこで、止めることになつた。しかるに、氏滿は、將士どもで、義満を怨んで居る者が多いと聞いたので、ひそかに、取つて代らうといふ巧をしたが、その巧が、だんくくと泄れたから、義満は、南方へ差し向けた軍勢を召し還し、内々、自筆の手紙を憲春に遣り、氏滿を諫めしめた。しかし、氏滿は、聞き入れなかつたので、憲春は、心配と不平にて、自殺すると、氏滿は、驚いて後悔し、その巧も、遂には止めて仕舞ひ、やがて、憲方を以て、執事とすることになつた。

三十一

上杉細川二氏。久執權。於東西。義満漸長。頗忌頼之。近臣從而惡之。四月。義満集兵於幕府。遣使者。就頼之。第罷職。就國。以斯波義將代爲管領。頼之即日上途。尋削髮。號常久。作詩曰。人生五十愧無功。花木春過夏已中。滿室蒼蠅掃難去。起尋禪榻臥清風。已而義満思其勳勞。命總管南海焉。六年。山名氏清大破官軍于南海。弘和元年。又大破之。南海盡定。獨吉野隸南朝而已。是歲。北朝太子受禪。是爲後小松帝。三年。帝幸室町。第一元中四年。帝冠。義満

理髮。攝政藤原良基如冠。以爲恆例。良基歷仕六朝。中立自全。最與義滿親善。

(訓釋) 惡之(ワシム)之(コト)を(シ)言(フ)。●就(カニ)ニ(フ)、その(領國) (讚岐) (へ)歸(カ)らしむること。●上(ト)途(ト)ニ(フ)、出發(シ)する。●人生(ニ)五十(ニ)愧(シ)無(ク)功(コト) (コト)ヲ(シ)キ(ト)ハ(フ) 人間(ト)生(レ)れて(五)十(ニ)に(ナ)るに、何(ノ)手(柄)も(な)い(の)を(恥)か(し)く(思)ふ、といふこと。謙(遜)して(い)ひ(し)な(り)。●花(木)春(過)夏(已)中(ト) (ト)ス(ト)ニ(ナ)ル(ト)ハ(フ) 花(さ)く(木)々(も)、春(は)過(ぎ)て、夏(も)早(や)半(ば)こ(ろ)と(な)つた、といふこと。その(時)節(を)叙(し)、また、晴(は)、自(分)が(功)名(ノ)時(機)の(既)に(去)りて、漸(じ)く(老)境(に)入(り)し(な)い(ひ)た(る)な(り)。●滿(室)蒼(蠅)掃(庭)去(ト) (ト)ハ(ト)モ(リ)ガ(シ)ヨ(ト)ハ、室(内)に(滿)つ(る)蒼(蠅)は(甚)多(く)し(て)、ば(ら)へ(ど)も(去)り(難)し。室(内)は、幕(府)に(比)し、蒼(蠅)は(小)人(ども)に(喩)へ(た)る(な)り。●起(蓮)禪(榻)臥(清)風(ト) (ト)ツ(ク)セ(ン)タ(ツ)ク(ト)ハ、(こ)を(起)ち(去)り、佛(門)の(榻)子(を)尋(ね)出(し)て、清(ら)か(な)風(に)高(臥)せ(ん、といふこと。浮(世)を(去)り、佛(門)に(歸)して、清(風)に(高)臥(する)如(き)、安(き)一(生)を(送)ら(ん)の(意)な(り。禪(榻)は、修(禪)する(に)座(する)榻(子)な(り。(花)木(とい)ひ、春(過)夏(中)とい)ひ、蒼(蠅)とい)ひ、清(風)とい)ふ。時(期)と(景)物(と)を(舉)げ(て)、その(中)に(意)味(を)含(蓄)せ(し)め(た)る(作)者(の)用(意)を(味)ふ(べ)し)。●理(髮) (ハ)ツ(ム) 髪(を)取(り)あ(げ)る。●恒(例) (レ)ト、い(つ)も(の)き(まり)。●六(朝) (ト)ク、ゴ(ダイ)ゴ(ク) 光(嚴)、光(明)、崇(光)、後(光)嚴、後(光)顯。●中(立)自(全) (カ)ラ(リ)ツ(シ) 黨(派)の(關)係(な)く(無(難)に)一(生)を(送)る。

(通解) 上杉と細川との二氏は、長らく政權を東と西とに執つて居つたが、義滿が、だんく生長すると、餘程頼之を嫌ふ様になり、近侍の家來共も、それに連れて、之を惡しざまに言ひ做す様になつたので、四月、義滿は、軍勢を幕府に集めて置いて、使者を遣り、頼之の屋敷に往つて、管領職をやめ、領國へ歸らしむることにし、斯波義將を以て、代つて管領たらしめると、頼之は、その日、すぐ出發し、間もなく、髪を剃つて、常久と號し、詩を作つて、「人間と生れて、五

十年の間、何の手柄もなかつたのを恥かしく思ふ。かくて、花さく木々も、春は過ぎ、夏も早や半ばとなつた。それに附けても、室内に滿つる蒼蠅共がうるさくて、逐ひ拂はんとしても、中々去りをらねば、こゝを起ち去り、禪門の椅子を尋ね求めて、清らかな風に安々と臥したひと思ふ」といつたが、その内、義滿も、頼之の勤功勞苦を思ひ、之に命じて、南海道を總管せしむることにした。六年、山名氏清が、大に官軍を南海に破り、弘和元年にも、又、大に之を破つて、南海道は、盡く平定し、たゞ吉野だけが、南朝に附いて居るばかりとなつた。この歳、北朝の太子が禪を受けさせられた。それが後小松天皇である。三年に、天皇は、室町に於ける義滿の屋敷に御幸遊ばされた。元中四年。天皇が、御元服あらせられたが、義滿が御髪を取りあげ、攝政の藤原良基が、謂はゆる烏帽子親となつて、御冠を加へ奉り、その後、かくするを常例とすることになつた。良基は、六代の朝廷に仕へ、何れにも、片よらずして、無難に過ぎしたが、最も義滿と親しくして仲が善かつた。

五年。義滿遊紀伊及駿河。圖東南也。六年。又欲圖西海。遊嚴島。召見頼之。命具舟赴鎮西。遇風而還。至讚岐。乃屏人與語。久之。頼之感涕而出。義滿遂歸。京師。當是時。四方漸定。諸宿將如赤松則祐。佐佐木道譽。前後死亡。其嗣皆

屏、獨山名氏聲威甚熾、初山名時氏叛、略取五州、降、因爲其守護焉。八子師義、義理、時義、氏清、氏冬、義數、高義、氏重、皆顯於世。富最諸將、世相語曰、欲大其家、莫善於叛。及義理、氏清、又攻取南海、凡山名氏所管跨三十州、世呼曰六分一氏、謂六分海內、而有其一也。義滿惡之、常陰計誅之。

(訓釋) 關東南(ヲハカス)、東方は新田氏の殘類、南方は吉野の君臣などに對して、計畫するところがありしをいふなり。●關西(ヲハカス)、菊池氏の殘黨などの猶存するを氣遣ひしならん。●屏人(リノトシ)、人拂をする。●關(シ)、世つき。●關(シ)、屏人(リノトシ)、人拂をする。●關(シ)、世つき。●關(シ)、屏人(リノトシ)、人拂をする。

(通解) 元中五年、義滿は、紀伊及び駿河に遊んだが、その實は、東に新田氏の殘黨、南に吉野の君臣などを圖る爲であつた。六年には、又、西海道を圖らんとし、嚴島に遊び、細川頼之を召して面會し、命じて舟を用意せしめ、鎮西に赴いたが、風に出遇つて引き返し、讃岐に到着した。そこで、人拂ひをして頼之と共に物語りをしたことが、長い間であつたが、頼之は、感涙に咽んで出て来た。かくて、義滿は、遂に京都に歸つた。この時に當り、四方は、だん／＼と平定して、多くの古い大將の中でも、赤松則祐、佐々木道譽の如きは、相前後して死亡し、その跡つぎは、いづれも弱かつたが、ひとり、山名氏だけは、名聲威力、ともに甚だ盛んであつた。はじめ、山名時氏が、足利氏に叛き、その後、五箇國を切り従へてから、降参して來ると、そこで、其儘その

五箇國の守護となり、八人の子の師義、義理、時義、氏清、氏冬、義數、高義、氏重は、いづれも、世に時めき、その富は、諸將中の第一であつたので、世間では、互に噂し合つて、その家を大きくせうと思ふたら、謀叛するに越すことはない」といつた位で、その後、義理氏清が、南海道を攻め取つてからは、凡そ山名氏の管轄するところは、十箇國に跨り、世間では、呼んで、六分一氏といつた。それは、天下六十餘箇國を六分して、その一分を領して居ることをいつたのである。義滿は、之を惡んで、常々、人知れず、之を征伐して絶やして仕舞はんと計つて居た。

(文典)

(三) 「以」の字を伴へる資格の名詞(又は名辭)は、之を支配すべき動詞の上に置かる、場合が多い。

以直報怨、以德報德。(論語、憲問篇)
君子以仁存心、以禮存心。(孟子、離婁下)
堯以天下與舜、有諸。(孟子、萬章上)

右等は、その一例で、黒點を附したるは、いづれも客語、白圈を施したるは、共に之を支配する所の他動詞である。尤も、「以」の字を伴へる客語が、之を支配する他動詞より下に位する場合も

少くないので、其等の事に就いては、前の文辭説餘談の下を参照せられたいのである。右及び前回に舉示したるが如き、資格の名詞（又は名辭）が、之を支配すべき動詞の上に在る場合と、その下に位する場合とに就いては、その大體の文義に於ては、甚しき相違を見ざることは、勿論であるが、しかし、其間布置されたる文字の上に、自から緩急輕重の別があつて、管に文勢上に於て、前後の關係に注意せざるべからざるのみならず、また、意味上に於ても、之を觀察する必要があるのである。すなはち、先頭に立つものは、尤も人の注意を惹くものなれば、重くして急なるものが、先づ上に置かるべきは、自然の理にして、之を考へず、たゞ譯もなく顛倒し得るものと合點してはならぬのである。例へば、僅に一字の顛倒なれども、

仁以爲己任。 義以爲己質。 （共に前回の例を見よ）

といへる場合には、「仁」の字「義」の字には、最も重きを置かれて居ることを味はるれども、これを、

以仁爲己任。 以義爲己質。

とすれば、「仁」と「義」との二字には、左まで重要なりとの感を惹き起さぬ如きで、隨伴せる前置詞の前後によつてさへ、簡様な次第であれば、其邊は深く心懸けねばならぬことである。（前掲二箇條の場合の如きは、下の倒裝法の下で述ぶる方、或は適當なるやにも思はるれども、平常多く

見る所の用法なれば、茲にて説明することにしたのである。

時義承師義後。其二子時熙氏幸。分襲但馬伯耆守護師義子滿幸。浸證之。欲奪其國。七年。義滿命氏清與滿幸赴討時熙氏幸。氏清臨發請曰。彼降而可赦。則臣先諭之。使來。不必赴討也。義滿曰。降不赦也。乃往。擊走之。義滿因分賜二州於氏清。滿幸又令細川賴之討平備中。八年春。召賴之。京師。以其養子賴元爲管領。而賴之決事焉。會時熙氏幸來訴冤。義滿欲許之。十月。氏清請義滿於字治別第。觀紅樹。先期一夕。氏清發和泉北上。將視具也。滿幸邀之。淀告曰。如聞。幕議復時熙氏幸。舊領詰朝之會。將面命之也。公宜稱疾辭會。氏清怒曰。何與去歲言相反也。被輕侮如此。何拜趨之爲。乃使人要義滿於途。曰。臣俄獲疾。不能迎候。義滿已至字治。廻駕而歸。一行驚異。滿幸娶氏清女。尤見親愛。所言皆聽。自在京師。而總管四州。管內有上皇。邑奪而并之。義滿數下教。還納滿幸伴迎上皇使。而陰誡邑人逐之。義滿大怒。命滿幸罷就國。曰。汝宿衛無益。宜去。據汝國。十一月。滿幸歸丹後。京師指目快之。

（訓釋） 承後（ウチツグ）跡をとる。●浸（ヤク）だんんと。●別第（ベツテイ）下屋敷。●紅樹（ベニキ）紅葉。●視具（シグ）要應の道具

を吟味する。●詰朝(ツク)明(ア)朝(ア)前(マ)にも見ゆ。●面命(オノノミ)面(オノ)會(オノ)して直々に申し渡す。●去歲言(クオシゴトイ)去年(クオシゴトイ)降参(カウサン)しても許さぬといった言葉。●何種之(ナニノシヨ)愛(アイ)コトコトナシ、なんの出かけて行くことが入らう。●要(スウ)待ち受ける。●迎(ムカ)候(コウ)出迎へて御機嫌(オノケゲン)を何ふ。●一行(イツ)供(トモ)をした一同(イツドウ)の者。●驚異(オドロク)驚いて不審(オシロシ)に思ふ。●下教(ゲウ)教書(ケウショ)を下げる。●誡(シヤ)かかれて申し附け置くこと。●無益(ムエキ)何の役にも立たぬ。●指目(シボク)指(サシ)をさしてはながめる。

(通解) 時義は、兄の師義の跡とりとなり、その二子の時照氏幸が、但馬と伯耆との守護職を分けて継いだ。師義の子の満幸は、だん／＼之れを讒言して、その國を奪ひ取らうと巧んだ。その讒言にき、目があつて、七年に、義満は、氏清と満幸とに命じ、出かけて往つて、時照氏幸を征伐せしむることにした。この内情を知らぬ氏清は、出發するに臨み、伺ひ出て「彼等が降参致さば、御赦になるので御座りますれば、私が先づ論しまして、こちらへ参る様に致します。さすれば、是非に出かけて征伐致すにも及びますまいが」といふと、義満が、「降参致したとて、容赦はならぬのぢや」といつたから、そこで、出かけて往き、撃つて之を走らせた。義満は、因つて、一箇國をば、氏清と満幸とに分ち與へた。又、細川頼之をして、備中を討ち平らげしめた。八年の春、頼之を京都に呼び寄せ、その養子の頼元を以て、管領としたが、しかし、頼之が、萬事を取り捌いて居た。折しも、時照と氏幸とが、來つて無實の罪を訴へ出たので、義満は、その願意を聞き届けやうとした。十月に、氏清が、義満を宇治の下屋敷に招待して、紅葉を見る筈で、

その期日の前の晩に、氏清は、和泉を出發して北へ上つたが、それは、饗應用の道具を吟味する爲であつた。すると、満幸が、之を淀に迎へ、之に告げて、「承つたところでは、幕府の評定にては、時照氏幸の舊領を戻し遣はすことになつたさうに御坐る。明朝の御宴會には、御直々に、其事を御申し渡し遊ばされやうといふので御座らう。されば、貴殿には、病氣と申し立て、御宴會を御断りなさるが宜しう御坐る」といつたので、氏清は怒り、「それはまた如何なこと、去年の御言葉とは、全く裏腹では御坐らぬか、かくも輕んじ侮られたからには、なんの出かけて参る様なことが入らうぞ」といひ、そこで、人をして、義満を途中に待ち受けさせ「私儀、俄に病氣が起り、御出迎致して御機嫌を伺ふことも叶ひませぬ」といはしめた。義満は、已に宇治まで出かけたのを、此くの始末で、車を廻らして歸つたので、供の面々も、驚いて不審に思つた。満幸は、氏清の娘を娶つて居たのであるが、その娘は、格別親愛せられて、その申すことは、何んでも皆聽き入れられた位であつた。満幸は、自分には京都に居て、四箇國を總管して居たが、その管内に、上皇の御領地があつたのを、奪ひ取つて之を併呑して仕舞つたので、義満が、度々、教書を下げて、御返上申す様に命ずると、満幸は、伴つて上皇の使者を迎へ、そして、内々、御領地の人民に申し附けて、之を追ひ拂はしたから、義満は、大に怒り、満幸に命じ、職を罷めて國へ歸らしめ、「其方は、京都に宿衛致し居るとも、何の役にも相立たねば、こゝを立ち去り、其方の領

地を守つて居るがよい」といひ、十一月に、満幸は、丹波に歸つたが、京都では、指をさしては眺めて、之を善い氣味だといつて居た。

満幸慚恚。潛往界城。說氏清曰。近日之政。公謂之何。去歲使吾曹討時熙氏。幸而今歲赦之。將反討吾曹。是非翦枝絕根之計乎。今闔族截力。以舉大事。在京諸將。誰能敵我。苟得取京師。附者必多。如土岐富樫諸族。方懷怨望。必先衆來。屬公速揚兵。以除細川氏。爲辭。事無不成矣。氏清素有異志。自負材武。土岐康行之叛也。義滿即討平之。氏清聞而笑曰。康行易與耳。至如乃公。自不然也。於是遂納滿幸。言合謀約期。而別各自集兵。欲夾攻幕府。幕府未之覺也。議曰。氏清亡狀。不可不譴責。而事端於復邑。邑不果復。則是予奪聽於下也。於是果復時熙氏幸之邑。遂議討氏清。氏清聞之。故使謝前日之罪者再三。義滿徵誓書宥之。事卒解。

●予奪聽於下(ニヨラスレモ)最るも道るも下の者の勝手次第にまかすことになり、威信が立たぬといふ意。●故(コトサ)わざと。
●闔族(カフ)一族(イツク)の族(ウヂ)を指す。●爲辭(ナシ)言種とする。●易與(ヤシ)對手にし易い。史記の淮陰侯傳等に出づ。●乃公(コウ)この方(はう)自(みづか)ら尊大(そんだい)ぶつていふ言葉なり。●漢書の高祖紀などに出づ。●亡狀(ヤウジ)無禮の振舞(ふるまひ)亡(な)げ無(な)なり「ア」と讀むべし。●權(ケン)權(ケン)と成(な)る、おこる。●復邑(フク)時熙氏幸の領地(りやうぢ)をかへすこと。

●予奪聽於下(ニヨラスレモ)最るも道るも下の者の勝手次第にまかすことになり、威信が立たぬといふ意。●故(コトサ)わざと。
(通解) 満幸は、之を慚ち且つ憤り、ひそかに界城に往き、氏清に説いて、「近頃の政道を、貴殿には何と思召さるか。去年は、我々共に、時熙幸氏を征伐せしめながら、今年になると、それを赦して、却つて我々共を征伐せようとのことぢや。これは、枝を切つて根を絶やす計略では御坐らぬか。今、一族残らず力を合はせて、大事を企てたならば、京都に居る諸將どもは、誰が我々共に敵することの出来る者が御坐らう。一旦京都さへ取ることが出来れば、附く者は必ず多に相違なく、土岐富樫の諸族なども、怨に思ふて居る時で御坐れば、必定、他に先き立ち、来て附くで御坐らう。されば、貴殿が、早速に兵を擧げて、細川氏を拂ひのけるのをば申し立てとなされたらば、事の成就致さぬ譯は御坐らぬ」といつたが、氏清は、もとから謀叛心があつて、自分に林幹武藝を鼻にかけ、土岐康行が叛いて、義滿が即座に之を討ち挙げた時なども、氏清は、之を聞いて笑ひ、「康行は、對手にし易いが、この方などになると、左様には參らぬ」といつたこともある位であるから、是に於て、遂に滿幸の説を納れ、謀を合はせ、時期を約束して別れ、銘々に兵を集めて、幕府を挾撃にせんと企てた。しかるに、幕府では、また之を氣附かずに居るので、評議して、「氏清が無禮の振舞は、譴責せすには置かれぬ、して、その事柄は、知行を復すことから起つたので、是非とも知行を復すことにしてやらねば、それは、與へるも取り上げるも、下の

者の勝手に任かすことになる譯ぢや」といひ、こゝに於て、きつぱりと、時熙氏幸の領地を復す
ことにし、遂に氏清を征伐する相談をした。氏清は、之を聞き込み、わざと、使者をして、前日
の宴會一件の罪を詫び入れしむることが、再三に及んだので、義満は、誓詞を差し出さしめて之
を赦し、ことは、とう／＼落着した。

十二月。丹後、人上、變、告、滿、幸、反、幕府未信。畠山基國、將遊佐某。又自河内、告、
氏清、大、修、戰、具、將、發、義國、義深、子也。已而氏冬、出、奔、男山。義理、又、舉、紀、伊、兵、
北、嚮、京、師、大、擾、義、滿、以、書、諭、義、理、義、理、不、聽、於、是、義、滿、乃、親、臨、古、山、滿、藤、第、
會、諸、將、議、戰、以、視、其、嚮、背、諸、將、皆、至、聚、議、不、決、或、曰、審、聽、彼、輩、所、訴、以、舍、之、
必、無、事、矣、義、滿、曰、氏、清、蓄、異、志、日、久、今、日、之、舉、非、必、有、所、訴、即、今、日、舍、之、明、
日、復、反、吾、聞、彼、輕、易、諸、君、曰、幕、府、諸、將、誰、能、敵、我、吾、爲、諸、君、恥、之、不、可、不、誅、
也、意、彼、必、謂、我、據、東、山、叡、岳、也、吾、乃、親、出、陳、東、寺、而、諸、君、盛、兵、於、內、野、彼、見、
內、野、軍、必、來、衝、焉、則、鼓、螺、相、應、夾、而、擊、之、可、一、戰、而、殲、也、衆、皆、然、之、一、色、詮、
範、進、曰、臣、敢、獻、異、議、夫、元、帥、在、後、諸、將、前、進、是、戰、之、宜、也、前、議、反、之、且、東、寺、
內、野、地、勢、隔、絕、難、於、策、應、不、如、諸、將、陳、內、野、屯、一、隊、于、東、寺、而、以、臣、第、爲、牙

營、則、彼、必、悉、銳、赴、我、中、軍、其、雋、可、獲、也、彼、即、自、東、洞、院、北、上、乎、則、諸、將、迭、出、
要、之、街、巷、中、東、寺、兵、尾、擊、其、後、可、以、慶、之、義、滿、曰、善、

(訓釋) 上變(ヘンバウ) 事變の起りしことを上申する。●修戰具(シュウケンギ) 武器を整へる。●舍之(シヤシ) これをすて置く。●
●企(キ) 企(ケイ) 輕易(ケイイ) 輕んじあなどる。易(イ) 易(イ) たやすしとして慢るなり。この字、「變化」かへるし「かほる」などのとき
は、音「エキ」。「やすし」「治む」「あなどる」などのときは、音「イ」なり。●鼓螺相應(コロウオウ) 太鼓の音と法螺の聲と
が、互にかけ合ふて。●獻異議(ケンイギ) 別の意見を申し上げる。●元帥(ゲンシュウ) 總大將、今は義滿を指す。●難於策應(ナンヤクサクオウ)
ニカシ) 互に應じ合はすことが六づかしい。策は計策を立てること、應は之に應じて行動することにて、此に策して彼に應じ、
彼に策して此に應ずるに困難なりといふ意。●牙營(ガオウ) 本陣。前にも出たり。●雋(シュウ) すぐれたる者。大將をいふ。
備に同じ、後に通じ用う。

(通解) 十二月、丹後の人が、事變を注進し、山名滿幸が謀叛したと知らせたれど、幕府では、
まだ、それを信じなかつたが、畠山基國の部下の將遊佐某が、また、河内からして、山名氏清が、
大に戰道具を整へ、まさに出發せんとして居ると告げて來た。基國といふのは、義深の子である。
兎角する内に、山名氏冬は、男山に出奔し、義理は、また、紀伊の兵を擧げて、北に向つて來て、
いよく事體の容易ならぬことが知れたので、京都では大に亂れ騒いだ。義滿は、書面を以て、
義理に諭したが、義理は、聞き入れなかつたから、是に於て、義滿には、親ら古山滿藤の屋敷に
臨み、諸將どもを呼び集めて、戰の評議をなし、かくして、その附か背かかをためさうとし

た。すると、諸將は、いづれも来たが、會議は、中々定まらず、或人は、「篤と彼等の申し立てることを聞き取り、かくて、之を其儘に赦してさへ置けば、必ず無事に済むで御座りませう」といつたが、義満が、「氏清が、謀叛を巧んで居るのは、最早や久しいことで、今日の企は、是非に訴へ出ることがあると申すでもないのちや。されば、もし、今日これを赦して置けば、明日は、また謀叛致すのちや。此方が承るには、彼は、各々を輕んじ慢つて、幕府の諸將ともて、誰が身共に敵する者があるか、などと申しをるさうぢやで、此方は、各々の爲に、之を取辱と存すれば、是非とも誅伐致さねば相成らぬが。察するところ、彼は、必定、我が味方が、東山や叡山に立て籠ると思ふて居るに相違あるまい。此方は、そこで、自から出でて東寺に陣取り、して、各々は、内野に於て、軍容を盛んに致したならば、敵は、内野の軍を見て、必ず衝き進んで參るであらう、その時、太鼓の音、法螺の聲で、互に合圖を致し、挟んで之を撃つたならば、一戦して殺し盡すことが出来るであらう」といふと、いづれも、皆、御尤で御坐るといつた。すると、一色詮範が進み出で、「私は、憚りながら、別の意見を申し上げます。それ、總大將は後に御坐らせられて、諸將が前に進むといふのが、これ、戦としては、宜に適ふた致し方と申すもので御坐るに、前の御評議では、それと反對になつて居ります。その上、東寺と内野とは、地勢が懸け離れて居るので、互に牒し合はせを致すにも面倒で御坐れば、これは、諸將が内野に陣取り、一隊を東寺に屯

營せしめ、して、私の屋敷をば本陣と致す方が宜しう御坐る。さすれば、彼は、必定、銳兵残らずを率ゐ、味方の中軍目がけて參るに相違なければ、その優れた奴を討ち取ることも出来る譯で御坐る。それとも、彼が、もし、東洞院から北へ上つて參らば、諸將が、かはるく出かけて、之を町の中に要撃し、東寺の軍勢が、その後の方から追ひ撃つことに致したならば、之を皆殺に致すことが出来るで御坐らう」といつたので、義満は、「うむ、善い分別ぢや」といつた。

(文典)

(一) 領有格に在る名詞 (又は名辭)。 領有格に於ける名詞 (又は名辭) は、他の名詞の上に冠するを常則とする。

領有格に在る名詞は、その名の如く、領有者の地位に在ることを表はすものにて、他の名詞の意味を限定し、恰も形容詞の如き作用を爲すものなれば、その名詞の上に位すべきは、自然の勢である。而して、その領有格の名詞と、領有せらるる事物を表はす名詞との間に、「之」の字を置く場合と、置かざる場合との二がある。

繪事後素。(論語、八佾篇)

天時不如地利、地利不如人和。(孟子、公孫丑下)

清行所^レ謂^テ非^レ六軍^ヲ、編虎^ニ而爲^ス諸國^ノ豺狼^者。(卷一頁九)

の如きは、いづれも「之」の字を置かざるの例で、

行^ニ夏^ノ時^ニ乘^リ殷^ノ之^ノ輅^ヲ服^ニ周^ノ之^ノ冕^ヲ。(論語、衛靈公篇)

甲^ノ之^ノ實^ヲ事^レ親^是也。義^ノ之^ノ實^ヲ從^レ兄^是也。(孟子、離婁下)

甲^ノ之^ノ高^ヲ。胃^ノ之^ノ題^ヲ。唯^レ阿^兄所^レ命^ス。(卷二頁二八〇)

の如きは、共に「之」の字を置くの例である。而して、「之」の字を加ふると加へざるとに關して

は、必ずしも、一定の法則あるに非ずして、古書中に於ても、同一の事を記する同一の句にして、

之を置くものと置かざるものがある位なるが、しかし、全く何等の理由もない譯でもない。次回に少しくそれを述べやう。

明早。遣^ニ今^ノ川^ノ秦^ノ範^ヲ。六角^ノ滿^ノ高^ヲ。以^テ八^百騎^ヲ。據^ニ東^ノ寺^ヲ。而^{シテ}自^レ與^ニ弟^ノ滿^ノ詮^ヲ。率^テ三^千騎^ヲ。出^陣于^ニ詮^ノ範^ノ堀^ノ川^ノ。第^ニ烏^ノ帽^ノ直^ノ垂^ヲ。帶^テ刀^ヲ。而^{シテ}不^レ甲^ヲ。討^ニ家^ノ僕^ノ之^ノ禮^ヲ也。諸^ノ將^ハ皆^レ偏^ニ甲^ヲ。以^テ次^ニ而^{シテ}前^ニ。細^ノ川^ノ賴^ノ元^ノ。畠^ノ山^ノ基^ノ國^ノ。赤^ノ松^ノ義^ノ則^ノ。備^ニ其^ノ西^ノ北^ヲ。佐^ノ佐^ノ木^ノ高^ノ詮^ノ。斯^ノ波^ノ義^ノ重^ノ。備^ニ其^ノ西^ノ南^ヲ。以^テ大^ノ内^ノ義^ノ弘^ヲ。爲^ス先^ノ鋒^ノ兵^ヲ。凡^テ五^千餘^ノ。環^ニ内^ノ野^ヲ。而^{シテ}陣^ス。

(訓釋) 偏甲(ヘンカフ)、この史料たる明徳記などには、混甲となり居れば、この二字は、混甲又は直甲などを漢譯せしむ

のなるべし。混甲とは、一同に甲冑を着ることなり。今の偏の字、或は偏に作りしを、後に至つて誤り寫せしに非ざるか。

(通解) そこで、翌早朝、今川泰範六角滿高を遣はし、八百騎を以て東寺に據らしめ、そして、義滿は、弟の滿詮と共に、三千騎を率ゐ、出でて詮範の堀川の屋敷に陣取り、烏帽子直垂で、刀は差して鎧は着けななだが、それは、家僕を討つる格式によつたものである。諸將は、皆、一同に鎧を着けて、順序を以て進み、細川賴元、畠山基國、赤松義則は、その西北に備へ、佐佐木高詮、斯波義重は、その西南に備へ、大内義弘をば先鋒とし、兵數は、凡そ五千餘りで、内野を取り巻いて陣取つた。

初、氏清滿幸期。是月二十七日入^ニ京^ノ師^ヲ。而^{シテ}遊^ニ佐^ノ某^ノ寨^ヲ。河^ノ内^ノ岳^ノ山^ヲ。以^テ要^ニ氏^ノ清^ノ兵^ヲ。兵^後期^ニ二^日。至^ニ男^ノ山^ヲ。氏^ノ清^ハ在^リ男^ノ山^ニ。其^ノ宰^ハ小^ノ林^ノ時^ノ直^ノ。謂^ク曰^ク。吾^ハ爲^ス新^ノ田^ノ氏^ノ支^ノ族^ノ。即^チ代^ニ足^ノ利^ノ氏^ノ。誰^カ爲^ス不^レ可^ノ。吾^ハ得^テ爲^ス將^ノ軍^ト。以^テ汝^ヲ執^ニ事^ト。時^ノ直^ハ流^ニ涕^ヲ。曰^ク。臣^ハ欲^ク諫^ニ止^ス此^ノ舉^ト。而^{シテ}久^シ被^レ疏^レ斥^ス。乃^チ今^日得^テ見^ル耳^ヲ。今^ノ諸^ノ將^ハ之^ノ富^ヲ。誰^カ如^ク君^ノ家^ノ者^ノ。背^レ恩^ヲ。舉^ニ事^ト。神^ノ豈^ノ右^レ之^ヲ。即^チ獲^テ克^ク乎^ヲ。諸^ノ將^ハ安^ク能^ク爲^ス我^ノ下^ノ。臣^ハ惑^ニ背^ス焉^ヲ。獨^リ有^リ前^ノ死^ニ而已^ト。若^シ夫^ノ執^ニ事^ト。則^チ命^ヲ之^ヲ。他人^ノ。氏^ノ清^ハ退^ク。囑^ク義^ノ數^ノ曰^ク。時^ノ直^ハ意^ハ色^ハ甚^ク決^ス。汝^ハ與^ニ之^ヲ。耦^ス。無^レ使^テ浪^ニ死^ス。義^ノ數^ハ意^ハ亦^チ欲^ク之^ヲ。

速死^ニ唯^ト退^ク。滿幸^ハ臣大足某^ノ亦諫^ム滿幸^ヲ。滿幸^ハ不^レ聽^ク。即^チ夜^ニ。氏清^ハ以^テ二^千騎^ヲ。浮橋^ヲ濟^シ。使^テ氏冬^ヲ以^テ三^百騎^ヲ。遠^ク鳥羽^ノ道^ヲ會^フ軍^ヲ。而^{シテ}滿幸^ハ千餘騎^ヲ。濟^シ梅津^ヲ。欲^シ自^ラ後應^ジ之^ヲ。已^ニ而^{シテ}滿幸^ハ夜迷^テ失^ヒ道^ヲ。氏冬^ハ軍又^ニ無^ク鄉導^ヲ。徑^ニ三^津中^ニ相驚^リ而退^ク。

(訓釋) 新田氏支族(ニツタシ) 新田氏から分れ出た一族。山名氏は、新田義重の第二子義範を祖とする故にいふ。●被誅斥(セラル) うとんじ退けらる。●右(タス) 佑と同じ。●囁(シヨ) 言ひ含める。●橋(クワ) 並び行くこと。●涙死(ラウ) 無駄に死ぬること。●犬死(イヌジ) 唯唯(オオ) はいくこと返事すること。●浮橋(ウク) 舟橋なり。●三津中(チツナカ) 泥沼の中。

(通解) はじめ、氏清と滿幸は、この月の二十七日に、京都に討ち入る約束であつた。しかるに、遊佐某が、河内の岳山に寨を築いて、氏清の軍勢を喰ひ止めたので、その軍勢は、豫定の期日より二日後れて男山に着いた。氏清は、男山に居て、その家令の小林時直を召し、之に向ひ、「此方は、新田氏から分れ出た一族であれば、もし、足利氏に代つたとて、誰も悪いとは申すまい。此方が、將軍となることが出来たならば、其方をば執事にして遣はずぞ」といふと、時直は、涙をこぼして、「私は、この度の御企を、御諫め申し、御止め申さうと心得て居りましたが、何分、長い間、うとくしく退けられて、今日、やうく御目通り致しまする位で、申し上げることも叶ひませぬで御座りましたが。今、諸將方の御有福で、誰が我が君の御一家程のものが御座りまするか。恩に背いて事を御企になりましたとて、神明は、いかで之を祐げ給ふことが御座りませうぞ。

萬一、勝利を得ましたところが、諸將たちが、如何致して我が下に附いて居りませうや。私は、何れに附き何れに背いて宜しいか、當惑致し居りますれば、たい、進んで討死致す外は御座りませぬ。執事職のことなどは、之を他の者に御命じ下されませぬ。」「といったので、氏清は、退いて、義數に言ひ合め、「時直は、意氣顔色ともに、餘程覺悟致し居る様子であれば、其方は、彼と一處に參り、無駄死させぬ様に致せ」といつたが、義數の心中にも、亦、早く討死したいと思つて居たので、たい「はいく」と返事して退いた。滿幸の家來の大足某も、また、滿幸を諫めたが、滿幸は承知せなかつた。その夜、氏清は、二千騎を率ゐ、舟橋にて淀河を渡り、氏冬をして、三百騎を以て、鳥羽街道を廻つて、軍に會合せしめ、そして、滿幸の一千餘騎は、梅津を渡り、後から之に應せんとしたが、その内、滿幸は、夜、迷つて道が分らぬ様になり、氏冬の軍も、又、案内者がなかつたので、泥沼の中を通ることになり、相驚いて退却した。

三 此 此 此

氏清待^テ報^ヲ不^レ至^ル。乃^チ遣^ヒ義數^ヲ時直^ヲ先^ニ進^シ。呼^ビ諫^ム。義弘^ハ義弘^ハ陣^ニ大宮^ニ謂^フ其兵^ヲ曰^ク。我曹^ハ數^ニ樹^リ功^ヲ於^テ鎮西^ニ。至^リ戰^ニ上^ニ國^ニ。今日^ハ爲^シ始^ト汝等^ハ助^ル之^ヲ。縱^シ射^手二^百而^{シテ}三^百騎^ヲ下^リ馬^ヲ。楯^ヲ進^シ。接^シ戰^ニ數^ニ合^ニ。死^傷相^當。義數^ハ時直^ヲ願^ヒ馳^シ義滿^ヲ軍^ニ。義弘^ハ曰^ク。使^テ敵^ヲ雙^ニ騎^ヲ過^シ我營^ヲ。而^{シテ}北^ニ我^ノ罪^也。走^リ而^{シテ}遮^リ之^ヲ。手^ニ揮^ヒ薙^ル刀^ヲ。斬^リ時直^ヲ。義數^ハ得^テ間^ヲ。北^ニ馳^シ。踰^リ垣^ヲ。而^{シテ}墜^ル。爲^シ

牙兵所獲。義弘馳赴中軍。上言曰。臣殊死戰。而氏清大兵繼至。請賜援兵。將軍喪臣。誰繼臣者。義滿視其鎧馬朱般。壯之。手賜佩刀。曰。更以此一戰。因磨義則。赴援。滿幸至。梅津。聞大宮戰已酣。則疾進。與賴之基國戰。高詮來援。擊土屋黨。殲之。斬大足。而基國等兵不利。義滿親赴援之。大呼曰。盍速。身堅子。諸將爭進。滿幸遂敗走。

(訓釋) 隻騎(セキ) 一人の騎士。●牙兵(カ) 旗持の兵。牙は、總大將の旗をいふ。●朱般(シュバン) 般は赤黒き色、血に染まつて、或は朱の如く、或は赤黒き色となりたるなり。般の字、この時は、音「アン」なり。●土屋黨(ツチヤ) 甲斐に住せし一族なり。●賢子(ケンシ) こわつば。

(通解) 氏清は、滿幸氏冬からの知らせを待つて居ても来ないから、そこで、義數時直を遣はして、先づ進ましめ、大に呼ばはり噪いで、義弘に迫つた。義弘は、大宮に陣取つて居たが、その兵に對し、我々は、幾度か手柄を鎮西に立てたが、上方で戦ふことになつたのは、今日が始めてぢや、其方共も、しつかりやれ」といひ、射手二百を繰り出し、そして、三百騎は、馬から下り、楯を持つて進み、接戦すること數合に及んだが、兩軍の死傷は互角であつた。すると、義數時直は、振り向ひて、義滿の軍を目掛けて馳け附けたので、義弘は、敵をして、一騎たりとも、我が陣を通り越し、北へ赴かしめては、我が落度である」といひ、走せ行いて之を喰ひ止め、手づか

ら薙刀を振りまわして、時直を斬つた、義數は、その隙間を見て、北に馳せ進んだが、垣を踏えんとして、誤つて落ちると、旗持の兵士の爲に生捕られた。義弘は、馳せて本營に赴き、義滿に言上して、「私は、必死になつて戦ふて居りますが、しかし、氏清の大軍が、引き續いて参りますれば、何卒、援兵を御遣はし下されたう御座ります。將軍が、私を御亡ひになれば、誰か私に繼いで戦ふ者が御座りますか」といつたが、義滿は、その鎧も馬も、朱に染みて、血だらけになつて居るのを見て、之を壯なりとし、手づから、腰に差して居た刀を授け、「かさねて、これで一戦致せ」といひ、因つて、義則に指麾して、赴き援けしめた。滿幸は、梅津まで到着すると、大宮の戦が、早や真最中であると聞いたので、急いで進み、賴之基國と戦つたが、高詮が、來り援けて、土屋黨を討ち、之を皆殺しにし、大足を斬つた。しかし、基國等の軍勢は、勝利を得なかつたので、義滿が、自から出かけて往つて之を援け、大に呼ばはつて、「なせ、早く、こわつば共を討ち取り、獄門に懸けぬか」といふと、諸將は、我もくと進み、滿幸は、とうくと敗れて逃げた。

(文典)

文字の發音は、奇數よりも、偶數の方が、音調が好くて、口誦に便利である。而して、領有格の

和田平助
スベヘケケ

名詞と其下に來る名詞との間に、「之」の字を加ふると加へざるとは、この兩名詞、又は句讀中の字數の奇偶といふことに因由するものが甚だ多い。それで、大要、下の如き凡則を生ずる。
(い) 領有格に在る名詞も、其下に位する名詞も、共に奇數にして、之を合はせて偶數となる場合には、概して「之」を加へぬ。例へば、前回に例示したる、

天時不_レ如_二地利_一。地利不_レ如_二人和_一。

の如きは、「天」「地」「人」の領有格名詞も、其下に在る「時」「利」「和」の名詞も、共に奇數にして、之を合はせて偶數となり、その上、句も各六字の偶數となれば、「之」の字を加へぬのである。而して、これと同様の理由よりして、次の如き一則がある。

(ろ) 領有格の名詞と、其下に位する名詞との、孰れか一方が奇數にして、他方は偶數なる場合には、概ね「之」の字を加へて、之を偶數とする。例へば、

在_レ國曰_二市井之臣_一。在_レ野曰_二艸莽之臣_一。(孟子、萬章下)
夫_レ仁天之尊_一。爵也。人之安宅也。(孟子、公孫丑上)

の如き、前の文は、領有格の名詞は偶數なれども、その下の名詞は奇數、後の文は、下の名詞は偶數なれども、領有格の名詞が奇數なれば、「之」を加へて偶數としたのである。

(は) 「之」の字を加ふれば、領有格の名詞と下の名詞との合計は、却つて奇數となるも、その他の

文字と連結して偶數を成す場合には、之を加ふることがある、例へば、前回に例示したる、

行_二夏之時_一。乘_二殷之輅_一。服_二周之冕_一。

の如きがそれで、「行」「乘」「服」の字を連結して、各、四字の句を爲すが故に、「之」の字を加へたものである。餘は次回に譲る。

義數滿幸既敗。敗卒走報_二之_一。於_二氏清_一。氏清乃與_二氏冬_一合而進。義則逆戰。其弟滿則死_レ之。山名時熙以_二事端起_レ自己也。力戰當_二氏清_一。悉亡_二其兵_一。走歸_レ於_二義弘_一。義弘義則交_レ馳_レ使_レ。乞_二援_一於_二義滿_一。義滿顧_二左右_一。無_レ可遣者。詮範以_二軍吏_一在_二麾下_一。自請_レ而往。勝敗未決。於是義滿建_二牙旗_一而進。氏清兵望見_レ曰。將軍至矣。乃潰奔。詮範與_二子滿_一。注_二目_一。氏清前_レ圖_レ遂_レ斬_レ之。及其義兒辰房。辰房氏重子也。氏清首_レ至_二麾下_一。義滿顧_レ謂_レ衆曰。諸君視_レ反_レ逆者。終如何也。時十二月晦日也。明年正月。割_二山名氏地_一。賞_二諸將_一。賜_二和泉紀伊_一。於_二義弘_一。隱岐出雲。於_二高詮_一。美作。於_二義則_一。丹波。於_二賴元_一。山城。於_二基國_一。賜_二詮範_一。以_二今富莊_一。義則則祐_二子高詮_一。道譽曾孫也。時北朝年號明德。謂_二之_一。明德之役。

(訓釋) 事端起自己(ヨリオコル) 事の發端は自分から始まつた。●軍吏(リ) 軍務の行政官なり。●終如何(イカニ) 結

父は、その分限が、おのづから、身共とは違ふことで御座れば、出でて仰に従ふで御座らう。何卒、善く御世話をし遣はされたう御座る」といひ、そこで、その父に諭し、出でて降参せしめ、之を送つて城下に至り、暇乞をして仕舞つてから、自殺して、「此方は、父と敵になつて、鬪ふには忍びぬ」といつた。城はそこで落ちた。その部下の兵が、走つて、この趣を満幸に知らせると、満幸は、氏冬が因幡に居ると聞いたので、また走つて之にたよることにした。しかし、氏冬は、もともと足利氏に降参する志があつた故、満幸を迎へ撃つて、それを口實にしやうと思つたから、満幸は、とうとう、髪を剃つて鎮西に逃げたが、氏清に後るゝこと五年目に、見附け出されて誅殺された。

氏清有_二子。満氏。時清。初、以_二父命_一逃。欲_レ歸_二滿幸_一。而不_レ相遇。亦削_レ髮南走。欲_レ見_二其母_一。母慍。不見。伏_レ刃死。二子走。歸_二義理_一。義理乞_レ降。義滿不_レ許。令_二義弘_一之_レ國。紀伊人盡_レ附_二義弘_一。義理航_レ海逃。氏冬乞_レ降。陳_二其初_一。無_レ叛志。特_レ許_レ之。於是。事即定。三月。義滿欲_レ率_二諸將_一。賀_レ捷_二于_レ男山_一。細川頼之疾_レ篤。義滿止_レ行。使_二頼元_一問_二其所_一。欲_レ言_レ頼之答_レ曰。近_レ者_二山名氏_一。族_レ動_レ蔑_二教令_一。臣常_レ憂_レ之。今既_レ獲_レ焉。天下誰_レ復_レ爲_二將軍之患_一者。臣可_レ以_レ瞑_レ也。乃卒。義滿親_レ臨_二其喪_一。垂_レ泣_レ送_レ之。爲_二手_一寫_レ佛經_一。又設_二

法會_二于_二内野_一。弔_二陣亡_一將士_一。初_レ氏滿聞_二氏清_一叛_レ。發_レ兵_一。將_二西上_一。爲_二其黨_一援_レ。聞_二其敗死_一。乃止。

(訓釋) 教令(レウ) 將軍の教旨命令。●陣亡(パン) 陣にて死亡、即ち討死したる。●黨援(エウ) 一味して加勢すること。

(通解) 氏清に二子があつて、満氏時清といひ、はじめ、父の言附にて逃げ延び、満幸にたよらんとしたが、遇へなかつたので、これまた、髪を剃つて、南に走り、その母に面會せんと思ふと、母は、腹を立て、遇はず、刃に伏して自害したから、二子は、走つて義理の處へ逃げ込んだ。義理は、降参を願ひ出たが、義滿は許さず、義弘をして、その國に赴かしめると、紀伊の人は、盡く義弘に附いたので、義理は、海を渡つて逃げた。氏冬も、降参を願ひ出で、その初、謀叛の志の無かつたことを陳べたので、特別を以て之を許した。是に於て、事は直に落着して仕舞つた。三月、義滿は、諸將を率ゐ、男山八幡宮に參詣して、勝利の祝を致さうと思つたが、細川頼之が、病氣危篤であつたので、義滿は、行くことを止めしに、頼元をして、何か言ひたひことがあるかと、問はしむると、頼元は答へて、「近ごろ、山名氏の一族が、ともすれば、御命令を蔑に致しまして、私は、常々それを心配致して居りましたが、今は、早や、討ち取られましたからには、天下に、誰が、またと、將軍の御難義になる様なことを致す者が御座りませうぞ。されば、私も、安心致し、目を塞いで死ぬることが出来まする」といつて、そこで、死んだので、義滿は、親し

く、その葬儀に臨み、涙を垂れて之を見送り、追善の爲に、手づから經文を寫し、又、法會を内野に設けて、討死した將士を弔つた。はじめ、氏清は、氏清が謀叛したと聞いて、兵士を繰り出し、西へ上り、その一味となつて加勢しやうとしたが、氏清が敗れて死んだことを聞いたので、止めにした。

先是、新田氏、餘黨小山義政、殺宇都宮基綱。氏滿遣上杉憲方、攻降義政。義政復叛。氏滿自將擊殺之。其孤穉狗。又起兵於陸奥。復攻殺之。其黨田村則義。小田五郎者。亦起兵。遣上杉朝宗。擊夷之。獲新田氏遺棄二人。送京師。斬之。義滿乃加封氏滿。以陸奥出羽。今川貞世等。亦擊平少貳冬資等。於是四方大定。獨楠氏。遺孽保安。大和河内之間。以爲吉野藩蔽。義滿使畠山義深。大内義弘。圖之。義深盡拔楠氏城壘。吉野孤立。義弘乃以義滿意。奏請南朝。講和。弭兵。親遷京師。授器北朝。則自今以後。兩統更立。猶北條氏時。帝許之。乘輿北還。義滿以北朝意。欲用來降。禮帝欲用禪讓。禮物議洵洵。六角滿高謂義滿曰。器在彼。彼乃真天皇矣。君第聽之。滿高義滿弟。爲六角氏頼子。者也。義滿乃迎駕。御于大覺寺。閏十月五日。後小松天皇。受神器於後龜山天

皇。後龜山。卽後醍醐皇孫也。自後醍醐南遷。凡五十有七年。而北朝五帝。改元者。自曆應至明德。十有七。天下以足利氏故。概奉其正朔。至是。與南朝合。物情益服焉。

(訓釋) 遺棄(ツグ)、殘類。棄は伐つた木より生じたる芽にて、謂はゆるひこげえのことなり。●藩蔽(はんぺい)、藩屏と同じ。垣となつて防ぎ守ることなり。●孤立(こりつ)、援なく一人立ちとなること。●強(や)、やめる。●禪讓(せんじやう)、位を譲り給ふ禮式。●物議洵洵(ぶつぎじゆんじゆん)、世間の評判の騒々しきこと。●器在彼(きざいはい)、三種の神器は南朝の方にある。●五十有七年五十七年なり。有は又と同じ。五十年とまた七年といふことにて、文章の都合上、言便などより、「有」又は「又」の字を加ふることあるなり。●奉其正朔(ほうきせいしやく)、北朝の年號によること。●物情益服(ぶつじやういやく)、世の人氣が、いよく足利氏に歸服する。

(通解) これより先、新田氏の餘黨の小山義政が、宇都宮基綱を殺したので、氏滿は、上杉憲方を遣はし、攻めて義政を降参せしめたが、義政は、また叛いたから、氏滿が、自から將として、撃つて之を殺した。すると、その孤子の穉狗が、又、兵を陸奥に起したので、また攻めて之を殺した。その徒黨の田村則義、小田五郎といふ者も、また兵を起したが、上杉朝宗を遣はし、撃つて之を平らげ、新田氏の殘類二人をも生け捕り、京都に送つて之を斬つた。義滿は、そこで、氏滿の領地に陸奥出羽を加封した。今川貞世等も、亦、撃つて少貳冬資などを平らげた。こゝに於

て、四方が大に平定したが、たゞ、楠氏の殘黨が、大和河内の間を保ち守つて、吉野の垣となつて居たので、義満は、畠山義深、大内義弘をして、之を圖らしめると、義深が、盡く楠氏の城や壘を攻め落し、吉野は、一本立ちとなつた。義弘は、そこで、義満の内意を受けて、南朝に奏上し、和睦して兵をやめ、御車が京都に還らせられて、神器を北朝に授け給はゞ、今より以後、御兩統が、かはるゝ立たせらるゝことは、丁度、北條氏の時の様に致さんと願ひ出たので、後龜山天皇には、之を許させられ、乘輿は、北の方京都へと御還御遊ばさるゝことになつた。義満は、北朝の御思召を以て、南朝の方から來つて降参遊ばさるゝ禮を用ゐんとしたが、後龜山天皇は、帝位を譲り渡す禮を用ゐやうと御思召されて、それが爲に、世間の評判も、騒々しかつたが、六角満高が、義満に向ひ、「神器があちらに在らせらるゝ上は、あちらが眞の天子で御坐りますれば、貴方には、先方の仰せのまゝに遊ばされませ」といつた。満高は、義満の弟で、六角氏頼の養子となつた者である。義満は、そこで、御車を迎へ奉り、御車は大覺寺へ御入御になり、閏十月の五日に、後小松天皇には、神器を後龜山天皇から受けさせられた。後龜山天皇は、即ち後醍醐天皇の皇孫である。後醍醐天皇が、南へ御遷幸あらせられしより、凡そ五十七年、そして、北朝では、五天皇が代らせられ改元せられたのが、歴應から明德まで、十七回であつた。天下は、足利氏に對する譯合からして、大概、その年號を奉じて居たが、是に至つて、南朝と合一し、世間の人氣

は、いよゝく足利氏に服した。

(文典)

(に)領有格の名詞も、其下に在る名詞も、共に偶數なるときは、「之」を加ふるを常法とし、然らざるものを變例とする。

子貢欲去告朔之餼羊。(論語、八佾篇)

中也者天下之大本也。和也者天下之達道也。(中庸)

可三以贊天地之化育。(中庸)

天下之善士斯友天下之善士。(孟子、萬章下)

山徑之蹊間。介然用之而成路。(孟子、盡心下)

右等は、いづれも、常例に依つたもので、「之」の字を挿む爲に、却つて奇數となれども、領有格の名詞と下の名詞との間の混淆を防がんとて、此くすることになつたのである。ほ偶數の領有格名詞を多く連結して、奇數なる一の名詞に冠する場合には、概して「之」の字を加へる。

士止於千里之外。則讒諂面諛之人至矣。(孟子、告子下)

休徵嘉瑞麟鳳龜龍之屬。皆已備至。(韓愈、後念九日復上宰相書)の如きが其例である。

(へ)領有格の名詞は偶數にして、その下に位する名詞が、偶數の文字を連結されたる場合などにも、亦、「之」の字を挿んで上下を區別する。

可使下制擬以撻秦楚之堅甲利兵矣(孟子、梁惠王上)

先王之法度禮樂刑政猶未至於絶滅(蘇軾有朋論)

などが其例である。

右の外、領有格に在る名詞は、全分を示し、其下に位する名詞が、その一分を表はす場合の如きも、概して「之」の字を加ふることとなるが、煩はしければ、其例は略する。

後小松天皇應永元年。義滿請讓征夷大將軍於長子義持。二年。義滿削髮。號道義。營北山別業。使諸將助役。起金閣。四年。徙焉。義持居室町第。而内外之事取決於北山。十一月。氏滿卒。子滿兼襲關東管領。當是時。足利氏威及外國。朝鮮數遣使者鄭夢周等。造今川貞世。請修隣好。是歲。使者遂來京師。義滿使大内義弘接待之。

(訓釋) 別業(ベツ、ベツ、別荘のこと。●金閣(カク)、柱や壁などに金箔を塗りし故に、かく稱するに至りしなり、今俗に金閣寺といへるもの、これなり。●隣好(リン、カウ)、隣國のよしみ。●接待(タツ、タツ、接待待遇。

(通解) 後小松天皇の應永元年に、義滿は、朝廷に請ふて、征夷大將軍を長子の義持に譲り、二年に、義滿は、髪を剃つて道義と號し、衣笠山の麓に別莊を建て、諸將をして、工事を手傳はしめ、金閣を作り、四年、こゝに徙つた。義持は、室町の屋敷に居たが、しかし、内外の事は、すべて、その取定を北山の義滿から仰いで居た。十一月に、氏滿が死んで、子の滿兼が、關東の管領職を繼いだ。この時に當り、足利氏の威光は、外國にまで及んで、朝鮮は、度々、使者鄭夢周などを遣はし、今川貞世の處に来て、鄰國の好を結ばんことを請ふたが、この年、使者は、遂に京都に來つた。義滿は、大内義弘をして、之に應接し待遇せしむることにした。

義弘嘗說貞世曰。方今之勢。弱者被誅。強者免禍。公盍與我及大友氏連兵。以自強。貞世不聽。義弘反與斯波義時等。俱譜貞世。義滿乃更貞世。約東。九國皆危疑。菊池大村氏並起兵。義弘擊平之。兵力益強。陰與滿兼合謀。東西相援。以圖義滿。六年。滿兼密招貞世。貞世封其書。上義滿。義滿召義弘。義弘不來。十月。義弘遂帥周防。長門。諸國兵。至界城。土岐詮直起美濃。京極某起。

近江山名氏清、二子起、丹後並應義弘、而滿兼亦出陣武藏府。宣言、援義滿。義滿於是急召貞世、曰、吾愧見公也。時幕府兵寡。土岐賴益、六角滿高等往討美濃近江。在者皆不堪戰。義弘曰、氏清唯攻京師、自疲兵馬。所以敗也。因爲守計、修壘、起樓櫓、自巡視。曰、雖有百萬衆、不能拔已。

(訓釋) 更良世約束(サグヨクノヤクソク)、貞世が、鎮西の探題として、控を定め、さきに、義滿の許可を得て、之を施行するに至りしを、此に至り、俄かに其控を變更せしめしなり。●宣言(センゲツ)、いひふらすなり。●武藏府(ムサシノフ)、武藏の國府。今の北多摩郡府中町の在る邊。●在者(アル)、京都に居る兵。

(通解) 義弘は、ある時、今川貞世に説いて、現今の勢では、弱い者は誅伐を蒙り、強い者は禍を免かれて居るといふ有様で御坐れば、貴殿には、なんと、身共や大友氏と軍勢を結び合はせて、御自分を強くする御分別をなさらぬか」といつたが、貞世が承知せなかつたので、義弘は、かへつて、斯波義時などと共に、貞世を讒言した。義滿は、之を信じ、そこで、貞世が嚮に定めた控を變更したが、九州の者は、貞世が私意を以て事を行ふのではないかと、危ぶみ疑ひ、その爲め、菊池氏や、大村氏が、共に兵を起す様になつた。すると、義弘が、撃つて之を平らげたので、その兵力は、ますます強くなり、遂に、内々、鎌倉の滿兼と、謀を牒し合はせ、東西抜け合つて義滿を圖らうとした。六年に、滿兼は、ひそかに貞世を招いたが、貞世は、その書面を封じて、義

滿に差し出した。そこで、義滿は、義弘を召し寄せたが、義弘は來らず。十月になると、義弘は、いよく、周防長門などの諸國の兵を引き連れ、界城に到着し、土岐詮直は美濃に起り、京極某は近江に起り、山名氏清の二子は丹波に起り、いづれも義弘に味方し、そして、滿兼も、亦、出でて武藏の國府に陣取り、わざと、義滿を援けるのであると言ひふらして居た。義滿は、こゝに於て、急に貞世を召し、此方は、貴公に遇ふのが、而目ないわい」といつた。この時分、幕府には、軍勢が少く、土岐賴益、六角滿高等は、出かけて往つて、美濃近江を征伐して居り、京都に残つて居る者は、いづれも戦争に役立たぬものであつた。義弘は、氏清は、京都を攻めて、自から兵馬を疲らしたゆゑ、それで負けたのちや」といひ、そこで、守る方の謀をなし、濠や土手を修復し、高殿や物見櫓を建て、自から之を見廻つて、これならば、百萬の軍勢があつたとて、攻め落すことは出来ぬわい」といつて居た。

義滿先遣僧中津、詰起兵之由。義弘對曰、吾自十六歲在鎮西。大小二十八戰。夷氏清、婿南朝。功勞匪尠。昨年之役。介弟又沒。而幕下不恤其孤也。且聞有削國之議。密令少貳菊池誅我。而頻頻召我。我不能無疑。吾已與鎌倉公約。將入諫幕下。虐政也。中津歸報。義滿笑曰、奴輩自負其強。不知乃公實使

然、焉。乃自率管領以下、諸將出陣、東寺、遂進至男山。近畿諸將來集者三萬餘騎。以細川頼元等十一將將之。往攻界城。城甚堅固。義滿令諸將息戰。築長圍。至十二月。乃縱火。四面而進。樓櫓皆倒。大戰良久。義弘走出。誤入管領畠山基國軍。基國子滿家與鬪。斬之。義滿乃賜紀伊於滿家。頼元子滿元有功。賜之。和泉謂之。應永之役。土岐詮直等皆平。初、詮直之舅曰康行者。頼康子也。天授中。襲美濃。守護。其弟滿貞在京師。欲奪兄職。譜曰。詮直謀反。康行助之。義滿遣滿貞及從弟頼益往討。降之。宥康行。遂詮直。以故。詮直遂死於叛。

(訓釋) 昨年の役(ノキキ)、菊池大村等を討ちし戦役をいふ。●介弟(カイテイ)、介は大きな、大切なる弟といふ意。●幕下(カク)、將軍に對する尊稱。●不恤(アハシ)、不慮に思はぬ。●類類(ヒシ)、しきりに。●鎌倉公(カマクラ)、鎌倉の管領滿兼。●舅(ウ)、母方の叔父。

(通解) 義滿は、まづ僧の中津を遣はし、兵を起した理由を責め問はしむると、義弘は對へて、「身共は、十六歳の時から、鎮西に居て、大小二十八度の合戦を致し、氏清を平らげたり、南朝と和睦したり、手柄や骨折は、少いことでは御座らぬ。昨年の戦には、大切な弟も、また討死致したが、將軍には、その孤子を不慮とも思召されず、あまつさへ、知行を削る御評議もあり、ひ

そかに少貳菊池に命じて、身共を誅伐せしめらるゝ様にも承つて御座るが、それに、しきりと身共を召さるゝからは、身共も、不審に存せぬ譯には參らぬ。身共は、早や、鎌倉殿と御約束も致したことで、いづれ、その内、京都に參つて、將軍の暴虐なる御政事を御諫め申すことで御座らう」といつたので、中津が、歸つて其趣を報告すると、義滿は笑つて、「下郎めが、自からその強いのを自慢しをつて、此方が、その實、左様に致し遣はしたことを存じをらぬ」といひ、そこで、自から管領以下の諸將を率ひ、出でて東寺に陣取り、遂に進んで男山に至つたが、近畿の諸將で、來り集つた者が、三萬餘騎に及び、細川頼元等の十一將を以て之に將とし、往いて界城を攻めしめた。しかるに、城は大へん堅固であつたから、義滿は、諸將をして、戦ふことを休めて、長圍を築かしめ、十二月になつてから、そこで火を四方に放つて進むと、高殿や物見櫓は、いづれも焼けて倒れ、大に戦ふこと可なり久しかつたが、義弘が、走り出で、間違へて管領畠山基國の陣中に駆け込んだので、基國の子の滿家が、之と共に鬪つて、之を斬り殺した。義滿は、そこで、紀伊を滿家に賜ふた。頼元の子の滿元も、手柄があつたので、之に和泉を與へた。この戦をば、應永の役と申すのである。又、土岐詮直等も、みな平らひだが、はじめ、詮直の母方の叔父を、康行といひ、その康行といふのは、頼康の子であるが、天授年間に、美濃の守護職を襲ぐと、その弟の滿貞が、京都に居て、兄の職を奪はんと思ひ、讒言して、「詮直が謀叛を企て、康

行が之を助けて居ります」といつたから、義満が、満貞及び従弟の頼益を遣はし、往つて征伐して、之を降参せしめ、その中で、康行をば赦して、詮直を放逐したので、それゆへ、詮直は、とう／＼謀叛して殺される様になつたのである。

近畿既平。滿兼乃引兵還鎌倉。義滿謀知其謀。或因問貞世。曰。貞世子弟留守遠江者。與謀焉。彼曩被命。不即來者。以是。貞世懼。走歸遠江。義滿怒。欲討貞世。以及滿兼。滿兼執事上杉朝宗。百方講和。義滿乃賜滿兼以足利莊。凡與謀者。皆釋不問。貞世退居藤澤。上杉憲定使人謂貞世。曰。子之退居。適足以招疑耳。貞世乃歸遠江。憲定憲方子也。已而義滿思其功勞。召至京師。待之如初。踰歲而卒。貞世頗涉書史。著書。譏切時政。往往有中云。初貞世父範國仕尊氏。爲駿河遠江守護。命貞世襲領。貞世不受。使兄範氏領駿河。襲至姪氏家。姪孫泰範及義滿時。乃割駿河數郡。加賜貞世。泰範意貞世所請。與義弘俱譖之。至是。義滿終令貞世養子仲秋。襲領遠江。如細川頼元故事。七年。大内義弘子持盛來降。以其嘗諫父宥之。削其封之半。

(訓釋) 問(ス) 惡づげして仲たがひを爲さしむること。●適(タマ) 丁度それが、といふ意。●招疑(ヲカヒ) 鎌倉に近故に、

滿兼と謀るには非ざるかとの嫌疑をうけるなり。●頗涉書史(シニワタルシヨ) 隨分書物を多く見て居る。●譏切(ツクセ) 手ひどく非難すること。●中(アタ) 適中する。言つたことが、よくあたつて居る。●姪孫(ワツ) 姪の子。●細川頼元故事(ホソカハヨリ) 細川頼元の弟の頼元をして、頼元の後を繼がしめたる先例。頼元は、頼元の弟にて、その養子となり、仲秋も、貞世の弟にて、貞世の養子となりしものなり。

(通解) 近畿は既に平らいたので、滿兼は、兵を引いて鎌倉に還つたが、義滿は、忍びの者を入れて、その謀を知つた。或る人が、その機を利用して、貞世を譏言し、貞世の子弟で、遠江に留守して居た者が、その謀に加はつて居りましたので、彼が、さきつ頃、御命を蒙りながら、直く参りませなんだのは、その爲で御坐ります」といつたが、之を聞き込んで、貞世は、懼を懐き、走つて遠江に歸ると、義滿は怒つて、貞世を征伐し、それから滿兼に及ぼんとしたが、滿兼の執事の上杉朝宗が、いろ／＼と和解したので、義滿は、そこで、滿兼に足利莊を與へ、凡そ其謀に一味した者は、いづれも赦して、吟味せぬことにした。貞世は、退いて藤澤に居たが、上杉憲定が、人をして貞世に言はしめ、「貴公が退いて藤澤に居らるゝのは、却つてそれが、疑を招く譯で御座る」といつたから、貞世は、そこで、遠江の方へ歸つた。憲定といふは、憲方の子である。その内、義滿は、貞世の功勞を思ひ、召して京都に至らしめ、之を待遇すること初の通りであつたが、歳を踰えてから死んだ。貞世は、隨分書物も多く讀み、又、書を著はして、當時の政

事を手痛く非難したが、往々、時弊に中つて居ることもあつたと申すことである。はじめ、貞世の父の範國は、尊氏に仕へて、駿河遠江の守護となり、貞世に言ひ附けて、その領地を繼がしめたが、貞世は受けずに、兄の範氏をして、駿河を領せしめ、それを相續して、姪の氏家、その姪の子の泰範と傳へた、義満の時に及んでから、駿河の數郡を割いて、貞世に加増して與へると、泰範は、これを貞世から願ひ出たものだと思つたので、義弘と共に之を讒言したことがあつたが、是に至つて、義満は、終に、貞世の養子仲秋をして、遠江を相續して領せしむること、細川頼元の先例の如くにした。七年、大内義弘の子の持盛が、來つて降参したが、前に父を諫めたことがあるといふので、之を宥し、たゞ、その知行の半分だけを削つて、取り上げることにした。

(文典)

領有格の下に「之」の字を加ふると否とに關する、大體の例をいへば、先づ前述の如くであるが、しかし、特に、下位に在る名詞に對して、人の注意を惹かんがため、又は、文勢を強からしめんが爲に、此等の諸例に依らざることは、甚だ多いので、例へば、前に例示したる、

仁之實事親是也。義之實從兄是也。

の如きは、「實」の字が示す所のものは、他の實には非ずして、「仁の實」「義の實」なりと、特にその重要なことを表はす爲に、常例に依らずして、「之」の字を加へたもので、この類は、なかなかなからぬのである。又、通常なれば、「之」を挿むべきに、之を挿まずして、奇數たるを願みざる場合の如きは、大概、簡潔にして語勢の遒勁ならんことを欲したものである。

右「之」の字の添否に就いては、史記にては之を添へたるを、漢書にては之を刪りたるもの甚だ多きが如く、古書に於ても、著者の意見によつて一様ならざれば、その呼吸は、古書を多く讀破して、之を知得するより外はないのである。

以上、例を古書のみより引き出したるは、斯の如き研究は、取り分け、古書に依らざれば、誤ること多からんと恐れられたからである。讀者之を諒とせられよ。

義滿性豪侈。而數平亂逆。志益驕。待將帥甚倨。朝臣往來其家者。或以家隸遇之。其削髮之歲。適叡山儀准法皇御幸。又喜土木。創寶幢。相國諸禪寺。定爲五山。置僧錄司。僧中津。妙葩。祖阿。周信等。皆見厚遇。先是。我西南不逞之徒。侵擾外國。義詮時。元主令韓人來請。爲戢之。元亡。明興。明主元璋亦數託僧來請。八年五月。義滿私遣祖阿。通好於明。參議菅原秀長草書。書辭甚恭。九年。明主使僧道彝。齋書及冠服。封義滿爲日本國王。義滿受之。至足利氏。

中世使聘往來皆以王稱。

(訓釋) 豪華(シヤウ)、非常に度を越えておこること。●(僞)横柄なること。●(削髮之儀)ハツラツラ、應永二年。●(進)シユ、なぞらう。●(五山)ゴザン、五山の始は、詳ならず、後醍醐帝の建武元年に勅して、京都に於ける建仁、東福、萬壽の三寺、鎌倉に於ける建長、圓覺の二寺を五山とし、京都の南禪、大徳の二寺を、其上に位せしめられたるが、五山の揃ひし始にて、その後、幾多の沿革あり、至徳三年に、義満の定めたるは、京都に於ては、天龍、相國、建仁、東福、萬壽の五寺、鎌倉に於ては、建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙の五寺にして、南禪寺を以て其上に位せしめたるものなり。いづれも禪宗なり。●(僧録司)ソウロクシ、禪宗の僧職を僧録(或は總録)と稱し、その役所をばかく名づけたるものなり。五山以下諸禪寺の事を總轄す。●(不逞)フテイ、勝手我儘を働くこと。●(還)ケン、檢束なり、檢束するものなく、心の儘に動作するよりかくいふ。●(裁)サイ、戒め慎ましむるなり。取締る。●(使聘)シテイ、使者を遣はして訪問せしむること。

(通解) 義満は、法外な派手好きで分に超えた暮しをして居たが、度々、叛亂をした逆臣どもを平らげた爲め、志が、いよ／＼高ぶり、將帥どもを待遇することが、甚だ横柄で、朝廷の家來で、其屋敷に出入する者などは、わが家來の如くに、之を取扱つて居た者もあり、その髪を剃つた應永二年に、叡山へ往つた時などは、その儀式は、法皇の御幸になぞらへた位であつた。又、建築工事が好きで、寶幢、相國などの諸禪寺を創立し、五山を定め設け、僧録司といふものを置き、僧の中津、妙葩、祖阿、周信などが、いづれも手厚く待遇された。これより先、我が西南地方の不法のもの等が、外國を侵し騒がしたので、義詮の時に、元朝の天子が、朝鮮人をして、我が國に

來らしめ、之を取締らんことを請はしめたが、元が亡び明が興つて、明主の朱元璋も、亦、幾度か、僧侶に托して來り請はしめた。八年の五月、義満は、ひそかに祖阿を遣はし、好を明に通せしめ、參議菅原秀長が、その書面を起草したが、書面の文言は、甚だ謙遜したものであつた。九年、明主は、僧の道彝をして、書面及び冠と衣服とを持參せしめ、義満を封じて日本國王としたが、義満は之を受けた。かくて、足利氏の中世まで、明と我國との使者の往來には、いつも、日本國王と稱して居た。

コノマ
コノマ

義満又多内嬖。生三少子義嗣。愛之。欲廢義持。未果。先是。帝再幸三室町。第二十五年二月。請幸北山。義満自被法服。携義嗣奉迎。拜義嗣爲五位左馬頭。遷二四位少將。四月。冠于宮中。儀准親王。自是嫡庶不相善。識者譏之。然尊氏義詮之世。諸將狂恩。叛服無帝。自氏清義弘伏誅。無不畏服者。上世稱義満。生歲戊戌。字皆從戈。故能以戈戟平天下也。

(訓釋) 内嬖(ナイ)、氣に入りの妾。●法服(ハフ)、僧服。●嫡庶(シヤウ)、嫡子と庶子、即ち義持と義嗣。●狂恩(キヤウ)、恩惠をば、あたりまへの如くに思ひて甘へること。●戈戟(カキ)、ほ。戈も戟も、共に支那古代の一種の兵器の名にて、その制の異なることは、實は考ふべからざるなり。

(通鑑) い、また、内々、氣に入つて抱へた妾が多く、末子の義嗣を生んでからは、之を愛は廢さうと思ひながら、果さずに居た位であつた。これより先、天皇は、再度までへ行幸遊ばされたが、十五年の三月には、北山の別荘へ行幸を願ひ、義嗣は、自からながら、義嗣をば連れて奉迎し、義嗣に五位左馬頭を拜し、やがて、四位少將に進み、は、宮中に於て元服して、その儀式は、親王に准じた程であつた。これより、嫡子の義持は、義嗣との間が、仲が悪くなつたので、道理を辨へた見識のある者は、之を讒つた。去り、尊氏や義詮の代には、諸將ともが、恩恵を當り前の事の様に思ひ、叛いたり附いたりしたことが、定まりがなかつたが、義満の代になつて、氏清義弘が誅伐を受けてからは、畏れて服せぬ者とはなかつた。されば、世間では、噂をして、義満の生れ歳は、戊戌で、その字は、いづれも戈といふ字に従つて居るから、それ故、よく戈を以て天下を平らげたのであるといつた。

日本外史講義 卷七終

日本外史講義 卷八

頼襄子成著
月見柳莊講義

足利氏正記

足利氏中

五月。義滿薨。義滿初、敍從五位下。任左馬頭。累遷從一位。左大臣兼右近衛大將。右馬寮。御監。終至太政大臣。准三宮。初、久我氏爲源氏長者。充淳和獎學兩院別當。至義滿時、乃屬之。於足利氏。終足利氏之世。其官爵敍任。例概如此。而至太政大臣者。止於義滿。義滿之薨。詔贈太上皇。號義持。惶懼。辭不受。明主諡義滿曰恭獻王。義持受之。明年六月。滿兼卒。初、氏滿至從三位。左兵衛督。而滿兼以從四位下。左兵衛佐。終遂以爲例。

(訓釋) 御監(ギョカン) 左右の馬寮に各一人あり、頭の上に位し、御殿馬の事を總裁する重職にて權勢ありたるものなり。

●三宮、(タウ)太皇太后、皇太后、皇后をいふ、前にも出たり。●源氏長者、(タウジヤ)氏長者といふは、はじめは、たゞその氏族に於ける宗家の稱呼に過ぎざりしが、後に至り、特に長者の宣旨を賜はりて、之を稱することとなり。室町時代にては、長者の勢も衰へ、之を稱するは藤原氏にて攝政關白となり、源氏にて征夷大將軍となれる者のみとなるに至り。●淳和獎學兩院別當、(ジュンナシヤウガクニ)淳和院は、もと、淳和帝の離宮なりしを、後に之を寺とし、別當職を置きしが、保延六年に、中院雅定が、鳥羽上皇に罷せられ、淳和獎學兩院の別當に補せられしより以後、この職は、永くこの一族の手に歸し、雅定の子孫たる久我中院の兩家が、之に補せられたるものなり。獎學院は、もと、王氏、在原氏の子弟を教育する、王朝時代の私學校にて、後、勸學院に準じて、年官を給せられ、勅任の長官を置き、之を別當と稱し、源氏の公卿中の第一の人が、多く淳和院の別當と兼帯にて、之に補せられたるものなりしが、上にいふ如く、中院雅定が淳和獎學兩院の別當となりし以後、その子孫のみが補せらるることとなりたり。然るに義滿に至り、武威に藉りて、この職に就きしより、本文にいへる如く、代々の將軍が、皆兩院の別當を兼ねることとなりて、足利氏の手に歸し、後には、徳川氏に歸するに至りたるものなり。●明主、(シユ)成祖、名は棟、謂はゆる永樂帝なり。

(通解) 後小松天皇の應永十五年の五月、足利義滿が死んだ。義滿は、はじめ、從五位下に叙せられ、左馬頭に任せられたのであつたが、累りに昇つて、從一位左大臣に進み、右近衛の大將、右馬寮の御監を兼ね、仕舞には、太政大臣までもなり。三宮に准せらるゝに至つた。初め、久我氏が、源氏の長者となり、淳和獎學兩院の別當職に當つて居たが、義滿の時に至つて、この職を足利氏の手へ歸し、足利氏の代を終るまで、代々、その官爵に敘任さるゝことは、例として、大概、みな筒様であつたが、しかし、太政大臣までもなつた者は、義滿だけであつた。義滿の

死んだ時には、詔して、太上皇の號を贈られたが、子の義持は、あまりのことであるので、恐縮して、御辭退申し上げ、御受をせなんだ。しかし、明の成祖が、義滿を諡して、恭獻王といつたが、義持は、それは受けた。その明くる年の六月に、鎌倉の滿兼が死んだ。はじめ、氏滿は、從三位左兵衛督までに至つたが、しかし、滿兼は、從四位下、左兵衛佐を以て、一生を終つたので、その後は、遂に、それをば鎌倉足利家待遇の例とした。

滿兼、二子。持氏。持仲。持氏爲嗣。先是、宇都宮氏廣爲亂。斯波持詮爲陸奥探題。擊斬之。獻首鎌倉。滿兼賜持詮以二氏廣邑。以賞之。伊達政宗作亂。滿兼遣執事上杉氏憲。擊平之。十八年飛驒國司藤原尹綱兵起。義持遣京極高數。擊平之。十九年帝讓位於皇太子。是爲稱光帝。諸南朝遣臣請立後龜山。後如約。足利氏議立南朝皇胤者。非我家之志也。終不聽其請。於是諸國兵起。二十年伊達氏懸田氏起。於陸奥。持氏令畠山國詮攻之。二十一年北畠氏關氏起。於伊勢。義持令土岐賴益攻之。明年皆平。

(通解) 滿兼には、持氏持中といふ二人の子があつたが、持氏が後嗣となつた。これより先、宇都宮氏廣が、兵亂を作したが、斯波持詮が、陸奥の探題であつて、擊つて之を斬り殺し、その首

を鎌倉に獻上したので、滿兼は、持論に氏廣の領地を興へて、之を賞した。伊達政宗が、亂を爲したが、滿兼は、執事の上杉氏憲を遣はし、撃つて之を平らげしめた。十八年には、飛騨の國司の藤原尹綱の兵が旗揚をしたが、義持は、京極高敷を遣はし、撃つて之を平らげしめた。十九年に、天皇が、位を皇太子に譲らせられたが、それが稱光天皇である。〔あらゆも南朝の遺臣は、後龜山天皇の御子孫を立て、初からの約束通りにせんことを請ふたが、足利氏では評議して、南朝の皇胤を立てるのは、我が家の望むところでないといふので、その請を聞き入れなかつた。こゝに於て、諸國に兵が起り、二十年には、伊達氏懸田氏が、陸奥に起つたが、持氏が、畠山國詮をして、之を攻めしめ、二十一年には、北畠氏が、伊勢に起つたが、義持が、土岐頼益をして之を攻めしめて、その翌年、いづれも平定して仕舞つた。〕

當此之時。關東、兵力倍於京師。而天子廢立公卿、易置則京師專之。威權無比。世俗呼曰公方。初、義滿定幕府、官政、武衛、細川、畠山氏。更爲管領。謂之三管。山名、一色、京極、赤松氏。更爲侍所、別當。謂之四職。武衛、即斯波氏。京極、即佐佐木氏也。武田、小笠原氏。更、司弓馬、禮式。兩吉良。今川、澁川氏。更、爲武者頭。伊勢氏。爲奏者。謂之七頭。關東亦擬之。自稱曰公方。故、上杉憲房之後、世、

居鎌倉、山内、憲房、兄、重顯。其後世、居扇谷。稱兩上杉。更爲管領。而故氏滿、弟滿直。管陸奥、出羽。號曰三管。千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、那須、宇都宮、八族。曰八館。

●(訓釋) ●易置(エキシ)、とり換へ置き直すこと。●京師(キョウシ)、京都の足利氏、即ち謂はゆる室町御所。●公方(コウハ)、古くは朝廷のことをいひ、轉じて將軍家の別稱となるものなるが、公家の方の略にて、下より上を敬びて稱したるものなり。鎌倉時代より、北條氏をば公方と稱したることあれど、下つて義詮より以後は、將軍を公方と稱することとなりしなり。その公方と稱するに至りしことに關しては、種々の説あり。●更(アハル)、代りくりに。●奏者(ソウシャ)、申次の役を掌る者。●擬(ニ)、なぞらへる、眞似をする。●鎌倉の足利氏は、元來、管領にて、上杉は、その執事たりしなり。然るを、その管領は、恰も將軍の如くし、執事は、恰も管領の如くせしなり。●八館(ヤツヤ)、八つの御屋敷。

●(通解) この時に當つて、關東、即ち鎌倉管領の兵力は、京都の將軍に倍する程であつたが、しかし、天子を廢したり立てたり。公卿どもの官職を置き易へたりすることは、京都の將軍が、之を勝手にしたもので、將軍の威勢權力は、比べものもなく、世間の習らはしでは、之を呼んで公方様といつて居た。はじめ、義滿は、幕府の官制を定め、武衛、細川、畠山の三氏が、代りくりに管領となつて、之を三管領といひ、山名、一色、京極、赤松の四氏が、代りくりに侍所の別當となつて、之を四職といつた。武衛といふのは、即ち斯波氏のこと、京極といふのは、即ち佐佐木氏のことである。又武田氏と小笠原氏とは、かはるく弓馬の禮式を司どり、吉良の兩

家と、今川氏澁川氏とは、かはるく武者頭となり、伊勢氏は、奏者となつて、之をば七頭といつた。關東の方でも、また之になぞらへ、自から稱して公方といひ、もとの上杉憲房の末孫が、代々鎌倉の山内に居り、憲房の兄は重頭で、その末孫が、代々扇谷に居て、之を兩上杉といつたが、それが、かはるく管領となり、そして、故の氏滿の弟の滿直は、陸奥出羽を管轄して居たので、之を合はせ稱して、また三管領といひ、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、那須、宇都宮の八族をば、八館といつた。

(文典)

(三) 指定格に在る名詞(又は名辭)。 指定格に於ける名詞(又は名辭)には、前置詞を伴へるものと然らざるものとの二種あるが、いづれも、此等の名詞(又は名辭)が修飾する動詞(或は形容詞)の下に位するを通例とする。

(い) 前置詞を伴はざる指定格名詞の例は左の如し。

誰能出不由戸。何莫由斯道也。(論語、雍也篇)

聲名洋溢乎中國。施及蠻貊。(中庸)

齊人將築薛(孟子、梁惠王下)

天子自將兵待邊。(史記、匈奴列傳)

義經幼孤。從母逃匿。流寓諸國。(卷三頁四六二)

余數往來攝播間。(卷五頁一五六)

(ろ) 前置詞を伴へる指定格名詞の例は左の如し。

齊一變至於魯。魯一變至於道。(論語、雍也篇)

君子依乎中庸。(中庸)

孟子自齊葬於魯。反於齊。止於贏。(孟子、公孫丑上)

烽火通於甘泉長安。(史記、匈奴列傳)

楠氏始著於後醍醐天皇之時云。(卷五頁二二)

自爲亡卒。圖于山下。(卷六頁一七八)

前置詞を伴はずして指定格に在る名詞には、方處を表示するものが多く、右に出せる例を見ても土地に關係したる名詞が多いが、修飾するべき動詞(又は形容詞)の上に位する指定格の名詞には、種々の事物を表示するものがあつて、必ずしも左様と限つた譯ではない。動詞(又は形容詞)の上にある指定格の事等に就いては、後の倒装法の下で述べることにする。

アールハマクタイ
長岡屋

當持氏之時。上杉氏憲執事。持氏與之有隙。氏憲辭職。以上杉憲基代之。憲基憲定子。憲房玄孫也。氏憲重顯玄孫也。持氏叔父曰滿隆。頗有聲望。養姪滿仲爲子。氏憲說滿隆曰。公方耽溺酒色。不可統師。而憲基爲政。又有偏私。匡邪靖難。非君而誰。君若舉事。臣請輔之。乃矯義持教令。密招將士。將士競附。二十三年十二月。氏憲將兵奉滿隆滿仲。以圍持氏。持氏大驚。遽騎馬而走。入憲基佐介第。憲基令族氏定拒之。衆寡不敵。持氏夜出西走。從士多爲追兵所殺。至藤澤道場。氏定自及。憲基走越後。諸敗軍聞持氏在伊豆。國清寺。皆來集焉。狩野介某黨於氏憲。來攻破之。持氏走駿河。依今川範忠。告急於京師。京師方流言。大納言義嗣以不得立。竊懷觖望。與氏憲通謀。欲伐義持。義持迫義嗣使削髮。幽之于相國寺。下敕關東將士。令救持氏。憲基起兵越後。江戶氏豐島氏二階堂氏並起兵。武藏以討氏憲。氏憲遣兵攻之。敗歸。氏憲婿岩松持國起兵。上野以應氏憲。二十四年正月。氏憲與持國夾攻武藏。勝而平之。既而持國驕恣。將士離心。氏憲終敗歸。而附持氏者日衆。持氏乃以今川氏大森氏葛山氏兵攻鎌倉。復之。滿隆滿仲氏憲及氏憲。宰長尾氏春等皆自殺于雪下僧舍。持國聚殘兵與持氏將舞木宮內戰。共敗被擒。

明年義嗣暴卒。

(訓釋) 聲望(セイウ) 名聲人望、即「善き評判」。●公方(コウヘイ) 持氏を指す。●耽溺(タンニク) ふけりおぼれる。●觖望(ケツボウ) 軍勢。●偏私(ヘンシ) 依怙い。●匡邪靖難(キヤウセヤウジヤウ) 邪なものを正し世間の騒動を安んずる。●道場(ドウジョウ) 佛寺。●流言(リウワン) 無根の風説を立てるをいふ。●時經(トキノヨリ) 大雅蕩之篇、書經の金縢などに見ゆ。●觖望(ケツボウ) 觖は缺と同じ、望の叶はぬために怒むをいふ。●驕恣(キヤウソウ) 高ぶつて氣儘なること。●離心(リシン) 心が離れ叛くをいふ。●暴卒(ボウソウ) 突然死ぬ。●義持の爲に殺されしなりといふ。

(通解) 持氏の時に當り、上杉氏憲が、政事を取り扱ふて居たが、持氏は、之と仲が悪く、その爲め、氏憲は執事職を辭したので、上杉憲基を以て之に代らしめた。憲基は、憲定の子で、憲房の玄孫であり。氏憲は、重顯の玄孫である。持氏の叔父を、滿隆といひ、隨分、評判も善く、姪の滿仲といふを養子にして居たが、氏憲は、滿隆に説き附けて、「公方様には、酒と色とに耽り溺れて居させらるゝので、軍勢を統御遊ばさるゝことも出來ず、それに、憲基が、政事を取り扱ふて居りまするが、これまた、依怙の沙汰を致し居りますれば、邪なる者を正し、騒亂を御取り鎮めになるのは、貴方でなくて誰が御座りませう、貴方が、もし、事を御企になりまするならば、私も、何卒、御加勢申し上げたう存じます」といひ、そこで、義持の教令だと詐つて、人知れず、將士どもを招き寄せたが、諸士どもは、争つて之に附いた。かくて、二十三年の十二月に、氏憲は、兵を率ゐ、滿隆滿仲を奉じて、持氏を圍んだので、持氏は、大に驚き、あはて、馬に騎

つて走り、憲基の佐介の屋敷に逃げ込み、憲基は、一族の氏定をして、氏憲等を拒がしめたが、多勢に無勢で、敵することが出来ず、そこで、持氏は、夜、出でて西に走つたが、附いて居た兵士は、多く追手の爲に殺され、藤澤の寺まで行くと、氏定は、自殺して仕舞ひ、憲基は越後へ逃げた。しかし、あらゆる敗北した軍勢は、持氏が伊豆の國清寺に居ると聞いて、いづれも、そこへ來り集つた。しかるに、狩野介某が、氏憲に味方し、來り攻めて之を破つたので、持氏は、また、駿河に走り、今川範忠にたよつて、急變の趣を京都に知らせた。丁度その時、京都では、無根の風聞を立て、義持の弟の大納言義嗣が、立つて將軍となることが出来ず、それゆへ、心の中にその望の叶はぬのを怨に思ひ、氏憲と謀を謀し合はせて、義持を伐たうと企て、居るといつたので、義持は、義嗣に迫つて、無理に髪を剃らしめ、之を相國寺に押し込め、命令を關東の諸士に下して、持氏を救はしむることにした。そこで、憲基は、兵を越後に起し、江戸氏、豊島氏、二階堂氏は、いづれも、兵を武藏に起して、氏憲を征伐することになり、氏憲は、兵を遣はして之を攻めしめたが、敗れて歸つて來た。すると、氏憲の婿の岩松持國が、兵を上野に起して、氏憲に味方したので、二十四年の正月、氏憲は、持國と共に、武藏を挾撃にし、勝つて之を平げたが、その内、持國が、高ぶつて我儘なので、將士どもも、心が離れて叛いたから、氏憲は、どうどう、負けて鎌倉に歸り、そして、持氏に附く者が、日に／＼多くなつて來た。持氏は、そこで

今川氏、大森氏、葛山氏の軍勢を引き連れ、鎌倉を攻めて、之を取り戻し、滿隆、滿仲、氏憲、及び氏憲の家令の長尾氏春などは、いづれも、雪下の寺で自殺して仕舞つた。持國は、殘兵を聚めて、持氏の大将の舞木宮内と戦つたが、軍が敗れて生捕にされた。その明くる年、かの義嗣は、俄かに死んだ。

二十九年、佐竹某叛持氏。持氏與戰于比企谷。斬之。小栗滿重。宇都宮持綱。又叛據結城。持氏令上杉氏。小山氏擊之。明年持氏自將攻結城。拔之。斬滿重持綱。京師援軍至駿河。聞事平而歸。持氏凱旋。至武藏府。聞義持庇庇故氏。憲孤子某也。怨之。有畔心。欲移兵西上。三十一年三月。義持遣僧服西堂。至武藏。諭持氏。弭兵。持氏不聽。西堂往來辯說。請義持持氏。約爲父子。至九月。和成。持氏乃歸鎌倉。義持性媮惰。時會京畿無事。以游宴爲事。使三管四職更治具。招請先是一歲。讓軍職於長子義量。而自剃髮。稱道詮。

(訓釋) 凱旋(ガイケン) 凱とは、もと、戦勝の時に奏する軍樂のことなるが、又、勝國をあげるを凱といふ、旋とは回るなり。戰勝つて得意になり、軍樂を奏し、或は凱歌を唱へて還るを凱旋といふなり。凱は、或は愷に作る。凱樂を奏することば、周禮に見ゆ。●庇(ヒ) 庇護する、かばふ。●畔心(ハンシン) 叛く心、幕府に背くをいふ。●移兵(ヘイヘイ) 軍勢を向けかへる。●服四

●堂(イダリ)服或は昭に作る。服は姓にあらすして、何服とか服何とかいひし名の一字、四堂は名にあらすして、住持を補佐する僧中の上首のことなるが、當時、名の一字に僧職の名を添へ、服四堂と呼びしより、それが、通り名となりしなり。●往來辭説(ワウライジ)雙方の間に往來して、種々と説き付けたるなり。●餘憤(ヨ)餘は愉に通ず、樂なり。遊び好きでなまけて居ること。●治具招請(ウヂグセ)治具は、酒食を設くること。後漢書灌夫傳に見ゆ。招請は招待すること。馳走して招待せしむるをいふ。●軍職(イクンシキ)將軍職

(通解) 二十九年、佐竹某が、持氏に叛いたが、持氏は、それと比企谷に戦つて、之を斬つた。小栗滿重、宇都宮持綱が、また叛いて、結城に立て籠つたが、持氏は、上杉氏、小山氏をして、之を撃たしめ、明くる年には、持氏が、自から將として結城を攻め、之を攻め落して、滿重持綱を斬つた。京都からの援軍が、駿河まで来たが、事變が平定したと聞いたので、引き返した。持氏は、勝鬨をあげて還り、武藏の國府まで来ると、義持が故の氏憲の孤子の某をかばうて居ると聞き、之を怨んで、謀叛の心が起り、率ゐる軍勢を向けかへて、西を指して上らんと企てた。そこで、三十一年の三月、義持は、坊主の服西堂を遣はして、武藏に赴かしめ、持氏に諭して、兵を止めさせやうとすると、持氏は、承知をせなかつたが、西堂が、雙方の間を往來して説き附け、義持持氏に請ひ、約束して義理の親子たらしめ、九月に至つて、その和睦が成立し、持氏は、そこで、鎌倉へ歸つた。義持は、性質が、遊び好きでなまけて居り、折しも、京都五畿内が無事であつたので、遊んで酒盛するのをば仕事の様にし、三管領や四職をして、かはるく御馳走し

ては自分を招待せしめて居た。これより一年前に、將軍職をば、長子の義量に譲り、そして、自分分は、髪を剃つて、道詮と稱した。

三十二年。義量卒。義持再聽政。寵赤松持貞。持貞貞範、孫也。初、貞範、弟則祐。以功、領播磨。備前。美作。以傳於子義則。三十四年。義則卒。四子。則友。滿祐。祐之。義雅。則友夭。滿祐爲嗣。襲領三州。義持欲削其領。子之持。貞滿。祐怒。自焚。其弟。奔歸播磨。義持遣細川持元。山名滿熙。往擊之。諸將多與滿祐連姻。不欲往。十月。連署訴持貞亡狀。義持不得已。令持貞自裁。而赦滿祐。歸京師。

(訓釋) 聽政(マツリゴ) 政事を取り捌く。聽は決斷することなり。●連姻(レンイン) 縁組なして居る間柄であること。●亡狀(ヤジ) 不都合の振舞。亡は無なり。

(通解) 三十二年に、義量が死んで、義持が、再び政事を取り捌くことになつたが、赤松持貞をば寵愛した。持貞は、貞範の孫である。はじめ、貞範の弟の則祐が、手柄によつて、播磨、備前美作を領し、それをば、子の義則に傳へたが、三十四年に、義則が死んで、四人の子、則友、滿祐、祐之、義雅の中、則友は、若死をして、滿祐が後繼となり、親の跡を襲いで、かの三箇國を領地とした。しかるに、義持は、その所領を削り取つて、之を自分の寵愛せる持貞に與へんとし

- (ハ) 參乎。吾道一以貫之。(論語、里仁篇)
 - (ニ) 今而後。吾知免夫。小子。(論語、泰伯篇)
 - (ホ) 孺子。下取履。(史記、留侯世家)
 - (ヘ) 魂乎。無北。北有寒山。(楚辭、大招)
 - (ト) 夫差而忘越王之殺而父乎。(左傳、定公十四年)
- などが其例である。この中、(ニ)の「小子」(ホ)の「孺子」の如きは、代名詞として取扱ふ方が適當であらうが、見當りたるまゝ、通常の代名詞とも異なることゆへ、姑らく之を書き出して見たのである。嘗て言ひし如く、漢文にては、呼格の用ゐらるゝことは甚だ少なく、且、他の品詞との位置上の關係も無きことゆゑ、別に講述する必要はないのである。但し、之を主格と同等に取扱ふ説もあれど、別にして置く方が至當であらうと思ふことである。右に掲げたる如きもの、外、先づ感歎して、而後に之を呼ぶもの、代名詞と固有名詞とを並べ擧ぐるもの、などがある。左に二三の例を示して置かう。
- (イ) 帝曰。咨。汝。義。暨。和。(書經、堯典)
 - (ロ) 帝曰。格。汝。舜。(書經、舜典)
 - (ハ) 嗟。士。室。之。人。願。無。多。辭。(史記、匈奴傳)

(イ)の如きは、代名詞と名詞とを並べ擧げたものである。呼格に在る名詞は、書經、論語などに其例が多い。

七月。稱光帝崩。義教迎崇光帝曾孫於伏見立之。初崇光南遷。後光嚴以三弟。即位。崇光遷居伏見。欲立其子榮仁。囑之於細川頼之。頼之不奉詔。立後圓融。以至於帝。伏見氏日微。上皇憫之。下宣以榮仁子貞成爲無品親王。中外皆稱有。如宮車晏駕。親王必立也。帝聞之。弗懌。貞成削髮。以示意焉。貞成子曰彦仁。及帝有疾。上皇與義教決議。令管領滿家迎彦仁立之。是爲後花園帝。後龜山皇子。冀立而不得。怒奔伊勢。明年北畠氏。越智氏。竝起兵。義教令三士岐持數攻北畠氏。破之。以皇子歸。實之嗟。峨令畠山持國攻越智氏於高鳥城。未能下。

(訓釋) 崇光南遷(ナノクワ、光嚴、光明、兩帝と共に、南軍に執へられ、河内に遷幸し給ひしことをいふ。上の本文に出たり。●伏見氏(フシ) 榮仁親王は、はじめ有栖川宮と稱したりしが、後、伏見と改められ、爾後、御子孫相繼いで、今日に至りしものにて、今、伏見氏といふは、即ちこの榮仁親王御一門のことなり。●日微(ヒコト) 日々に衰へる。●上皇(クワウ) 後小松上皇の御事。●宮車晏駕(ミヤクルマノイハレ) 天子の崩御をいふ。晏は晩にて、天子が崩御になるも、臣子の心として、宮車が當に晩に駕して出づべしと謂ふといふ義より、かくいふ。史記の范雎傳に出でたる語なり。●示意(イシ) 示す。

帝位に望なき意を示されたるなり。●(實)置たり。

(通解) 七月、稱光天皇が、崩御あらせられたので、義教は、崇光天皇の皇曾孫を伏見より迎へて、之を立てた。はじめ、崇光天皇が、南軍に執らへられて、南の方河内に御遷幸になり、後光嚴天皇は、その皇太弟で、足利氏に擁せられて、位に即させられたのであるが、崇光天皇が、還つて伏見に居させられたとき、その皇子の榮仁親王を立てんと思召し、之を細川頼之に御申し含めになると、頼之は、その詔を奉せずして、後光嚴天皇の皇子の後圓融天皇を立て、かくて、稱光天皇に至つたので、それゆへ、崇光天皇の御子孫たる伏見氏は、日に衰へたが、後小松上皇は、之を不惑に思召し、宣旨を下して、榮仁親王の御子の貞成王をば、無品親王に取り立てさせられた。すると、朝廷の中も外も、みな評判して、もし、天子が御崩御になる様なことがあれば、この親王が必ず立たせらるゝであらうといつたので、稱光天皇は、之を御聞になつて御不興であつたから、貞成親王は、髪を剃つて、帝位に望なき意を示させられたが、その貞成親王の御子を、彦仁と申し、稱光天皇が御病氣に罹らせらるゝと、後小松上皇は、義教と相談を決めさせられ、管領の満家をして、その彦仁を迎へしめ、之を御立てになつたものなので、それが御花園天皇である。然るに、前の南朝たる後龜山天皇の皇子は、かねて立たんことを望ませられて居たのが、得られなかつたので、御怒りになつて、伊勢に走らせられ、明年、北畠氏、越智氏は

いづれも、その爲に兵を起したが、義教は、土岐持數をして、北畠氏を攻めしめて、之を破り、皇子を連れ歸つて、之を嵯峨に置いた。又、畠山持國をして、越智氏を高鳥城に攻めしめたが、この方は、まだ攻め落すことは出来なかつた。

是歲。改元永享。朝議謂正長之號。於王室將家。皆爲凶也。而持氏慍不得爲將軍。猶私用正長。曰。吾何屈於還俗將軍乎。義教亦自知天下多不服己者。銳意爲政。待諸將不假辭色。軍國之事。多所釐革。二年。徙鎮西豪傑。以充京師。又欲圖東南。三年。遊伊勢及紀伊。四年。遊駿河。館今川範政。宣言觀岳。是時。越智氏猶據高鳥城。城固不拔者數歲。義教益遣兵攻之。義教學武技。從小笠原政康。受射。八年。政康與村上頼清。圖于信濃。頼清輒敗。乞援於鎌倉。持氏欲援之。憲基子憲實爲執事。諫曰。彼非我管國也。何關我事哉。且我援頼清。則將軍必援政康。是以兄弟之邦。開天下之爭也。持氏憚憲實權力。勉從之。上杉憲直。一色直兼。有寵於持氏。因問憲實。明年四月。持氏令憲直直兼。託援頼清。徵兵於武藏。欲誅憲實。府下騷擾。兵士大集於山内。持氏懼。自往山内。面諭憲實。歸罪於憲直。逐之。憲直逃入藤澤寺。事輒釋。

(訓釋) 爲凶トナス、正長年中には、稱光帝も崩御し給ひ、義持も薨去したので、朝廷でも幕府でも、共に不吉としたり。●選俗將軍(ヤウソクシ)、一旦僧となつて、後に還俗した將軍。義教を指す。●銳意(エイ)、心にたゆみなく勵むこと。●不假辭色(フカサジ)、言語顔色ともに威嚴を保ち、容赦して優しい語をかけたなり種かな顔を見せたりせぬこと。●軍國之事(クニコト)、戦時中の國政をいふ。前にも出たり。●釐革(リンカク)、治め改む。●館(クワン)、宿泊すること。●宣言(ケンゲン) 軍國之事(クニコト)、富士山を見物するのであると言ひふらす。●管國(クワン)、支配下の國。●勉(マツ)、強いて、いや／＼ながら。●託(タク)、かこつける。●府下(フカ)、鎌倉をいふ。

(通解) この年、永享と改元した。これは、朝廷の評議で、正長の年號は、王室にも將軍家にも共に不吉であるといふからのことであつた。しかるに、持氏は、將軍となることが出来なかつたのを不満に思ひ、矢張り勝手に正長の年號を用ゐて、「此方は、何とて選俗將軍などに頭を下げやうか」といつて居た。義教も、また、自から、天下に、自分に服従しない者が多いことを知つて居たので、心にたゆみなく勵んで、政事を執り、諸將どもを待遇するにも、威嚴を保つて、言語や顔色に、少しも容赦をせず、軍國の事に關しても、整頓したり改革したりしたことが多かつた。二年には、鎮西の豪傑どもを徒して、京都に居らしめ。又、關東地方や、南朝の遺臣の居る南方の諸國を圖らんと企て、三年には、伊勢及び紀伊に遊び、四年には、駿河に遊んで、今川範政の屋敷に宿をとり、富士山を見物すると言ひふらした。この時、越智氏は、矢張り高鳥城に立て籠つて居たが、城が堅固で、攻め落されぬことが數年に及んだので、義教は、ますます兵を遣はして之を

攻めしめた。義教は、武藝を學び、小笠原政康に就いて、射術の指南を受けた。八年に、その政康が、村上頼清と信濃に圍ひ、頼清は、譯もなく負けたので、援を鎌倉に乞ひ、持氏は、之を援けやうと思ふと、憲基の子の憲實が、その時、執事であつたが、之を諫めて、「あれは、我が支配下の國では御坐りませぬば、何とて我が事に掛り合ひが御坐りませうぞ。その上、我が方で頼清を援けますれば、將軍には、必定、政康を御援になるに相違なく、さすれば、これ、御兄弟の國同志で、天下の争を始めると申すもので御坐ります」といつた。持氏は、憲實の権力のあるのを憚かつて、いや／＼ながら、強いて其説に従つた。しかるに、上杉憲直、一色直兼は、持氏に寵せられて居たが、これを機會に、憲實を讒言したので、明くる年の四月、持氏は、憲直直兼をして、頼清を援けるのかこつけ、兵を武藏より徵發せしめ、憲實を誅殺せんと企て、鎌倉の府下は、これが爲に騒ぎ亂れ、して、兵士どもは、大いに山内の憲實方に集まつた。そこで、持氏は懼れて、自分に山内へ出かけて往き、面のあたり憲實を論し、罪を憲直にきせて、之を放逐し、憲直は、逃げて藤澤寺に駆け込んだので、この事は、雜作もなく濟んで仕舞つた。

十年。持氏冠其子賢王。欲行三禮于三鶴岡祠。如遠祖義家故事。憲實又爭曰。冠于三室町。受三將軍偏諱。禮也。自先公至公三世。以爲恆焉。今君乃變之。不可持。

氏曰。遵俗將軍。何足以冠吾子哉。冠吾子者。非今上則伏見。龜山二王而已。遂冠祠前。命名義久。諸將皆入賀之。獨憲實稱疾不入賀。持氏怒。欲發兵攻之。憲實乃奔上野。據平井城。明日。持氏即遣一色時永將兵往討。憲實遂留三浦時高。輔義久守鎌倉。而自將出陣。武藏府。

(訓釋) 義家故事(ヨシイ) 義家が、八幡宮の祠前で、元服した。先例。卷二頁二二九に出づ。●偏諱(ヘン) 名乗の中の一。字。偏は半なり。●三世(サン) 氏滿、滿兼、持氏の三代。

(通解) 十年、持氏が、その子の賢王を元服せしめ、その儀式を鶴岡八幡の祠で行ふことが、先祖義家の先例の様にしやうと思つた。すると、憲實が、また、その事を争つて、室町の御所で元服なされて、將軍の御名乗の一字を頂きますのが作法で、先殿様より我が君に至るまで、御三代の間、それが常例となつて居ります。今、我が君になつてから、それを御變になりますのは、宜しう御座りませぬ」といふと、持氏は、「あの還俗將軍が、いかで此方の伴を元服させるだけの價值があらうぞ、此方の伴を元服させるのは、今の天子様でなくば、伏見と龜山との御二人の王様だけぢや」といひ、とうとう八幡宮の前で元服させ、名をば義久と附け、諸將も、みな屋敷へ參つて、之を祝ふたが、獨り、實憲は、病氣だといつて、祝ひに往かなかつたので、持氏は腹を立て、兵を繰り出して憲實を攻めんとしたから、憲實は、そこで、上野に奔り、平井城へ立

て籠ると、あくる日、持氏は、取り敢へず、一色時永を遣はし、兵に將として、往いて憲實を討たしめ、遂には、三浦時高を留め、義久を補けて鎌倉を守らしめ置き、そして、自から大將となつて、出でて武藏の國府に陣取つた。

憲實告急、於義教。義教奏請討持氏一行、詔副以教書。使故上杉氏憲二子持房、教朝齋之、以徇東北三道。東海、東山、兵從持房。自箱根進。北陸、兵從教朝。直赴平井。合於憲實。而南下。陣于分陪。持氏分兵拒之。九月、持房等與持氏兵戰于箱根。不利。又戰于早川。尻破之。進逼鎌倉。十月、三浦時高叛持氏。攻義久。義久與祖叔父滿貞。走匿扇谷。梁田某。名塚某。力戰死之。其他將士皆率歸。憲實持氏窮蹙。十一日、持氏遂削髮乞降。憲實使長尾芳傳。往持氏于永安寺。置兵監守。迫直直兼。使自殺。盡殺其從士。自與關東將士連署。請義教宥持氏。死。使者十餘反。義教竟弗聽。十一年正月、憲實以義教令遣兵。令諸軍圍永安寺。持氏縱火。寺塔與其妻俱自殺。義久滿貞皆死。

(訓釋) 一行(イッチョウ) ひとぐたり。●教書(シヤウ) 將軍の命令書。●祖叔父(ソウシコ) 祖父の弟、即ち大叔父。●窮蹙(キウソク) せつげつまること。●監守(カンシウ) 見張り番をすること。

(通解) そこで、憲實は、危急の旨を義教に知らせたので、義教は、奏聞して、持氏を征伐せよといふ一くだりの詔を請ひ受け、それに副へるに、自分の命令書を以てし、故の上杉氏憲の二子の持房教朝をして、之を持參して、東海東山北陸の三道を觸れ廻らしめ、東海東山の兵は、持房に從つて、箱根から進み、北陸の兵は、教朝に從つて、直ちに平井に赴き、憲實と一處になつて南に下り、分陪に陣取つたり。持氏は、兵を分つて之を拒いだので、九月、持房等は、持氏の兵と箱根に戦つて負けたが、又、早川尻に戦つて之を破り、進んで鎌倉に通つた。すると、十月に、三浦時高が、持氏に叛いて、義久を攻め、義久は、大叔父の満貞と共に、走つて扇谷に匿れて梁田某、名塚某が、力を盡して戦つて之に討死し、その他の將士は、いづれも、大概、憲實に附いたので、持氏は、せつば詰つて困窮し、十一月に、持氏は、とう／＼、髪を剃つて、降參を乞ふたから、憲實は、長尾芳傳をして、持氏を永安寺に徙さしめ、兵を置いて見張をなし、憲直と直兼とに迫つて自殺せしめ、殘らずその家來どもを殺し、そこで、自から關東の將士と連判して、義教に對し、持氏の死罪を宥されんことを願ひ出で、その使者が十餘度も往復したが、義教は、どうしても聞き入れなかつたので、十一年の正月、憲實は、義教の命令を以て、兵を遣はし、諸軍をして永安寺を圍ましめると、持氏は、火を寺の塔に附けて、その妻とともに／＼に自殺し、義久満貞も、みな死んで仕舞つた。

(文典)

以上述べ來りたる所は、名詞の諸格に於ける位置に就いての常則であるが、前にも言ひし如く、すべて、事物は、その何たるを問はず、先頭に立つものが、最も人の注意を惹くものなれば、文章に於ても、その文字が表はす所の意味に、緩急輕重の別あるに従ひ、之を示さんが爲に、此等の常例に由らずして、その文字の位置を顛倒して使用することがある。之を倒裝法といひ、或は倒句法とも稱する。これから其事を説明する積りである。

(一) 主格、賓格、及び指定格に在る名詞は、場合により、倒裝法に由つて布置することがある。

(二) 主格の名詞を倒置するには、大略、下記(イ)及び(ロ)の二の場合がある。

(イ) 特に文の主語を明示せんが爲に、説明語たる「有」又は「無」の上に主格の名詞を置くこと。左に

蓋。有_二不_レ知_ラ而作_レ之_者。(論語、述而篇)

(イ) 有_レ爲_二神農之言_者許_レ行_ト。(孟子、滕文公上)

臣_レ弑_二其君_者有_レ之_子弑_二其父_者有_レ之_。(孟子、滕文公下)

不_レ仁而得_レ國者有_レ之_矣。(孟子、盡心下)

未^レ有^レ上^レ好^レ仁^ヲ而^レ下^レ不^レ好^レ義^者也。(大學)

未^レ有^レ仁^而遺^レ其^親者^也未^レ有^レ義^而後^レ其^君者^也。(孟子、梁惠王上)

所^レ藏^乎身^不怨^而能^レ喻^諸人^者未^レ之^有也。(大學)

不^レ仁^而得^レ天^下者未^レ之^有也。(孟子、梁惠上)

(ハ) 仲尼之徒無^レ道^桓文之事^者。(孟子、梁惠王上)

其家不^レ可^レ教^而能^レ教^人者無^レ之。(大學)

右(イ)(ロ)共に、前半は常法に由りたるものにして、後半は倒装法を用ゐたるもの、例である。上に言ひし如く、「有」「無」などの動詞は、主語の上に在るを通例とすれども、右等の如く、倒装法に由れるは、特に其主語を明示せんが爲に、わざと、之を上に移したものである。而して、讀者は、右等の諸例を見て、主格の名詞が句頭に移さるゝと同時に、その位置に「之」の代名詞が填補されてあることに氣附かれたであらう。すなはち、多くの場合には、此く「之」の字を加ふるのである。しかし、間々、之を省く場合がある、それは「矣夫」の後置詞を伴ふた時などがそれで、その例は左の如くである。

苗而不^レ秀者有^レ矣夫。秀而不^レ實者有^レ矣夫。(論語、子罕篇)

君子而不^レ仁者有^レ矣夫。未^レ有^レ小人而^レ仁者^也。(論語、憲問篇)

此の如き用法もあり、又、副詞或は拒否的動詞の伴ふ場合などには、「之」の字を加へざることもあれど、いづれも稀なる例である。本書などには、倒装法を用ゐることは甚だ少き故、遺憾ながら、本書から例を引き出すことが出来ぬ、これから後も、同様であれば、豫め讀者の之を諒とせられんことを希望し置く。右の倒装法と、其形は同一にして、而かも、句頭に置かれたる名詞は、主格ではないものがあるから、注意せねばならぬ、例へば、

諺有^レ之 傳有^レ之

などの語は、その形は、右の倒装法と同一ではあるが、句頭の名詞は、いづれも指定格が上に移されたもので、副詞の作用を爲して居るのであるから、之を主格の常法に従つて、「有諺」「有傳」と轉換することは出来ぬのである。念の爲に一寸申し添へて置く。

持氏、少子二人。曰、春王安王、皆鬻^レ爲^レ乳母長尾氏、所^レ挈^レ通^レ走^レ日光山。義教遣^レ使^レ鎌倉^勞諸將^以憲實^管領^東國^憲實^恐負^レ殺^レ君^之名^也。自^レ往^レ永安寺。伏^レ謝^于持氏^影前^抽刀^將自^レ殺^爲從^者所^レ止^不果^乃削^レ髮^退居^清寺^遣弟^清方^與教^朝同^行管^領事^四索^持氏^餘黨^十二^年正^月春^王安^王潛^遣使^論結^城氏^朝曰^請假^子之^力擊^上杉^氏以^復父^仇氏^朝謂^其將^士曰^吾被^レ佐^公恩

眷而不能救其死。今兩郎君託我以大事。是武人之榮也。吾其可不出力。生死以之。乃令其子光久迎致二孤。因大聚宗族。修結城古河二城。分兵守之。持氏遣臣一色野田大井吉見諸族。並起應之。事聞京師。義教授旗於持房。赴鎌倉。再發東國兵。以助清方。七月。清方將諸軍圍結城。氏朝力拒。數破上杉氏軍。義教益發兵。又起憲實視師。憲實辭弗聽。憲實乃率東北三道兵攻氏朝。氏朝勉厲士卒。嬰城固守。憲實等不能拔也。

(訓釋) 野郎(ヤウ) 髪は垂髪(シタカミ) 齒は齒のわけ換ることにて、七八歳の幼齡をいふ、●影前(エイ) 影像の前、●佐公(サキミ) 持氏のこと、左兵衛佐たりし故にいふ、●恩登(オン) 恩願登遇、目をかけて手厚き世話をする事、●兩郎君(リウヤウキョウ) 御二人の若君、●以之(モリト) ともしに、以は與と同じ、●起憲實(キケンジツ) 退隱せる憲實を出仕せしむること、●威(イ) 監督する、●嬰城(カヨリ) 嬰は城にて、城を以て繞らして立て籠ること、●戰國策等に見ゆ。

(通解) 持氏の幼兒が二人あつて、春王安王といひ、いづれも、垂髪で齒の抜けかはる年頃であつたが、乳母の長尾氏に連れられて、逃けて日光山に走つた。義教は、使者を鎌倉に遣はして、諸將を慰勞し、憲實を以て、關東諸國を管領せしむることにした。しかし、憲實は、主君を殺したといふ惡名を蒙るのを恐れたので、自から永安寺に往き、持氏の影像の前に平伏して罪を謝し、やがて、刀をぬいて自殺せんとしたが、從者に止められて果さず、そこで、髪を剃り、退隱して國清

寺に居り、弟の清方をして、教朝と共に、管領の事務を行はしめ、そして、持氏の殘黨を四方に搜し求めた。十二年の正月、春王安王は、ひそかに使者を遣はし、結城氏朝に諭して、「どうか、其許の力をかり、上杉氏を撃つて、父の仇を取りたひ」といはしめると、氏朝は、部下の將士に向ひ、「此方は、左兵衛佐様の御恩眷を蒙りながら、その御最期を救ふことも出来ななだが、今、御二人の若君が、身共に大事を御頼みになるといふは、これ、武士たるもの、面目であれば、此方も、いかで、力を出し、生きるも死ぬも、若君もろともに致さずして濟まうか」といひ、そこで、その子の光久をして、春王安王二人の孤兒を迎へ來らしめ、因つて、大に一族の者を聚め、結城古河の二城を修復し、兵を分つて之を守つた。すると、持氏の遺臣の一色野田大井吉見の諸族が、並び起つて之に味方した。やがて、その事が京都に聞へたので、義教は、軍旗を持房に授け、鎌倉に赴き、再び關東の兵士を徵發して、清方を助けしめた。七月、清方は、諸軍に將として、結城を圍んだが、氏朝は、骨折つて拒ぎ、幾度か上杉氏の軍を破つた。義教は、ますます兵を繰り出し、又、憲實を引き出して、軍勢を監督せしめた。憲實が之を辭退したれど、聞き入れななだから、憲實は、そこで、東北三道の兵を率ゐて、氏朝を攻めたが、氏朝は、士卒を勉め勵まし、城に立て籠つて固く守つたので、憲實等も、攻め落すことが出来ななだ。

當是時。越智氏城已陷。而北畠氏復起兵。義教使人就講和焉。曰。吾定關東。然後翦滅之。義教季弟爲僧。曰。義昭。後龜山皇子。在嵯峨大覺寺者。義昭與之親善。於是義昭說皇子曰。東西兵亂。皇子欲復舊業。是時爲可。北畠氏雖既和。聞皇子起。必復起兵。土岐一色等皆怨將軍。其來附必矣。又密使人約菊池大村諸族起兵。遙爲聲援。菊池答曰。結城不下。二歲者。天下必動搖。可以乘而起也。義昭乃閉門蓄髮。義教怪其久不出。廉問知實。乃遣兵且捕之。義昭逃亡。不知所之。乃圖其形。索諸國。購以千金。嘉吉元年三月。義教詣伊勢神祠。疑北畠氏匿義昭。親謂觀察之也。

(訓釋) 翦滅(セン) 殺し絶やすこと。●復舊業(フクコウ) 南朝を回復すること。●聲援(セイエン) 評判を立てし加勢すること。前にも出たり。●廉問(レンモン) 吟味する。史記の秦本紀に出づ。廉は、要點々々を執して察知するにいふ。●圖其形(ツブシカタ) その人相を繪姿にかく。●觀察(サツ) 機子をさぐりみること。訓は視ふなり。

(通解) この時に當つて、越智氏の城は、早や落ちて仕舞つたが、しかし、北畠氏が、また、兵を起したので、義教は、人をして、先方へ往つて、和議を取り結ばしめた。しかし、義教は、此方は、關東を平らげてから、その後で、之を切り絶やしてやるのぢや」といつて居た。義教の末の弟は、坊主となつて、義昭といつたが、後龜山天皇の皇子で、嵯峨の大覺寺に居させらるゝ方

があつて、義昭は、その方と大へん仲が善かつた。そこで、義昭は、皇子に説き勸めて、「東にも西にも軍が起つて、世が亂れて参りました。皇子には、もし、昔の南朝を御回復遊ばされやうと思召さば、今この時節が、御宜しう御坐ります。北畠氏は、既に和睦致したとは申すものゝ、皇子が御起になつたと承はりますれば、必定、再び兵を起しませうし、土岐一色などとても、いづれも將軍を怨んで居りますれば、その來り附くことは、相違御坐りませぬ」といひ、又、内々、人をして、菊池大村などの諸族に約束し、兵を起して、はるかに加勢せしむることになると、菊池は答へて、「結城さへ、落城せず、二年持ちこらへましたらば、天下は必ず動き出すに相違なく、さすれば、それに附け込んで、旗を揚げることも出来まます」といつたから、義昭は、そこで、門をしめて、人に會はず、髪をのばして還俗する支度をした。すると、義教は、その久しく出て來ないのを怪み、篤と吟味して見て、其事實を知り、そこで、兵を遣はして之を捕へやうとしたが、義昭は、逃亡して、その往く先きが分らぬので、その人相を繪姿にかき、諸國に捜し求め、捕へた者には、褒美として千金を與へることにした。嘉吉元年の三月、義教は、伊勢の太神宮に參詣したが、それは、北畠氏が、義昭をかくまふて居りはせぬかと疑ひ、自身に之を探つて見る爲であつた。

四月。結城。古河皆陷。氏朝父子戰死。城兵悉死之。以脫二孤。二孤逃走。爲上杉氏兵所獲。獨持氏季子永壽王。走信濃。氏朝季子成朝。走常陸。上杉氏兵。檻二孤而西。五月。薩摩人亦獲義昭。首而東。先至京師。首壞敗不可辨。義教召義昭所昵童子。視之。童子曰。果僧正則其二齒缺矣。驗之果然。義教大喜。乃遣使者迎二孤。戮于途。遇之垂冰。護將長尾某。乃入道傍佛寺。進浴。二孤二孤亦知其意。正坐受刃。春王年十三。安王年十一。首至京師。義教召其乳母。問持氏子猶在乎。乳母不答。嚼舌而死。初。尊氏與直義謀曰。義詮不武。難以寄重任。宜令基氏領關東。以鎮護之。乃立基氏。輔義詮曰。子子孫孫。相輔勿相背也。然義滿義持。皆有滅鎌倉之志。至義教。乃能成之。云。基氏之家既敗。而義詮之家亦自是亂矣。

(訓釋) 先至京師(先至京師) 二孤より先に京師に到着する。●所昵(トコロシム) 近づき親んで居たところの、即ち側近く居て寵愛されしもの。●佛寺(フツジ) 金蓮寺といひしといふ。●不武(フブ) 武事に暗きこと。●重任(ジュウイン) 重い任務。即ち將軍職。●成之(ナスル) その志を成就する。

(通解) 四月に、結城古河は、いづれも攻め落され、氏朝父子は討死し、城兵も残らず之に死んで、春王安王二人の孤子を落ち延びさしたが、二孤が逃げ走ると、上杉氏の兵に捕へられた。た

だ、持氏の末子の永壽王は、信濃に走り、氏朝の末子の成朝は、常陸に走つた。かくて、上杉氏の兵は、二孤を檻輿に入れ、西して京都に上つた。五月に、薩摩の人も、また、義昭の首を獲て、東に上り、それが先に京都へ着いたが、何分、首が腐り壞れて、見分けることが出来なかつたので、義教は、かねて義昭が寵愛して居た小姓を呼び寄せ、之を視せると、小姓は、うもし僧正であるなら、その齒が二枚缺けて居ります」といつたから、之を改めて見ると、まこと其通りであつたゆゑ、義教は、大に喜んだ。そこで、使者を遣はし、二孤を迎へ、途中で殺さしめることにすると、その使者は、之に垂氷に出遇つたが、護送して来た大將の長尾某が、そこで、道傍の寺に入り、二孤に沐浴をさせると、二孤も、また、それと其譯を知つて、行儀正しく坐つて刃を受けた。春王は年が十三、安王は年が十一であつた。その首が京都へ着いたので、義教は、二孤の乳母を召し出し、持氏の子は、まだ外に居るかと問ふと、乳母は、返答をせず、舌を噛み切つて死んで仕舞つた。そのはじめ、尊氏は、直義と相談して、義詮は武事に暗ければ、とても重い將軍職をまかして置く譯には參らぬ。されば、基氏に關東を支配致させて、之を鎮め護らす様に致すが宜からう」といひ、そこで、基氏を立て、義詮を輔けしめ「子子孫孫までも、互に輔け合ひ、決して相背いてならぬぞよ」といつたが、しかし、義滿も義持も、皆、鎌倉を滅ばさんとする志があつたので、義教に至つて、とうとう、まんまと、之を仕遂げたと申すものである。し

かし、基氏の家が既に亡びて、そして、本家たる義詮の家も、また、これから騒動が始まり出した。

義教爲人猜暴。以盛氣取之。既滅關東。意益驕。自謂爲父祖所不能爲。天下無復足畏者。先是。義教襲職。而三歲。侍女三人。有罪賜死。赤松滿祐。女與焉。或曰。滿祐怨望。有異心。義教聞而囚之。滿祐逃奔播磨。遣兵攻之。滿祐力窮。削髮出降。宥之。其七歲。遣一色義貫。土岐持頼。攻越智氏。義教嬖姬小辨者。其家與一色氏有怨。因讒義貫通款。越智氏。義教即命武田信榮。就軍中誅義貫。夷其族。又疑持頼命細川持常殺之。諸將士。人人自危。而滿祐最疑懼。滿祐之與持貞爭也。及持貞死。遂併其邑。持貞兄子貞村。幼喪父。邑除。義教見其美姿容。收爲近侍。甚寵之。曰。家兄。庶其庶。吾則庶其嫡。自有別也。因疏。斥滿祐。滿祐形貌矮陋。義教戲呼之。曰。三尺入道。滿祐嘗侍宴。醉舞。謠曰。軀矮勿侮。三國之主。義教愈憎之。義教畜猴。每滿祐入。輒使人放猴。爬其面。滿祐拔刀斬之。心深怨義教。而不形顏色。

(四釋) 猜暴(サウ)、疑深くして亂暴なること。●盛氣(セイ)、氣強きこと。史記などに見ゆ。●取下(キョウカ)、家來どもを召し使ふ。●與焉(ヨリ)、その仲間たりしこと。●嬖姫(ヘイ)、氣に入りの女。●夷(ウラ)、焼らす亡はすこと。●邑除(イクル)、領地を取り上げられる。●家兄(カケイ)、義持をいふ。●庶(シ)、分家筋のもの。持貞をいふ。●嫡(チヤク)、本家筋のもの。貞村をいふ。●矮陋(ワイル)、身の丈低くして見苦しきこと。●放(ハナ)、追ひ遣る。●不形顏色(フシヨウシキ)、顔色には見せぬ。

(通解) 義教は、その人柄が、疑深く亂暴で、氣強く家來共を召し使ひ、既に關東の持氏を滅ぼしてからは、心が益々高ぶつて、自から、親や先祖の出來なんだことを出來したから、天下にまたと畏るべき程の者はないと思つて居た。これより先、義教は、將軍職を繼いでから三年目に、腰元三人に、罪が有つて、自害を申し付けたが、赤松滿祐の娘も、その仲間であつた。すると、或人が、滿祐は、あの事を怨に思ひ、謀叛を致す所存で居ります」といつたゆゑ、義教は、之を聞いて、滿祐を執へやうとしたが、滿祐は、逃げて播磨に歸つたから、兵を遣はして、之を攻めしめると、滿祐は、力が盡きて、髪を剃り、出でて降参したので、義教は、之を宥した。それから、將軍になつてから七年目に、一色義貫、土岐持頼を遣はして、越智氏を攻めしめたが、義教の氣に入りの女の小辨といふ者が、その家には、かねて一色氏と怨があつたので、この折を機會に、義貫は、越智氏と好を通じて居ると讒言すると、義教は、直ぐさま、武田信榮に言ひ附け、陣中に於て義貫を誅殺せしめ、その一族をも殺し盡し、又、持頼をも疑つて、細川持常に命じ、之を殺さしめたので、諸將士も、銘々、自分々に危ぶんで、安き心とはなく、その中でも、

足利氏正記 足利氏中

滿祐は、最も疑ひ懼れた。嘗て、滿祐が、一族の持貞と争つた際、持貞が自殺を命ぜられて死んで仕舞うと、滿祐は、遂に、その領地をも併合して所領として居た。こゝに、持貞の兄の子の貞村は、幼少にして父を亡ひ、知行は沒收せられたが、義教は、その美しき容姿を見て、召し出して近侍となし、大へん之を寵愛して、兄上は、分家筋の者を庇はれたので、事が起つて善くなかつたが、此方のは、その本家筋の者を庇ふのちやで、自から區別がある」といひ、それで、滿祐をば疏んじ斥ける様にした。滿祐は、その形體や容貌が、丈は低く見苦しかつたので、義教は、戯に之を呼んで、三尺入道といつて居たが、滿祐が、ある時、酒盛に陪席して、酔つて舞ひつゝ、歌を謡つて、「春は低うても馬鹿にはするな、これでも三國の主ちやぞ」といつたので、義教は、いよゝゝ之を憎んだ。義教は、猿を飼つて置いたが、滿祐の入つて來る度ごとに、いつも、人をして、その猿を追ひ遣つて、滿祐の面を引つ掻かしたので、滿祐は、刀を抜いて之を斬つた様なこともあつて、心に深く義教を怨んで居たが、しかし、その顔色には出さなかつた。

(文典)

(ろ)特に文の説明語を明示せんが爲に、主語を其下に移すこと。前例に準じ、常法と倒裝法とを並べ出して例示すれば、左の如くである。

知徳者鮮矣。(論語、衛靈公篇)

民鮮能久矣。(中庸)

(イ)

管仲之器小哉。(論語、八佾篇)

賜也賢乎哉。(論語、憲問篇)

巧言令色鮮矣仁。(論語、學而篇)

久矣哉由之行詐也。(論語、子罕篇)

(ロ)

大哉聖人之道。(中庸)

賢哉回也。(論語、雍也篇)

富哉言也。(論語、顏淵篇)

右イは、申すまでもなく、常法を用ゐたもので、ロは倒裝法に由つたものであるが、此種の倒裝法には、その説明語に、後置詞を添へて、咏歎の意味を表はす場合が多く、又、その説明語は、形容詞を用ゐるが多いことは、この例を見ても直ぐ分かるのである。

時幕府多怪。有狐夜鳴。屋上宿直者。或闕空室。中見有二人。數十爲鶉。飼者散樂。曲名也。忽而不見。義教略不加意。貞村已壯。寵之不衰。遂欲割滿

祐、邑予之。將就其第。諭意。從容謂滿祐曰。聞汝園之鳧乳矣。可一觀否。滿祐伴喜。請期。期六月廿四日。滿祐從子曰。教祐爲幕府近臣。微聞削邑之議。以告滿祐。滿祐大恚。於是召長子教康。家臣渥美等。議曰。吾宗積功於將家。將家遇我。亡狀非一。我伏受其制。何所底止乎。吾欲先發行大事。汝等爲我努力。教康等贊之。乃伏甲三百于第中。而請義教。義教即往。置隨兵于門外。獨與朝貴諸將入。置酒高會。觀散樂。樂至。鶴飼時已薄暮。第中有呼曰。廐馬逸矣。因急關門。門關而甲發。義教將起。康教祐親進。執其左右。手伏之曰。今日之事。公自取之。渥美自屏後出。揮刀斬其首。一坐拔刀起。起者輒見殺。相殺者又數十人。斯波義廉。大內持世。被創。越垣而逃。隨兵皆潰。滿祐既殺義教。欲待府兵來討。戰死。而諸將士悉聚幕府。惶惑不知所出。旦日。滿祐乃以三百騎出京師。至攝津中島邑。葬義教首于崇禪寺。而西歸播磨。據白旗城。自是幕府以鶴飼爲凶。不列樂府也。義教官至左大臣。右近衛大將。從一位。薨年四十八。七月。持世創劇卒。

(訓釋) 廐(カウ)のぞき見る。●空室(クウ)人の居ぬ明き間。●偶人(ウツ)人形。●散樂(サン)また猿樂、申樂などといふ、歌曲に合せて演ずる一種の舞樂にて、猿樂の能と稱す。今日に謂はゆる能はその略稱なり。散樂の名は、支那より傳

りしものなるべし。その初は諸國の趣味ある雜藝なりしが、幾多の變遷を経て發達し、殊に、義滿の時以來、猿樂を以て武家の式樂とせしため、堪能なる者も多く出で、爾來、新曲も作製せられ、新工夫も積まれて、今日の能となり來りしなり。●已壯(イサダニ)、三十歳を壯といふ。●從容(シヨウ)ゆつたりとして追らざる貌をいふ、書經の君陳に見へ、その外、詩經、禮記、中庸、莊子等の古書に出づ。●鳧乳(フウ)鴨が子を産んだといふこと。●請期(コウ)病日の取り定めを請ふこと。●微(カス)ちらりと。●底止(ソト)至り止まる。際限。●行大事(コト)義教を殺すことといふ。●朝貴(チウ)朝廷に居る貴人。即ち公卿達。●逸(イ)馬が繋を解いて駆け出す。●甲發(カウ)鎧武者があらはれる。●編進(シツ)並び進む。●自取(イブ)自分で招いた災難。●屏後(ヘイ)衝立の後。●相殺(サウ)同志打する。●性惡(セウ)懼れて途方に暮れる。●不知所出(イブ)どうすれば善いか分らぬ。●不列樂府(レツ)能の番組の中に入れぬ。

(通解) この時分、幕府には、奇怪なことが多かつた。狐が、夜、屋根の上で鳴いたこともあり、宿直の者が、或る明き部屋の中を覗くと、人形が數十居て、鶴飼をして居るのを見たが、それがまた、忽にして見へなくなつたこともあつた。鶴飼といふは、散樂の曲の名である。しかし、義教は、さまで之を心にも掛けずに居た。貞村は、早や三十歳にもなつたが、義教が之を寵愛することには衰へず、遂には、滿祐の領地を割いて之に與へやうと思ひ、その屋敷へ往つて、その旨を申し聞かす積りで、ある時、ゆつたりとして、滿祐に向ひ、「聞けば、其方の庭園の鴨が、子を生んださうぢやが、一度、見に往つてもよいか、どうぢや」といふと、滿祐は、わざと喜ばしげ

に、その期日の取り定めを請ふたので、六月二十四日といふ約束をした。満祐の姪を教祐といひ、幕府の近習であつたが、ちらりと満祐の領地を削る評議を聞いたので、それをば満祐に知らすと、満祐は大に腹を立て、是に於て、長男の教康、家來の渥美等呼び寄せ、相談して「此方の一族では、將軍家に對して、手柄を積み重ねて居るに、將軍家が、此方に對する待遇方の無法なことは、一と通りではない。かくして、此方が、たい恐れ入つて、その爲たひまゝに成つて居たらば、何の限があらうぞ。されば、此方は、先づ、こちらから手を出して、大事を行はうと存すれば、其方達も、此方の爲に、骨を折つて呉れよ」といふと、教康等も之を賛成したから、そこで、鎧武者三百人を、屋敷の中に忍ばせ置き、そして義教の來臨を請ふた。義教は、直ぐ出かけて往つて、供の兵士を門外に留め置き、たい公卿達や諸將どもと共に内に入り、酒盛をなし、盛んなる宴會を催ふして、散樂を見物したが、散樂の番組が、鶉飼に至つた頃は、時は早や日暮間近であつた。すると、屋敷の中で、「馬屋の馬が駈け出した」といつて呼ばはる者があつて、それを切つかけに、急に門を締めたが、門が締ると鎧武者が顯はれ出た。そこで、義教が起ち上らうとすると、教康が並び進み、その左右の手を執らへ、之を組み伏せ「今日の事は、尊公御自身が、之を御招きなされたのぢや」といつて居る間に、渥美が、衝立の後から出て、刀を揮り上げて其首を斬つた、一座の者が、刀を抜いて起ち立つたが、起つた者は、直ぐと殺され、同志討した者も、また、

數十人あつた。斯波義廉と、大内持世とは、手創を負ひながら、垣を越えて逃げ出し、供して來た兵は、いづれも散り々になつて去つて仕舞つた。満祐は、既に義教を弑したから、幕府の兵が討ちに来るのを待つて、討死せうと覺悟して居たが、しかし、諸將士どもは、悉く幕府には聚つたものゝ、懼れて途方に暮れ、どうして善いやら分らずに居たので、明くる日、満祐は、そこで、三百騎を率ゐて京都を出で、攝津の中島村に至つて、義教の首を崇禪寺に葬り、それから、西に向つて播磨に歸り、白旗城に立て籠つた。これから、幕府では、鶉飼をば不吉として、散樂の番組の中へは加へぬことになつた。義教は、官は、左大臣、右近衛大將、從一位になつて居り、死んだ年は四十八歳であつた。七月に、大内持世も、創が劇しくなつて死んだ。

八月。畠山持國、滿家、子也。與管領細川持之等議。立義教子義勝、爲嗣。甫八歲。天子詔義勝討滿祐。乃遣細川持常、赤松貞村、武田信貫、自播磨。山名持豐。山名教之。山名教清、自美作。兵凡五萬人。滿祐聞貞村來。大喜曰。豎子來。吾所願也。乃遣兵逆擊于蟹坂。大敗之。持常與滿祐有姻。自以一軍居前。故逗撓不進。九月。持豐進至法華山。山太險。滿祐兵扼守其隘。懸巨材而俟。持豐患之。夜使士兵數千人。持一炬上其傍山。滿祐兵謂我冒險而入也。走而

拒之。守隘之兵滅。持豊則收牛數百頭。縛葉爲人。跨牛背。驅赴敵軍。精兵數百。鼓譟從之。曉自隘口進。滿祐兵以葉人爲敵。悉發其懸材。牛死而兵入。滿祐兵驚潰。持豊進入播磨。連陷諸砦。先衆至白旗城。城兵逃降。略盡。滿祐與渥美等皆自殺。乃以三國分賜持豊等。持豊時熙孫也。教康走北畠氏。不納而死。教祐走少貳嘉頼。嘉頼納之。大内教世持盛孫也。奉命擊破之。嘉頼教祐竝走對馬。乃賞賜嘉頼邑於教世。自明德應永二役。山名大内氏皆微。至此復興。

(訓釋) 運挽(ダウ) 運は留まる、挽は屈する、敵を見てぐづ／＼して進まぬこと。漢書の韓安國傳などに見ゆ。●隘(イ) 兩山の間の狭き處。はさま。●巨材(キョ) 大きな材木。●不納(フナウ) かくまふて呉れぬ。●明德應永二役(メイテイニイ) 明徳二年には、山名氏清が義滿に叛いて、終に敗死し、應永六年には、大内義弘が、同じく義滿に叛いて敗死したる、その二度の戦役をいふ。●微(ヒ) 衰微する。

(通解) 八月、畠山持國は、滿家の子であるが、管領の細川持之等と相談して、義教の子の義勝を立て、將軍の後嗣とした。年はやつと八歳であつた。天子は、義勝に詔して、滿祐を討たしめ給ふた。そこで、細川持常、赤松貞村、武田信貫を遣はして、播磨より進ましめ、山名持豊、山名教之、山名教清は、美作より進んだ。兵は凡そ五萬人であつた。滿祐は、貞村が攻めて来る

と聞き、大に喜んで、「あの小わつばが来るのは、此方の望んで居るところぢや」といひ、そこで、兵を遣はして、蟹坂に逆へ撃ち、大に之を破つた。持常は、滿祐とは縁類であつたが、自から一軍を率ゐて前に居り、わざと、ぐづ／＼して進まなかつた。九月、持豊が、進んで法華山に至つて見ると、山は甚だ險しく、滿祐の兵が、その狭い處を喰ひ止めて守り、大きな材木を高い處に吊して、持ち構へて居たので、持豊は、之を面倒なことに思ひ、先づ、夜、士兵數千人をして、人ごとに一つの松明を持つて、その傍の山に上らしめると、滿祐の兵は、山名の軍が嶮岨を冒して攻め込むのだと思ひ、駈けつけて之を拒いだので、かの狭い處を守つて居る軍勢が少くなつた。そこで、持豊は、牛數百頭を徵發し、葉を縛つて人の様にし、それを牛の背に跨らせ、追ひ立てて敵軍に赴かしめ、よりぬきの兵數百が、鳴物を鳴らし、喊の聲を揚げて其後に附き、夜あけ頃、狭い處の入口から進んだ。滿祐の兵は、葉人形をば敵と思つたので、残らず彼の吊してあつた材木を切り落すと、牛は死んだが、兵が攻め込んだから、滿祐の兵は、驚いて散つた。そこで、持豊は、進んで播磨に入り、續げざまに、あらゆる砦を攻め落し、衆に先だつて白旗城に至ると、城兵は、或は逃げ、或は降つて、大概、無くなつて仕舞ひ、滿祐は、渥美等と共に、いづれも自殺した。そこで、幕府では、滿祐の所領の三箇國を以て、持豊等に分ち與へた。持豊といふのは、時熙の孫である。教康は、北畠氏へ駈け附けたが、かくまふて呉れなかつたので死んだ。教祐は、

少貳嘉頼の處へ駈け込むと、嘉頼は、之を庇ふた。大内教世といふは、持盛の孫であるが、幕府の命を奉じて之を撃ち破り、嘉頼教祐は、共に對馬へ逃げた。そこで、嘉頼の領地をば、教世に褒美として賜はつた。明德應永の二度の戦から、山名氏大内氏は、いづれも衰へたが、こゝに至つて再興した。

(文典)

(元) 賓格の名詞は、之が表はす所の意義に重を置くことを示す場合には、概ね之を説明語の上に轉移する。而して、この倒文には、下記の(イ)及び(ロ)の二種がある。

- (イ) 賓格の名詞を句首に移し、而して其位置に「之」「焉」「諸」などの代名詞を填補すること。
 (イ) 巧言令色足恭左丘明恥之丘亦恥之匿怨而友其人左丘明恥之丘亦恥之。(論語、公治長篇)
- (ロ) 夏禮吾能言之。(論語、八佾篇)
- (ハ) 民之所好好之民之所惡惡之。(大學)
- (ニ) 三里之城七里之郭環而攻之。(孟子、公孫丑上)
- (ホ) 北條氏之事吾不忍言之也。(卷四頁五四三)

(ヘ) 子女玉帛則君有之羽毛齒革則君地生焉。(左傳、僖公二十三年)

(ト) 舉爾所知爾所不知人其舍諸。(論語、子路篇)

などは其例で、黒點を施したるは、いづれも賓格の名詞讀或は名詞句である。その中、「之」の字の用ゐらるゝものが最も多く、「焉」の字之に次ぎ、「諸」の字の用ゐらるゝものは最も少ない。

この倒装法に於ても、説明語に拒否的動詞や助動詞の用ゐらるゝ場合には、たゞ賓格の名詞を上に移したるのみで、その位置に代名詞を填補せぬ方が多い。それは、

一 簞食一豆羹得之則生弗得則死。(孟子、告子上)

の一文を以て、之を證することが出来るので、「一簞食一豆羹」の二讀は、共に賓格に在つて、「得」と「弗得」とは、いづれも、その説明語なれば、之を通常の文に改むれば、申すまでもなく、得一簞食一豆羹則生弗得一簞食一豆羹則死。

の二句となる譯で、その内、上句は肯定的説明語を有し、下句は拒否的説明語を有して居れば、前掲の如く、上句の方には、代名詞を填補して、「得之」と作せども、下句の方には、之を填補せずして、「弗得」の儘下に移したものである。更に説明語に拒否的動詞助動詞のある場合に、代名詞を填補せざる二三文を左に例示しやう。

禹吾無間然矣。(論語、泰伯篇)

己所不欲勿施於人。(論語、顔淵篇)
 夫諸侯之會其德刑禮義無國不記。(左傳、僖公七年)
 盛德之士君不待而臣父不待而子。(孟子、萬章上)
 去りながら、右はその最も多きものに就いて申したので、拒否的説明語には、必ず代名詞を伴はぬと限つた譯ではないのである。要は、その文勢の如何に由ることである。すなはち右の最後の例と同様の場合に、「之」の代名詞を用いたものもある。左にその一文を例示して置かう。

聖人吾不待而見之矣。(論語、述而篇)

一 語コン、穴(床入)

三年。義勝卒。義勝幼善騎馬。卒墮馬死。官止於四位。左中將。義勝母。即小辨。議殺一色義貫者。世稱義貫爲祟云。畠山持國爲管領。議立義勝。同母弟義成。甫八歲。後改名義政。文安二年。關東將士相與共請立故持氏子永壽。爲鎌倉主。以故憲實子龍程執事。永壽初。走信濃。依母黨大井持光。上杉氏不之知也。憲實既削髮。又與攻結城。心甚愧之。及結城陷。則以其二子爲僧。携而西奔。以自晦匿。猶有一子在伊豆。是爲龍程。自持氏亡。關東不靖。長尾昌賢建議。欲立持氏胤子。以慰藉衆心。乃索獲永壽。請之京師。京師議許之。賜

永壽名成氏。賜龍程名憲忠。既而結城成朝。來自陸奥。仕成氏。成氏與之謀。欲修怨於上杉氏。寶德二年。謀泄。成氏走江島。憲忠追戰于海濱。將士和解。之奉成氏歸鎌倉。事讒得釋。而京師比年多虞。南國兵乘隙竝起。赤松教祐在朝鮮。聞亂而還。欲復其家。發覺被誅。

(訓釋) 祟(ス)、たたり。●墮(トクイ)、跡をくらますこと。●不靖(ヤスズ)、平穩でないこと。●慰藉(ヤシ)、なぐさめたすけて安心させること。前にも出たり。●修(ム)、仕返したること。これも前にも出たり。●比年(ヒ)、毎年。比は類のごとし。しきりに續くこと。禮記の玉制に見ゆる語。●多虞(タウ)、心配事が多い。●南國兵(ナンコウ)、楠二郎等の大和紀伊等の兵を聚めて起りしことをいふ。卷五の末を参照せよ。

(通解) 嘉吉三年、義勝が死んだ。義勝は、幼少の頃から、馬に乗ることが好きで、とうとう馬から墮ちて死んだのである。官は、四位左中將までにしかなつて居らなかつた。義勝の母は即ち小辨で、一色義貫を讒言して殺した女であるから、世間では、義貫が祟をしたのだといつたさうである。畠山持國は、管領であつたが、評議して、義勝の同腹の弟義成を立てた。年はやつと八歳である。後、名を義政と改めた。文安二年に、關東の將士どもが、共々に願ひ出で、故の持氏の子の永壽を立て、鎌倉の主とし、故の憲實の子の龍程をば、執事とした。永壽は、そのはじめ、信濃に走つて、母方の一味たる大井持光に厄介になつたが、上杉氏では、之を知らなかつたの

である。又、憲實は、既に坊主になつてから、又、結城を攻めることに關係したので、心に甚だ之を愧ぢ、結城が落城に及ぶと、その二人の子をば僧となし、之を連れて西に奔り、かくして、自から跡をくらまし、世間から遠ざかつて居たが、まだ一人の子があつて、伊豆に居つた。それが龍稱である。元來、持氏が亡くなつてからは、關東が、兎角、穩ならぬので、長尾昌賢が建議して、持氏の血筋を立て、それで、人々の心を慰め安んじやうと思つたから、そこで永壽をば捜し出して、之を京都の幕府に願ひ出で、京都でも、評議して、之を許すことになつた譯なので、永壽には、名を成氏と賜ひ、龍稱には、名を憲忠と賜ふた。兎角する内、結城成朝が、陸奥から來て、成氏に仕へたので、成氏は、之と相談して、上杉氏に對し、父の怨を霧さんと企てると、實憲二年、その謀が泄れて、成氏は、江島へ逃げ、徳忠が、之を追つかけて、海濱に戦つたが、將士どもが之を和解して、成氏を奉じて鎌倉に歸り、事件がやつと済むことが出來た。しかるに、京都の方は、毎年、心配事が多く、河内紀伊等の南國の兵は、隙間に附け込んで並び起り、又、赤松教祐は、朝鮮に居て、その騷動を開き附けて還り、その家を再興しやうと思つたが、その事が露顯して、誅殺せられて仕舞つた。

初、赤松氏亡。畠山持國謂功臣之後不當絶也。欲令故滿則子則重奉祀。曰。

滿則死。明德之役。而則重不與。嘉吉之逆。是宜立也。赤松氏遺臣。因擁則重起播磨。山名持豐聞之。曰。吾樹功受封。賊黨敢欲奪之。乃將兵發。但馬擊殺則重。持國不平。持國父子擁立三將軍。官至從三位。頗驕恣。其朝政府。或乘其威權。如此。而持豐與之抗衡。持豐削髮。曰。宗全。以女妻細川勝元。勝元滿元孫也。勝元自父持元。伯父持之。與畠山氏更爲管領。以故深結持豐。以傾持國。持國無子。養姪政長爲嫡嗣。任尾張守。已而生男義就。爲右衛門佐。持國愛之。欲廢政長。其家長游佐某。擊南兵有功。持國因命游佐輔義就。游佐同僚神保某。嫉游佐權勢。欲立政長。而排游佐。乃教政長。自託於持豐。勝元。

(訓釋) 奉祀(ウズ) 先祖の祭をする。即ち家督を繼ぐこと。●嘉吉之逆(カキツノ) 嘉吉元年に滿祐が義教を試せし叛逆。●三將軍(サンシヤ) 義教、義隆、義隆、義隆。●朝政府(チウセイフ) 幕府に出仕すること。●養嗣(ヨウシ) 網代奥。貴人の用に供せしものにて、竹を薄く細くけすり、網代に編んで作りたるものなり。●交賂(カウロ) かはるゝ賄賂を贈る。●抗衡(カウケン) けりあひ合つて下らぬこと。●抗は對 衡は車輻、即ち輻の端の横木にて、兩衡の相對して下らざる如くなるをいふなり。●史記(シキ) の陸賈傳に見ゆ。●傾(カウ) 轉覆せんとすること。●家長(カウシヤ) 家令。●同僚(ドウリョウ) 同役。●排(ハイ) 排斥する。押しつけ

る。●託(ス)依託する。身の行末に付きたよること。

(通解) はじめ、赤松氏の亡びた時、畠山持國は、幕府に手柄のあつた家來の後は、斷絶してはならぬと思ひ、故の滿則の子の則重をして、先祖の祭の出來る様、家督を繼がしめんとし、「滿則は、明德の戦に討死し、して、則重は、嘉吉の叛逆に係はつては居らぬゆゑ、これこそ、立て、然るべきものぢや」といつて居た。かくと聞いた赤松氏の遺臣は、そこで、則重を守り立て、播磨に起つた。すると、山名持豊が、之を聞いて、「此方が、手柄を立て、戴いた知行をば、賊黨どもが、憚りもなく之を奪はふと致しをる」といひ、そこで、兵を率ゐて但馬を出發し、撃つて則重を殺したので、持國は、それに對して、不平であつた。持國父子は、三代の將軍を守り立て、官も、從三位までもなつて居たので、餘ほど、心も高ぶり、我儘を働いて、その幕府に出勤する時などは、或は網代輿に乗り、騎士を供に連れて行く様なこともあり、その部下にも、また、法度を犯す者が多く、藤原兼良、藤原房嗣は、いづれも、關白たらんことを希望して居たが、かはるゝ持國に賂賄を贈つた位で、その威權の盛んなことは、まづ此の如くであつたが、しかし、持豊は、これと張り合つて、相下らなかつた。持豊は、髪を剃つて、宗全といひ、娘をば細川勝元に妻はして居た。勝元といふのは、滿元の孫である。勝元は、父の持元、伯父の持之より以來、畠山氏と、かはるゝ管領となつて居たもので、それゆへ、深く持豊に結託して、邪魔になる持

國をば轉覆せんとして居た。持國には、子がなく、姪の政長を養子として、跡つぎにし、尾張守に任せられて居た。すると、その内に、男子の義就といふを生み、右衛門佐となつたが、持國は之を愛し、政長を廢する心組であつた。その家令の游佐某といふは、度々、南朝方の兵を撃つて手柄があつたので、持國は、それゆへ、游佐に命じて、義就を輔佐せしめた。しかるに、游佐の同役の神保某といふが、游佐の權勢のあるのを嫉み、政長を立て、游佐を押し退け様と思ひ、そこで、政長に智慧をつけて、自から持豊と勝元とにたよらしむることにした。

享德三年四月。持國請義政立義就。欲誅政長。政長走匿於勝元家。使神保等依持豊。八月。畠山氏將士率屬政長。京師大騷。幕府召諸將自衛。獨持豊勝元不往。其夜有人縱火於持國第。持國奔入。伯父滿則第。義就奔依山名教之。教之不納。則入游佐家。遊佐家又火。終奔河内。持國遂匿建仁寺。於是勝元携政長入。謁幕府。白義政曰。近日之事。臣僕磯谷所爲也。九月。誅磯谷以謝。而政長竟得立焉。遣兵擁持國而歸。踰歲。持國卒。義政聞。焚持國第者。持豊所爲也。十一月。召諸將命誅持豊。勝元俄拔其衆。赴東山。舉族從之。幕府兵寡。勝元乃爲請赦持豊。持豊又謝。獻誓書。事輒釋。乃罷持豊之國。細川

成之乗間。請録赤松氏之裔。義政許之。成之持常子也。康正元年夏。召赤松教祐。弟則尙賜之播磨。持豊怒。逆擊。則尙殺之。因怒曰。則尙之立。勝元何不沮止之。乃欲使三之刺及婦翁。腹邪。勝元無子。養持豊子。爲嗣。已而生子。則廢之。持豊因是恨勝元也。無幾何。持豊被殺。歸京師。勢威益熾。持豊長身赭面。人呼曰赭入道。

(訓釋) 近日之事(キコト) 持國の屋敷を燒きしことをいふ。●拔其衆(ツクシ) その部下の軍勢を引きあげる。●之國(ウチ) 領國但馬へ歸らしめしこと。●乘間(カウズ) 隙間を附け込む。持豊の歸國して不在になつた折を視ひしこと。●錄(ロク) 取り立てる。●沮止(ツシ) 故障を申し立てて止めます。●刺(ス) 刺し込む。●婦翁(フウ) 妻の父。しうと。即ち自分のことをいふ。●赭面(カク) 赤づら。●赭入道(アカミチ)。

(通解) 享德三年四月、持國は、義政に願ひ出でて、義就を立て、政長を殺さうとしたので、政長は、走つて勝元の家に匿れ、神保等をして、持豊にたよらしめた。八月、畠山氏の將士は、大がいに政長に附いて、京師は大騒になり、幕府では、諸將を召し寄せて、自から警衛したが、獨り持豊と勝元とは往かなかつた。その夜、何人か、火を持國の屋敷に附けたので、持國は逃げて、伯父滿則の屋敷に入り、義就は、逃げて、山名教之にたよると、教之は納れなかつたから、游佐の家に入つた。すると、游佐の家が、また、燒けたので、仕舞には、河内まで逃げ、持國も、と

うへへ建仁寺に匿れた。こゝに於て、勝元は、政長を連れて幕府に入り、義政に面謁して申しあげ、近頃の事は、私方の下郎の磯谷と申すもの、仕業で御坐ります」といひ、九月、磯谷を殺して御訖をした。かくて、政長は、とうへ立つて跡嗣となる事が出来たので、兵を遣はし、持國を連れ戻らしめたが、明くる年に、持國は死んだ。義政は、持國の屋敷を燒いたのは、實際は、持豊の致したことであると聞き込んだので、十一月、諸將を召し、命じて持豊を征伐せしむることにした。すると、勝元は、俄かに其部下の軍勢を引きあげて、東山に赴き、一族残らず之に従つて往つたが、幕府の方では、兵の数が少なかつた。勝元は、そこで、持豊の爲に、罪を宥されんことを請ひ、持豊も、また、訖をして、誓書を差し出したので、この一件は、譯なく濟み、そこで、義政は、持豊の職を罷めて、領地へ歸らしむることにした。細川成之は、その隙間を覘つて、赤松氏の末孫を取り立てられんことを請ふと、義政は之を許したが、成之といふのは、持常の子である。そこで、康正元年の夏、赤松教祐の弟の則尙を召し出し、之に播磨を與へた。すると、持豊が怒り、則尙をば迎へ撃つて之を殺し、それに就いては、腹を立て、則尙の立つことに就いては、勝元は、なせ故障を申し立て、之を止めずにかへつて、彼をして、及をこの舅の腹に刺し込ます様なことをしたのか」といつた。勝元には、子がなかつて、持豊の子を養子として、跡嗣にして置いたが、その内に、子が出来ると、之を廢して仕舞つた。持豊は、それ故、

勝元を恨んで居た。幾程もたぬ中に、持豊は、赦されて京都へ歸つて來たが、その勢力威權はますます盛んであつた。持豊は、脊が高く赤面であつたので、人は呼んで、赤入道といつて居た。

時赤松氏遺臣所在伏匿。憚持豊不致有爲。有石見者焉。仕内大臣藤原實量。常思復赤松氏。從容語實量。以志曰。細川氏山名氏。內有罅隙。臣以爲。以此時。附細川氏。則志或成矣。因出示尊氏。與則村書。實量視書。歎曰。其祖爲將軍之父。其孫爲將軍之仇。仇讎之責。汝何以償。石見曰。今將軍立之歲。南人犯闕。奪璽。璽今在吉野。臣請往收復之。乃令舊僚中村某等往吉野。伴仕南朝。皇子長祿元年。中村終得殺南朝皇子。取璽還獻。義政議賞其功。勝元贊之。賜邑。於赤松政則。政則父性存。義雅子也。於滿祐。爲姪。嘉吉之變。猶幼。依建仁寺僧龍澤而免。後生政則。甫五歲。於是賜加賀之半。持豊怒。使刺客刺殺石見。

(訓釋) 有罅隙(ハナヒ) 罅の悪いこと。●其祖(ソノソト) 則村をいふ。尊氏と父子の約をなせしこと前巻に出たり。●其孫(ソノミコ) 滿祐をいふ。その義教を弑せしこと上に見ゆるが如し。●收復(ウケトメ) 取り戻す。●刺客(サシモノ) 暗殺者。刺の字、セキ、シ、兩音とも、「傷ひ殺す」の訓あれども、通常上の如く讀み慣はせり。史記に刺客傳あり。

(通解) 時に、赤松氏の遺臣が、あちこちに忍び隠れて居たが、持豊を憚り畏れ、思ひ切つて事を起す者ともなかつた。たい、こゝに、石見といふ者があつて、内大臣藤原實量に仕へて居たが、常に赤松氏を再興せんと思ひ、ある時、ゆつたりとして、實量に其所存を物語り、「細川氏と山名氏とは、内實、仲が悪い様子で御坐りますれば、私の思ひまするには、この時を以て、細川氏に附きましたらば、かねての本望が、成就致すこともあらうかと存じまする」といひ、よつて、昔し尊氏が則村に與へた書面を出して見せると、實量は、その書面を見て、歎息し、「その先祖は將軍の父となつたが、その孫は將軍の仇となつた。その仇の罪は、其方、如何致して償ふ積りかい」といつたが、石見は、「只今の將軍の御立になつた年に、南朝方の者が、御所を犯して、御璽を奪ひ、その御璽は、今、吉野に御坐りますれば、私は、何卒、吉野へ參つて、之を取り戻したう御坐りまする」といつて、そゝて、もと同役であつた中村某等をして、吉野に往き、伴つて南朝の皇子に仕へしめ、かくて、長祿元年に、中村は、とうとう南朝の皇子を殺して、御璽を取り、還つて朝廷に獻することが出來たので、義政は、評議をして、その手柄を賞せんとし、勝元が之に賛成して、領地を赤松政則に與へることになつた。政則の父は、性存といつて、義雅の子で、滿祐に對しては、姪に當るのであるが、嘉吉の事變には、まだ幼少で、建仁寺の僧の龍澤にたよつて、死罪を免れ、後に政則を生んだもので、政則はやとて、五歳であつたが、是に

於て、加賀の半分を賜ふた。すると、持豊が、また腹を立て、暗殺者をやつて、石見を刺し殺さしめた。

(文典)

(ろ)賓格の名詞と説明詞とを倒置し、その中間に「之」又は「是」などの代名詞を挿むこと。

古者。言。之。不。出。恥。躬。之。不。逮。也。(論語、里仁篇)

吾。以。子。爲。異。之。間。(論語、先進篇)

君。亡。之。不。恤。而。羣。臣。是。憂。惠。之。至。也。(左傳僖公十五年)

庸。德。之。行。庸。言。之。謹。(中庸)

愈。之。所。志。於。古。者。不。惟。其。辭。之。好。(韓愈、答李秀才書)

右黒點を附したるものは、いづれも客語で、「之」の字或は「是」の字の下に在るは、皆、文の説明語たることは、讀者が一見して了解せらるゝことと思ふ。此く「之」又は「是」を中間に挿んで、客語と説明語とを轉倒するところの法があるのである。而して、「唯」「惟」などの字が先立つか、疑問の意味を表はす場合に、此種の倒装法を用ゐたる例が甚だ多いので、父母唯其疾之憂。(論語、爲政篇)

無。師。無。法。則。唯。利。之。視。(荀子、不苟)

惟。怪。之。欲。聞。(韓愈、原道)

豈。其。死。之。不。恤。而。受。敵。使。乎。(左傳、成公十七年)

趙。舉。而。秦。強。何。敵。之。承。(史記、項羽本紀)

など一々枚擧するに追は無いが、畢竟、重を其客語に置きたるものなることは、此等の例文に就いて意味すれば分かる次第である。なほ、この倒装法を用ゐ、而して、代名詞を中間に挿まぬ例もあるが、それは、頗る稀である。

當此此時。三管領細川氏獨盛。四職山名氏獨盛。而伊勢氏權勢甲於三七頭。先是斯波義將。義重。義淳。義繼。父子相襲。享德中。義繼夭。無子。以族義敏爲嗣。義敏者。義將弟。義種之曾孫也。斯波氏家有三老。曰甲斐。織田。朝倉。三老常不喜義敏。相共竊罵之。曰。新主人何無禮於舊家臣也。因伊勢貞親請廢之。貞親娶甲斐氏。則右之爲請。義政。義政欲兩和解之。三老不肯。乃論義敏讓其子松王而自退。三年。義敏致仕。貞親乃請立義廉許之。義廉者。義種孫也。義敏失望。走依大內教弘。伊勢氏世掌出納。甚有權。而至義政時。尤甚。義政

妻曰富子。藤原重政、女也。有寵。所言莫不聽從。內謁公行。號令抵牾。而伊勢氏專權於中間。義政獨事遊宴而已。義政喜奢侈。高倉第障子。一間直二萬錢。其他稱之以故。征賦十倍。前代借畿內富商之金。率一歲不過數次。至義政時。則一月或八九次。故事。每將府有大儀。課諸將助其費。率十歲一舉。義政五歲九舉。天下彫弊。近江士人熊谷某好學。密上書幕府。極諫義政。義政怒曰。其言則然。而非其人矣。命貞親奪熊谷邑。逐之。

(訓釋) 三管領●四職●七頭、いづれも上に出たり。●甲(カウ)、第一(ダイイチ)●天(エン)、若死する。●右(ウ)、肩をもつこと。●兩(フタツ)、兩方とも。●致仕(シシ)、官職を辭して退隱するをいふ。禮記の曲禮には「致事」とあり。掌(カウ)どりし事を主君に返上する意にて、致仕と同義なり。致仕の語は、春秋公羊傳の宣公元年の下などに見ゆ。●掌出納(カウダツダツ)、金穀の出入を司ること。今日の謂はゆる會計の主任。●内謁(ナイ)、奥向から取り入ること。上にも見ゆ。●抵牾(テイ)、喧ひ違ふこと。前にも出たり。●中間(カウ)、表と奥向との間。●障子(カウ)、今日の障子は勿論、襖、屏風、御立等をもいふ語なり。●直(チキ)、直段。●征賦(セイ)、取り立て物。征は租税、賦は割り附けて取り立てる物。すなはち租税買物のことなり。●課(カウ)、割りつける。●九舉(クウ)、九度といふがごとし。●彫弊(テウ)、彫凋と通ず、衰へて貧乏すること。●非其人(ヒニジン)、諛言すべき身分でないといふこと。

(通解) この時に當つて、三管領では、細川氏が獨り盛んで、四職では、山名氏が獨り盛んであり、そして、伊勢氏の權勢が、七頭中の第一であつた。これより先、斯波義將、義重、義淳、

義繼が、父子相繼いだが、享徳年中に、義繼が、若死して子が無く、一族の義敏をば跡嗣とした。義敏といふのは、義將の弟の義種の曾孫である。しかるに、この斯波氏の家には、三家老があつて、甲斐、織田、朝倉といつたが、三家とも、常に義敏をば嫌つて、其々に、内々悪口しては「新主人は、舊家臣に對し、何といふ不禮のことで御座るぞ」といつて居り、伊勢貞親に頼んで、之を廢せんことを請ふた。貞親は、甲斐氏から嫁を貰つて居たので、之に肩を持ち、三家老の爲に、義政に請ふたが、義政は、雙方とも、之を和解しやうと思つたれど、三老が承知しなかつたから、そこで、義敏に申し聞かせ、その子の松王に家督を譲つて、自から隱居せしむることにし、三年に、義敏が、職を辭して退隱した。すると、貞親が、義廉を立てんことを請ふたが、意外にも、之を許された。義廉といふのは、義種の孫である。そこで、我が子が立つことと思つて居た義敏は、失望して、走つて大内教弘にたよつた。元來、伊勢氏は、代々金穀の出入を掌つて居て、大へん權力があつたが、義政の時に至つて、尤も甚しかつた。義政の妻を富子といつて、藤原重政の娘であるが、寵愛を受けて、その言ふところは、聽き従はれぬことゝはななく、奥向へ取り入つての頼み込みは、公然と行はれ、そのため、幕府の號令も、喰ひ違ふことがあつたが、伊勢氏は、その表と奥との中間に居て、權力を恣にしたもので、義政は、たゞ、遊んで酒盛するのを仕事として居るのみであつた。義政は贅澤なことが好きで、高倉の屋敷の建具は、一間の

直段が二萬錢、その他も之に釣り合ふ位であつて。それゆへ、租税貢物は、前代に十倍した。前代には、畿内の金持の商人から金を借ること、大概、一年に五六度にしか過ぎなかつたが、義政の時に至つては、一月に、時によると、八九度にも及んだ。故例では、幕府に重大な儀式のある毎に、諸將に割り附けて、その費用を手傳はせることは、大抵、十年に一回位であつたが、義政は、五年の間に、九回にも及んだ。この調子であるから、天下が、まことに疲弊した。近江の郷士の熊谷某といふは、學問を好んだが、内々幕府に上書して、手強く義政を諫めると、義政は怒つて、「その申條は道理はあるが、しかし、此の如きことを申す身分の者でない」といひ、貞親に命じて、熊谷の領地を取り上げ、之を追放せしめた。

先是、畠山政長。義就。相闘。河内。義政。兩敵之。入京師。寛正元年九月。義政命。貞親。逐義就。義就曰。吾願無罪。將軍。豐信。讒乎。乃奔河内。義政令。政長攻之。陷若江城。細川勝元。請援。政長。三年。勝元。令族成之。爲假管領。將二十餘州。兵赴援。義就以。數百人。據嶽山。金胎寺。二城。擊卻。京軍。而金胎寺。竟陷。四年三月。京軍圍。嶽山。山名。是豐。以。備後兵。先登。與義就。戰。七勝七敗。城兵。疲而卻。是豐曰。我宗。全子也。不。拔城。不已。城兵。不。敢出。義就。揮刀。身先。士卒。是豐

曰。義就。勇士。真吾敵也。戰。至。日暮。乃。交解。四月。嶽山。陷。義就。欲。自殺。湯淺。二郎。代。死。義就。脫。走入。高野。政長。攻之。又。走。吉野。政長。凱旋。是豐。歸。語。父。以。義就。勇。持。豐。心。奇。之。

(訓釋) 相闘(アヒキ)、争ひ合ふこと。●願(ノゾミ)、我身を振りかへつて見るに。●交解(トクモク)、互に分かれ退くこと。●奇(キトス)、その姓のものでないのを意外に思ふこと。

(通解) 是よりさき、畠山政長と義就とが、河内の國で争ひ合つて居たのを、義政が、兩人とも其罪を赦して、京都に入らしめたが、寛正元年の九月、義政は、貞親に命じて、義就を放逐せしめたので、義就は、「自分には、考へて見るのに、何の罪もないが、これは、將軍が、讒言を信じ召されたものであらうか」といひ、そこで、河内へ出奔すると、義政は、政長をして、之を攻めしめて、若江城を攻め落した。細川勝元は、政長を援けんことを願ひ出で、寛正三年に、勝元は一族の成之をして、假の管領となり、二十餘箇國の兵に將として、赴き援けしめた。義就は、數百人を以て、嶽山金胎寺の二城に立て籠り、撃つて京都勢を退けたが、しかし、金胎寺は、とうとう落城し、四年の三月、京都勢は、嶽山を圍んだ。この時、山名是豐は、備後の兵を率ゐて先陣し、義就と戦ひ、七度勝つて七度負けたが、城兵も、疲れて退いた。是豐は、「我こそは、宗全の倅、この城攻め落さずに置かうか」といつて居たれど、城兵は、出ても來なかつたが、義就が

刀を揮ひ、自身が士卒に先立つて出かけて来たので、是豊は「義就は勇士で、まことに、此方の好い對手ぢや」といひ、戦ひ合つて日暮に至り、やつと、雙方が分れて退いた。やがて四月になると、嶽山も落城したので、義就は、自殺しやうと思つたが、湯淺二郎が、身代りとなつて討死したから、義就は、そこを逃げ延びて、高野山に入ると、政長が、追ひ來つて之を攻めたので、又、吉野へ走り、政長は凱旋した。是豊は、家に歸り、父に義就の武勇なる次第を物語ると、持豊は、心の中に、その尋常ならぬを意外に思つた。

五年。皇太子受禪。是爲後土御門帝。義政亦倦政。欲辭職而歲三十。未育子也。弟義尋削髮爲淨土寺門主。義政欲讓職於義尋。義尋固辭曰。近日人情反覆。可畏。義政使人言曰。子豈有所顧慮邪。吾如他日舉男。就襁褓。卽爲僧耳。必不子廢也。子第速來代我。義尋乃蓄髮。徒今出川。第二更名義視。將士赴謁。勝元執事焉。已而義政殊無讓職之意。六年十一月。富子生男。義尙。內外慶賀。富子不忍。以爲僧也。日夜啼泣。願立爲嗣。欲得一強援。念諸將有威力者。曰。無若緒入道者。密作書。屬持豊曰。吾欲立孺子。而義視業已爲嗣。勝元輔之。不可。誠也。願公爲吾圖之。持豊素恨勝元。欲立義尙。而已執事焉也。乃

許諾之。因請赦義就。入京師。以援己。

(訓釋) 倦政(マツリゴト) 政治をするのがいやになる。●反置(ハシ) 手の掌をかへす様にうらがへりすること。漢書の韓信傳などに見ゆ。世間の人情に托して、暗に義政の考の當にならぬことをいひしなり。●願慮(ヨリ) あとさきを考へて氣遣ふ。●就襁褓(ケツキョウ) むつきの中に居る時分から。襁は小兒を背に負ふ帶、褓はムツキなり。又襁褓とも書く。●強援(キヤウエン) 力になるつよき後援。●孺子(ニョシ) わくこ。孺は幼なり。義尙をいふ。●據(ク) 變へること。

(通解) 五年、皇太子が、御譲を受けさせられたが、それが後土御門天皇である。義政も、亦、政治を執ることがいやになり、將軍職を辭せんと思つたが、しかし、歳が三十になつても、まだ子になかつた。しかるに、弟の義尋といふが、髪を剃つて、淨土寺の門主となつて居たので、義政は、將軍職を義尋に譲らうと思つたが、義尋は、固く辭退して、近頃の人情は、ときく、うらがへりがして、まことに恐ろしい」といつたから、義政は、人をして言はしめ、其許は、何か前後を氣遣ふて居る様であるが、此方が、もし、後日、男兒をもうけることがあつても、むつきの中から、直ぐ僧侶にする許りで、決して其許を廢する様なことは致さぬゆゑ、其許は、たいもう、早速來て、此方に代り呉れる様に」といつてやつたので、義尋も、そこで、髪を蓄へて、今出川の屋敷に徙り、名を義視と改め、將士ども、それへ參つて目通りし、勝元が、その執事となつた。しかるに、兎角する内、義政には、取り分け、職を讓る心もなく、六年の十一月には、富子

が、男子の義尚を生み、幕府の外外ともに、之を祝ふたが、富子は、義尚をば僧侶にするに忍びず、日夜泣いて居て、之を立て、跡嗣にせんことを願ひ、それに就いては、一人の力になる強い後楯を得たいと考へ、諸將の中で、威權勢力のある者を誰れ彼れと思ひ浮べて居た揚句に「あの赤入道に及ぶ者はない」といひ、内々書面を作つて、持豊に頼み込み「わく子を立たたいと思へど、義視が最早や跡取となり、勝元が之を補佐して居れば、動かすことも出来ぬ仕儀。就いては何卒、其許に、このところを、よしなに取計らひを願ひたう存する」といつてやつた。持豊も、かねて勝元を恨んで居れば、義尚を立て、自分が、その執事にならうと思つたから、そこで、之を承知し、それに就いては、義政に請ふて、義就を赦し、京都に入り來らしめ、かくて、自分

(文典)

(三) 指定格の名詞は、之が表はす所の意義に重を置くことを示す場合には、概ね之を説明語の上に轉移すること、賓格の場合と略同じく、而して、この倒文にも、下記(イ)及び(ロ)の二種がある。

(イ) 指定格の名詞を句首に移し、而して、其位置に「焉」或は「之」の代名詞を填補すること。

(イ) 般有三三仁焉。(論語、微子篇)

(ロ) 詰朝之事爾無與焉。(左傳、昭公十四年)

(ハ) 天池之濱大江之濱。曰有怪物焉。(釋念、應科日時與人書)

(ニ) 後之效孔子作春秋者吾惑焉。(蘇洵、春秋論)

(ホ) 子夏曰可者與之。(論語、子張篇)

(ヘ) 寒者衣之。飢者食之。(左傳、昭公十三年)

(ト) 五畝之宅樹之以桑。(孟子、梁惠王上)

などが其例で、(イ)は、その意義に於ては、猶ほ「有三三仁于般」といふが如く、(ロ)は、「爾無與於詰朝之事」(ハ)は「曰有怪物于天池之濱大江之濱」(ニ)は「吾惑於後之效孔子作春秋者」(ホ)は「與於可者」(ヘ)は「衣於寒者食於飢者」(ト)は「樹於五畝之宅以桑」といふが如くである。なほ、この例と同様ではあるが、少し説明をせぬと分り難いのである。左記の如きが即ちそれである。

(イ) 日有食之。(春秋、桓公十七年)

(ロ) 晉國天下莫強焉。(孟子、梁惠王上)

右は従來の慣習に従つて、振假名を施したのであるが、(イ)の「日」、(ロ)の「晉國」は、一寸見ると、恰も主格名詞の様に思はるれども、これは、

(イ)有_レ食_レ於_レ日(アツタ) (ロ)天下莫_レ強_レ於_レ晉國(天下ニ晉國ヨリ強クモナク)

の意で、(イ)に於ては「食」が主語、「有」が説明語、(ロ)に於ては、「強」即ち「強キモノ、或は、強キ國」が主語、「無」が説明語であつて、(イ)の「日」と(ロ)の「晉國」とは、いづれも指定格に在る名詞なのである。従つて、(イ)の「之」、(ロ)の「焉」は、共に、其指定格名詞が、動詞の上に移されたと同じ時に、その位置に填補されたる代名詞に外ならぬのである。因に、「焉」の字は、代名詞たる場合には勿論、後置詞たる場合にも、其上に擧げたる事物を代表して、指定格に於けると同様の作用を爲すものなれば、讀者の深く注意せられんことを希望するのである。

持豊又以_レ女_ヲ許_シ嫁_ス斯波義廉。時義敏在_ニ周防。其妹爲_ニ伊勢貞親。妾_ト有_レ寵。其子松王爲_ニ僧貞菴弟子。於是。妾與_ニ貞菴。日請_フ復_ニ義敏。貞親遂_ニ以_テ教旨_ニ召_シ義敏。入_ニ京都。禁_ニ義廉朝從。收_ム其第宅。義廉走_テ告_ス之。持豊持豊大怒。欲_フ自_ニ往_ニ其第。以_テ拒_ル公使。家臣垣屋太田垣等交_シ諫_シ曰。以_テ私姻_ニ背_ニ公命。其若_レ之。何。君盍_ニ以_テ適_ニ其武衛。者_ト轉_ニ適_ニ公方_ニ乎。是轉_ニ禍_ニ爲_レ福也。君不_レ聽_ニ臣等。臣等當_ニ薙_ニ髮_ニ染_ニ衣。往_ニ高野。粉川而已。不_レ忍_ニ視_ニ君及_レ禍也。持豊笑_シ曰。吾加_ニ箭_ニ於_ニ奴輩。何不可_レ之。有_レ赤松滿祐之弑_ニ普光公也。細川六角武田諸人往_ニ者如_レ雲。大敗_レ於_ニ蟹坂。路阻_ニ不_レ進。然而

自_ニ但馬口_ニ入_リ。一戰梟_ニ逆賊_ニ首_ニ以_テ報_ニ將軍。仇者誰_レ乎。然未_レ幾何。召_シ賊餘孽。奪_ニ我功田_ニ予_レ之。吾聞_ニ父讎_ニ不_レ與_ニ共_ニ戴_ニ天。田夫野人猶知_ニ此義。今不_レ疾_ニ父讎_ニ而疾_ニ報_ニ仇者。欲_ニ奪_ニ此_ニ以_テ予_レ彼。如此公方。真可_レ頼也。饒令_ニ吾背_ニ公命。而若輩謹慎_ニ以_テ納_レ媚焉。何必高野粉川之。因拂_ニ衣_ニ而入。大聲罵_シ曰。大姓有_ニ可_レ罰者。當_ニ告_ニ管領。諸將以_テ決_ニ其議。貞親一豎子敢進_ニ退_ニ三職。欲_ニ使_ニ武衛之家亦踵_ニ畠山氏之禍。禍敗之至。真不可_レ測。今日在_ニ彼。明日在_ニ我。我必往_ニ與_ニ義廉共_ニ生死_ニ耳。於是山名氏家臣咸決_ニ意_ニ修_ニ兵。京師訛言。今出_ニ川氏亦右_ニ義廉義視懼_ニ乃走_ニ入_ニ勝元。第_ニ有_ニ人告_ニ貞親曰。細川山名奉_ニ命_ニ來_ニ討。四月貞親東奔_ニ伊勢。義敏北奔_ニ越前。諸將連署請_ニ誅_ニ貞親曰。貞親不_レ伏_ニ誅。則群臣不_レ復_ニ能_ニ朝_ニ從_ニ義政_ニ不得_レ已_レ聽_ニ之。使_ニ人_ニ諭_ニ義視。

(訓釋) 許嫁(キョカ)、いひなづけ。●教旨(シウジ)、將軍の命令。●朝從(チウジュウ)、出仕したり。供(トモ)をしたりすること。朝見(チウケン)從行(ジュウギョウ)前(マヘ)にも出たり。史記(シキ)の淮陰侯傳(ワイインコウデン)に見ゆ。●公使(コウシ)、公(コウ)の使者(シヤ)即ち取り上げに来る上使(ジョウシ)也。●私姻(シイン)、私(シ)の縁類(エンルイ)たるよしみ。●適其武衛(シツキブエ)、武衛氏(ブエイシ)即ち斯波氏(シハシ)の爲(ため)に盡(つく)す。適(シ)は、専心(センシン)に一方(イツパウ)に向(む)かひおむむ義(ぎ)にて、一途(イツト)に斯波氏(シハシ)の爲(ため)に骨折(ハネヲ)ることなむ。●粉川(コノカワ)、粉川寺(コノカワジ)、紀伊那珂郡(キイナカノ郡)に在(あ)りて、足利氏(アシカガハシ)が大(おほ)に崇敬(ソウケン)せし寺なり。●加箭(カケン)、矢(ヤ)を射(や)る。●普光公(フクワウコウ)、義教(ギキョウ)の法名(ホウメイ)は、普光院(フクワウイン)道詮(ドウセン)顯山(ケンサン)大居士(ダイコウジ)といひし故(ゆゑ)、普光院(フクワウイン)殿(テン)といふを略(りやく)して、かく書(か)きたるものなり。普光(フクワウ)一(イツ)に普廣(フクワウ)に作る。●路阻(ロソ)、進(マシ)まんとして、立ち戻(かへ)つて進(マシ)まざる義(ぎ)。次(ツギ)且(カ)は路阻(ロソ)などとも書(か)く。●餘(ヨリ)

●(コウ)前に出づ、今は則尙を指すなり。●功田(コウ)手柄によつて得たる領地。●父雖不與共戴天(チンチンイタカス)父の仇は必ず之に報ひ、之と共に同一の天を戴いては居ぬ。禮記の曲禮に出たる語なり。但し曲禮では、不は弗に作る。●田夫野人(チンブ)農夫や田舎者の義理を辨へぬ輩。●疾(ムク)にくむ。●眞可類(ルンニヨ)まことに頼になる。●反對の意味にていひしなり。●鏡令(ヒト)●納媚(ニルビ)將軍へ媚び諂ふ様にする。●拂衣(リツゼン)驟然として奮つて起つさま。左傳などに見ゆ。●大姓(サイ)大家。●斯波義廉を指したるなり。●畠山氏之屬(ハツカヤマ)政長と義就とが相續を争ふて相駢ふに至りしなり。●今出川氏(イマヅカ)義親をいふ。

(通解) 持豊は、また、娘をば、斯波義廉へ許嫁にして置いた。この時分、斯波義敏は、周防に居り、その妹は、伊勢貞親の妾となつて、寵愛を受け、その子の松王は、僧の貞菴の弟子となつて居た。こゝに於て、妾と貞菴とは、日々、義敏を斯波氏の家督に据ゑ直さんことを請ひ、貞親は、遂に、將軍の命令を以て、義敏を召し出し、京都に入らしめ、同時に、義廉の出仕隨從を禁じ、その屋敷を取り上げることとした。そこで、義廉は、走つて、この趣を持豊に知らせると、持豊は大に怒り、自分に、義廉の屋敷へ出かけて、取り上げに来る上使を拒まうと思つた。家來の垣屋、太田垣の面々は、かはるく之を諫めて、私の内縁の親を以て、公の御命に背くと申すことは、それは、何とした間違ふたことで御座りませう。我が君には、なせ、その武衛殿へ御盡しになるだけのことをば、轉じて、公方様へ御盡し遊ばされませぬか、さすれば、これ、禍を轉じて、福とする譯で御座ります。我が君には、もし、私共の申すことを御聽入れが御座りませ

せねば、私共は、髪を剃り落し、衣を墨染に致して、高野山か粉川寺へ參るより外は御座りませぬ。我が君の御災難に御罹り遊ばさるゝのを見て居るには忍びませぬ」といつたが。持豊は笑つて、「此方が、あの奴原に矢を射かけたとして、何の悪いことがあらうぞ。赤松満祐が、普光院様を弑した時には、細川、六角、武田の面々、征伐に出かけた者は、雲の如くに多かつたが、蟹坂に大負けをしてからは、立ち戻つては進みも致さずに居た。然るに、但馬口から攻め込んで、一戦して逆賊の首を獄門に掛け、かくて、將軍の仇を報ひた者は、誰であるか。さるを、まだ幾程もたぬ内に、賊のひこばえを召し出し、此方が手柄によつて得た知行を取り上げて、之に與へられた。此方の聞いて居るに、父の讎とは、共に天を戴かぬと申すことで、物を存せぬ田夫野人もでさへも、この道理は辨へて居ることぢやが、今、父の讎をば悪ますして、却つて、その仇を取つた者を悪み、こちらから取り上げて、あちらへ與へやうといふのぢや。箇様の公方様こそ、まことに頼になるわい。されば、たとひ、此方が、幕府の命令に背いたとしても、其方達は、謹慎して、公方様に媚び諂ふて居りさへすればよいので、なんの、是非に高野や粉川へ行かねばならぬことがあらうぞ」といひざま、驟然と、衣を拂つて内に入り、大聲に罵つて、「大家にて罰すべき者があらば、管領にも知らせ、諸將にも相談して、その評議を定める筈のものぢや。さるを、貞親は、一の小わつばの身でありながら、憚もなく三職をば進退し、斯波家をして、亦、畠山氏の禍の

後繼をさせやうと致しをる。この調子では、災難の來ることは、まことに、測り知ることが出來ず、今日は、あちらへ來たが、明日は、こちらへ來るのぢや。されば、此方は、是非に出かけて、義廉と、生きるも死ぬるも、共に致す計りぢや」といつた。こゝに於て、山名氏の家來ども、悉く決心をして、勢揃へをすることにしたが、京都では、誤つた風聞をして、今出川の義親も亦、義廉の肩を持つて居るといつたので、義親は懼れ、そこで、細川勝元の屋敷へ逃げ込んだ。すると、或る人が、貞親に告げて、「細川と山名とが、幕府の命を奉じて、征伐しに來ますぞ」といつたので、四月、貞親は、東の方伊勢に走り、斯波義敏は、北へ向つて、越前に出奔した。諸將は連判して、貞親を誅せんことを請ひ、「貞親が誅罰を受けませぬ以上は、我々家來共は、またと、出仕や御隨行は出來ませぬ」といつたので、義政も、已むを得ずして之を聞き入れ、又、人をして、義親に事を分けて説き諭さしめた。

於是。持豊復請_レ赦_レ義就。義政許_レ之。持豊喜_レ使_レ報_レ義就。義就在_レ熊野。得_レ報。即發。九月入_レ河内。政長部將守_レ若江城。怖_レ棄_レ城走。義就盡_レ定_レ河内。十一月入_レ京師。謁_レ幕府。徑_レ詣_レ持豊。極_レ款_レ而出。或夜書_レ義就門。曰。右衛門佐。拜_レ戴_レ二物。御所之盃。山名之足。義就謂_レ勝元。政長之黨。所_レ爲_レ也。明年改_レ元。應仁。故事。每_レ歲首。管領以下。更_レ饗_レ將軍。是時。政長爲_レ管領。正月二日。政長治_レ具。請_レ義政。義政不_レ往。政長驚_レ曰。吾勤_レ仕異等。饒_レ使_レ不_レ蒙_レ褒賞。何_レ遽_レ至_レ被_レ疎斥。蓋_レ宗全。義就讒言。所_レ致也。義就聞_レ之。大喜。曰。彼已_レ爲_レ將軍。所_レ疎斥。當_レ往_レ驅_レ逐_レ之。政長家。宰相保長誠。請_レ政長。修_レ二守備_レ。

(訓釋) 右衛門佐(ウエモン) 義就をいふ。●御所(ゴシ) 將軍家のこと。室町邸を稱して花御所といひしことは、前に出たるが如し。●山名之足(ヤマナシ) 持豊の世話になりしことをいひたるなり。●治具(グイ) 酒食を設くること。上に出でたり。●異等(イト) 並はづれて勤めて居るといふこと。

(通解) こゝに於て、持豊は、またも義就を赦さんことを請ひ、義政が之を聞き入れたので、持豊は、喜んで、使者をやり、その旨を義就に知らせた。義就は、熊野に居たが、この知らせを得て、直ぐに出發し、九月、河内に入ると、政長の下手の大將は、若江城を守つて居たが、怖れて城を棄て、逃げたので、義就は、残らず河内を平定し、十一月、京都に入つて、幕府に將軍に面謁し、たゞちに持豊方に出かけて禮を述べ、酒盛でもして、心のまゝに楽しんで出て來た。すると、或る人が、夜、義就の門に落書して、「右衛門佐は、拜領したものが二つある、御所の盃、山名の足」といつたが、義就は、これは、勝元政長の徒黨の仕業であると思つて居た。その明くる年、元號を應仁と改められたが、先例に、歲の始ごとに、管領以下の者が、かはるゝ、將軍を饗應

するといふことがあつて、この時、政長は、管領であつたから、正月二日に、政長は、酒食の用意をして、義政を招待すると、義政は往かなかつたので、政長は驚いて、「身共の勤め振りは、並の者とは違ふて居れば、たとひ、御褒美には預からぬまでも、いかで、遽かに、かく疎んじ斥けらるゝ程のことがあらう。察するところ、これは、宗全や義就の讒言致したからであらう」といひ、義就は、また、この事を聞き込んで、大に喜び、「あの政長が、既に將軍の爲に疎んじ斥けられたからは、出かけて行つて、逐ひ拂ふても善いわい」といつて居た。そこで、政長の家令神保長誠は、政長に謂ふて、萬一の場合に防ぐ用意を整へた。

(文典)

前回到述べたる如く、指定格の名詞が、説明語の上に移さるゝ場合には、其位置に或る代名詞を填補することが、倒装法に於ける一の通則であるが、しかし、文の説明語に拒否的動詞又は助動詞の在るときには、概して、代名詞を填補せぬのが、これまた、一の通則となつて居る。

- (イ) 危邦不入。亂邦不居。(論語、泰伯篇)
- (ロ) 弑父與君亦不從也。(論語、先進篇)
- (ハ) 城下之盟有以國斃不能從也。(左傳、宣公十五年)

(ニ) 夫。聖孔子不居。(孟子、公孫丑上)

(ホ) 隘與不恭。君子不由也。(孟子、公孫丑上)

などが其例で、右等の文意は、猶ほ、

(イ) 不入於危邦。不居於亂邦。

(ロ) 亦不從於弑父與君也。

(ハ) 有以國斃不能從於城下之盟也。

(ニ) 夫。孔子不居於聖。

(ホ) 君子不由於隘與不恭也。

といふが如くであるが、皆、説明語に拒否的助動詞を伴ふて居れば、倒置したる場合にも、代名詞を加へなんだものである。

十五日。持豐饗義政。畢。聚義就義廉等諸將。圍幕府。而請曰。義就既被赦。當移住本第。而勝元右政長。以梗公命。詰問之。義政乃遣使。問勝元。勝元曰。臣將自往答矣。使者還報。幕府戒嚴。兵聚細川氏者。可一萬。義就等亦聚兵於幕府。義政出令曰。政長義就。獨身決戰。諸將毋得援。持豐怒曰。三日請之。

一朝失之。如何。義就曰。獨身決戰。吾所願已。且日。僕當以手兵赴攻。諸君傍觀。勝敗何如。於是諸將皆奉令。勝元弗肯。義政令細川教春。往諭勝元曰。不奉令者。叛也。勝元歎息。久之乃答曰。賴春死國難。賴之輔幼主。以至於臣。六七世。未嘗倍叛也。今寧背友誼。不忍被叛名。當謹奉令耳。長誠聞之。謂政長曰。右京大夫已不援我。我孤立矣。義就自幕府來。諸將豈無潛援之者。本第平夷。不可拒守。爲今計者。宜據上御靈林。南負相國寺。西依大夫第。戰即不利。大夫豈坐視乎。且大夫家老安富元綱。與臣親善。即使大夫不援。而元綱必來也。政長然之。乃燒其第。以六千人出。從士以爲奔也。行道亡。比至御靈林。裁二千人而已。義就曰。兵利在乘勝。是不可失矣。十八日。侵晨。越之時。方雪。兵凍不輒前。政長兵亂射。斃數百人。而義廉等潛來助。義就政長苦戰。細川氏圍門。不敢出。援長誠使人言元綱曰。自旦戰至暮。我兵疲矣。不敢望援兵。特請惠一尊酒。將與主公訣。飲自裁。元綱不答。政長夜縱火。祠宇穿林而逃。義就入。觀三宇下有二三屍。曰。尾張守死矣。乃凱旋。持豐大喜。散遣其兵。世嘯勝元。不援政長也。謠曰。細川宜改洲股川。害尾張者。是此川。勝元愧之。閉門不出。叔父持賢數激怒之。

(訓釋) 梗(ツナ)、塞ぐ。中間に立ち塞がって通せざらしむること。●戒嚴(ゲイ)、敵の來らんとするに對し、きびしく用心するをいふ。●死國難(シコクナン)、國家の危難を救ふために命を捨てる。正平五年。賴春が楠正儀、和田正忠等と戰つて死せしをいふ。上の楠氏記に見ゆ。●輔幼主(ホウコウシュ)、幼主は義滿。賴之が、義詮の遺託を受けて、義滿を輔佐したる事蹟は、前卷に見ゆ。●倍叛(ハイパン)、そむく。●友誼(ユウイ)、朋友の義理。●右京大夫(ウキョウダイフ)、勝元をいふ。●大夫第(ダイフダイ)、勝元の屋敷。●坐視乎(イナガラ)、じつとして見ては居まい。●裁(カニ)、織なり。●一尊(イツン)、尊は樽なり。●祠宇(シウ)、御靈の祠なり。宇は屋宇、即ち建物。●穿林(ウヤシラ)、林をくぐりぬける。●尾張守(ウヰノカミ)、政長。(ちよつとしたことなれど、こゝに、義就の言として、尾張守を出し、次の歌に對して、別に注を施さずして、その意を解せしむるなど、著者の手際を見るべし)。

●洲股川(スノマタ)、美濃の東、尾張の西にありて、時々害を尾張に及ぼせしなり。因に、この歌は、「細川は洲股川と名のれかし、尾張そこなふ川とこそ聞け」といひしといふ。●激怒(ゲキド)、ひどく怒る。

(通解) 十五日に、持豐は、義政を響應して、それが濟むと、義就義廉等の諸將を聚めて、幕府を圍み置き、それから、願ひ出て、「義就は、早や御赦を蒙りましたからは、本邸に移つて住むべき筈で御坐りまする、然るを、勝元が、政長の肩を持ちまして、公の御命の邪魔を致して居りますれば、何卒、之を詰門致したう御坐りまする」といつた。義政は、そこで、使を遣はして、勝元方へ聞き糺しにやると、勝元は、「私が、自身に參つて、御返答に及びませう」といひ、使者が、その旨を還り報じたので、幕府では、きびしく用心をした。その内、兵士の細川氏方に聚つた者が一萬人ばかりで、義就等も、亦、兵を幕府に聚めたから、義政は、命令を發して、「政長と義就とが獨りで決戦致すがよい。諸將共が、之を援ける様なことがあつては相成らぬ」といふと、持豐

は怒つて、「三日の間も之を願ふたのに、一朝にして聞き届けられぬとは、何たることぞ」といつたが、義就は、「獨りて決戦致せとは、固より拙者の望むところで御坐る。明日、拙者は、手勢を引き連れ、出かけて攻めやうと存すれば、各々方には、勝つか負けるか、どちらであるかを御覽下されたい」といつた。こゝに於て、諸將は、いづれも義政の命令を奉じて、援けぬことにしたが、勝元は、承知せなんだから、義政は、細川教春をして、往つて勝元を諭さしめ、「命令を奉せぬ者は、謀叛人であるぞ」といはいしめると、勝元は、しばし歎息して居たが、さて答へて「先祖の頼春は、國難の爲に討死し、頼之は、幼主を御輔佐致して、それより以來、私に至るまで六七代の間、いまだ、これまで、幕府に叛いたことゝては御坐らねば、今も、結句、朋友の義理に背くことになつても、謀叛の名を蒙るには忍びませぬ故、謹んで御命を奉ずる外は御坐りませぬ」といつた。政長の家令の長誠は、このことを聞き込み、政長に向つて、「右京大夫殿が、已に此方を援けられぬとすれば、此方は一本立となります。義就は、幕府の方から參るので御坐りますれば、諸將の中で、いかで、内々、之を援ける者が無いと申されませうや。就いては、この御屋敷は、餘り平らで、拒ぎ守ることが出来ませねば、唯今の計と致しては、上御靈の森に立て籠り、南には相國寺を後に負ひ、西には右京大夫殿の御屋敷を憑とするのが宜しう御坐ります。さすれば、戦が若し負けた時には、京右大夫殿ととも、よもや、じつとして見て居させらるることも御坐り

ますするまい、その上、大夫殿の御家老の安富元綱は、私と親しい仲で御坐りますれば、もし、大夫殿は御援にならぬととも、元綱は必ず參ります」といつたので、政長も、之を尤とし、そこで、その屋敷を焼き拂ひ、六千人を率ゐて出かけたが、附いて居た兵士どもは、これは逃げるのだと思つたので、行く／＼道すがら逃げ失せ、御靈の森に着く頃には、たつた二千人しかなかった。義就は、「軍の利は、勝つた勢に附け込むのあれば、この機をばづしてはならぬ」といひ、十八日、曉天を冒して、それへ出かけたが、折しも、丁度、雪が降つて、兵士が凍えて、容易に進まず、そこを、政長の兵は、しきりに射かけて、數百人を斃した。しかるに、義廉等が、ひそかに來つて、義就を助けたので、政長は、大へん苦戦をしたが、細川氏では、門を締め、出て援けやうともせず、長誠が、人をして、元綱に言はしめ、「朝から戦ふて暮に及び、我が味方の兵は疲れて御坐る。強いて援兵を所望は致さねど、たゞ、どうか、一樽の酒を御恵に預りたい。主君と別れの杯を致して、切腹致したう御坐れば」といつてやつたが、元綱は、返答もせなかつた。政長は、夜、火を御靈の祠につけ、森の中をくゞつて逃げると、義就は、森に入り込んで来て、祠の下に三個の屍骸のあるを見、「尾張守は死んだわい」といひ、そこで、勝元をあげて還ると、持豊は、大に喜んで、その兵士を解散して歸しやつた。世間では、勝元が政長を援けなんなのを笑つて、歌を作り、「細川は洲股川と改めよ、尾張を害するは此川ちや」といふ意味を諷つたので、

勝元は、之を愧ぢ、門を締めて出なかつたが、叔父の持賢も、度々、ひとく之を怒つた。

時勝元、第在東。持豊、第在西。以夾室町府。義視往來二人間。和解之。勝元陽服。從之。持豊意益驕。不復設備。勝元窺之。潛發兵。諸國勝元自發其所。管攝津。丹後。土佐。讃岐之兵。族政之。以阿波。參河。師春。以備中。元春。以和泉。政春。以淡路。斯波。義敏。以越中。畠山。政長。以紀伊。河内。京極。持清。以隱岐。出雲。飛騨。近江。赤松。政則。以播磨。備前。美作。武田。國信。以安藝。若狹。並屬勝元。兵凡十六萬餘人。議曰。幕府門前。有一色。義直。第與西陣相接。而爲之守。我今遣一將。陣實相院。以隔絕之。則義直必怖而走。我可取幕府也。五月二十四日。遣武田。國信等。陣焉。義直果走。勝元乃入幕府。請將軍。牙旗。樹之。四足門。又迎義視。置府中。令將士。屯諸街巷。以計持豊。持豊聞之。曰。悔爲豎子。所先。於是。亦發兵。持豊自發其所。管但馬。播磨。因幡之兵。族教之。以伯耆。備前。越前。以美作。石見。斯波。義廉。以越前。尾張。遠江。畠山。義就。以大和。河内。紀伊。畠山。義統。以能登。六角。高賴。以近江。一色。義直。以丹波。伊豫。土佐。土岐。成賴。以美濃。並屬持豊。兵凡十一萬餘人。山名。是豊。與勝元。約爲父子。以故。獨屬東

陣。西陣。遣垣屋。攻實相院。遣太田。垣守。東面。前壘。京師。人民。負擔奔竄。

(訓釋) 陽(ツツ) 伴つて。たゞ表向だけ。●隔絶(ツツ) 間を隔て、交通を絶ち切る。●牙旗(キ) 總大將の旗。前にも見ゆ。●負擔(ツツ) 家財などを背に負ふたり肩に載せたりすること。背にするを負、肩にするを擔といふ。左傳の莊公二十二年の下などに出づ。●奔竄(ツツ) 逃げ隠れること。前にも見ゆ。

(通解) この時、勝元の屋敷は東に在り、持豊の屋敷は西に在つて、室町の幕府を挟んで居たが、義視は、勝元持豊兩人の間に往來して、之をなだめ、仲直りをさすことにしたので、勝元は、ただ表むきだけ、それに服従した風をして居ると、持豊は、心が益々高ぶつて、最早や備もせなかつた。勝元は、之を窺ひ、人知れず、兵を諸國から徵發し、勝元自身には、その支配する攝津、丹波、土佐、讃岐の兵を繰り出し、一族の政之は、阿波、參河を以てし、師春は、備中を以てし、元春は、和泉を以てし、政春は淡路を以てし、斯波義敏は、越中を以てし、畠山政長は、紀伊、河内を以てし、京極持清は、隱岐、出雲、飛騨、近江を以てし、赤松政則は、播磨、備前、美作を以てし、武田國信は、安藝、若狹を以てして、いづれも勝元に屬し、その兵は、凡そ十六萬餘人であつたが、やがて評議をして、幕府の門前に、一色義直の屋敷があつて、西陣と互に接續し、そして、西陣の爲に守つて居ることとなるが、今、此方より、一將を遣はし、實相院に陣取らしめて、之を隔て、絶ち切る様に致さば、義直は、必定、怖れて逃げるに相違なく、さすれば、味

方は、幕府を取ることが出来る」といひ、五月二十四日、武田國信等を遣はして、實相院に陣取らしむると、義直は、案の如く走つた。勝元は、そこで、幕府に入り、將軍の大將旗を請ひ受けて、之を四足門に立て、又、義視を迎へて、幕府の中に置き、將士どもをして、町のあちこちに駐屯せしめ、かくして、持豊を攻める算段をした。持豊は之を聞き、「あの小わつばに先を越されたが残念ぢや」といひ、こゝに於て、これもまた、兵士を徵發し、持豊自身には、その支配する但馬、播磨、因幡の兵を繰り出し、一族の教幸は、伯耆、備前を以てし、教清は、美作、石見を以てし、斯波義廉は、越前、尾張、遠江を以てし、畠山義就は、大和、河内、紀伊を以てし、畠山義純は、能登を以てし、六角高頼は、近江を以てし、一良義直は、丹波、伊豫、土佐を以てし、土岐成頼は、美濃を以てして、いづれも、持豊に屬し、その兵は、凡そ十一萬餘人であつた。山名是豊は、勝元と約束して、父子となつて居たので、それゆゑ、獨り東陣に附いた。西陣は、垣屋を遣はして、實相院を攻めしめ、太田垣を遣はして、東の方に向へる前壘を守らしめ、戦争が愈々始まるので、京都の人民は、家財などを持ち運んで逃げ匿れた。

(文典)

(ろ)指定格の名詞と説明語とを倒置し、その中間に「之」「是」又は「焉」の代名詞を挿むこと。

何必公山氏之也。(論語、國貨篇)

惟奕秋之爲聽。(孟子、告子上)

當時爲是。何古之法乎。(史記、酷吏列傳)

起居無時。惟適之安。(韓愈、送李愿歸盤谷序)

周有三大賈。善人是富。(論語、堯曰篇)

今士數圻而郢是城。不亦難乎。(左傳、昭公二十三年)

惟先生是聽。以能有成功。(韓愈、送石處士序)

周之東遷。晉鄭焉依。(左傳、隱公六年)

此等がその例であるが、黒點を附したるは、いづれも指定格の名詞、白圈を施したるは、共に代名詞、その直下に在るは、皆、文の説明語である。而して、この倒装法の場合に多く用ゐらるゝ代名詞は、「之」と「是」との二字で、「焉」の字の用ゐられてゐるのは、極めて罕である。右の例文の意義と、常則に従ひたる形式とは、前回に述べたる所に準じて、推知せらるゝことと思へば、煩はしく絮説せぬことにする。たゞ、「爲」の字を伴へる動詞の位置だけが、稍面倒であるが、其等に關しては、いづれ、下の動詞の下に至つて説明するであらう。しかし、前にも少しは述べ置いたこともあれば、それを参照せらるれば、大要は分らうと思ふ。

後二日。細川氏、兵攻前壘。發火箭、燒而走之。持豐遣義廉救之。攻師春、大宮、第師春乞援於勝元。勝元乃遣持清、將萬人過辰橋、未陣。義廉將鹿草、朝倉等、呼譟薄之。持清兵卻、遂大奔。爭橋而墮者數千人。政則曰、備中守孤軍嬰壁、不援之者、非士也。勒三百騎、自猪熊巷赴援。擊走義廉兵。拔師春、入政之村雲。第山名氏兵躡之。縱火、第外戰、煙燄中。如此者兩晝夜。伏屍填塞街衢。六月、東西陣交、解而退。東陣據相國寺、西陣據武衛氏。相持未戰。西陣兵漸加。大內政弘素黨西陣、與河野氏合兵三萬來援。東陣遣政則拒之。於攝津、遣政國、國信攻武衛壘。欲及政弘未至、拔之。迭攻二十日、未能拔。而政弘已至。擊政則、政則走。至五條、不得入。乃東走岩倉山。西陣望見其炬火、遣兵三道要擊。皆敗。卻。政則經神樂岡、自御靈口入東陣。

(訓釋) 火箭(クワ、ヒヤ) 前にも出たり。●備中守(ビョウチュウ) 細川師春をいふ。●孤軍(コクン) 義廉(ニカク) 援なき一手の軍勢で、壘に立て籠もる。●勒(ロク) 勢揃へをする。整へ治るなり。●拔(ク) 敵に圍まれたる中より救ひ出すこと。●躡(ニョ) 後を尾けて追ふこと。前に出たり。●壘塞(ツク) 一ばいになる。●相持(アヒジ) 互に睨み合ふ。前に見ゆ。

(通解) その後二日たつと、細川氏の兵が、前壘を攻め、火矢を放ち、焼いて之を走らした。持

豊は、義廉救幸を遣はし、師春を大宮の屋敷に攻めしめたので、師春が、援を勝元に乞ひ、勝元は、そこで、持清を遣はし、一萬人を率ゐて赴かしめたが、辰橋を渡つて、まだ陣立をせぬ中に、義廉の手下の大將、鹿草、朝倉等が、喊の聲を揚げて之に迫り、持清の兵は、退却したが、遂に大に逃げ出し、橋を渡るのを争つて墮ちた者が、數千人に及んだ。政則は、備中守は、たゞ一手の軍勢で、壘に立て籠つて居る。之を援けぬ者は、武士ではない」といひ、三百騎を勢揃ひして、猪熊通から赴き援け、撃つて義廉を走らし、師春を救ひ出して、政之の村雲の屋敷に入つた。すると、山名氏の兵が、之を後づけて追ひ來り、火を屋敷の外に附け、煙や燄の中で戦つた。簡様なことが二日二夜に及んだので、仆れた屍骸が、町の中に一ばいになつた。六月、東西の陣とも、互に合戦をやめて退き、東陣は相國寺に立てこもり、西陣は斯波氏方に立てこもつて、雙方睨みあひつゝ、いまだ戦はなかつたが、やがて、西陣の兵數は、だんくんと増し、大内政弘は、もとから西陣に加擔して居たのであるが、河野氏と共に、兵三萬を合せて來り援けたから、東陣では、政則を遣はして、之を攝津に拒ぎ、又、政國、國信を遣はして、斯波氏方の壘を攻めしめ、政弘がまだ到着せぬ中に、之を攻め落さうと思ひ、入れ代り立ち代つて攻め立てたことが、二十日間にも及んだが、まだ攻め落すことが出來ず、その中に、政弘は、早や到着して、政則を撃ち、政則は、走つて五條まで來たが、味方の陣に入ることが出來ず、そこで、東に向つて岩倉山に走る

と、西陣では、その松明を望み見て、兵を遣はし、三道に待ち設けて之を撃つたが、いづれも負けて退却し、政則は、神樂岡を通つて、御靈口から東陣に入り込んだ。

東陣流言。將軍近臣。有通款。西陣者常泄密謀。所以取敗。八月。勝元與家臣議。以甲六千扼守諸門。使教春請逐番衆十二人。義政聽之。近臣皆怒。曰。上意所注在西。西勝則笑。東勝則顰。何獨吾儕。吾儕選於衆中。特受放逐之命。亦足以死矣。爭結束。將鬪。當是時。勝元迎上皇。天皇于幕府。政長特叙三位。護與至門。門中喧嘩。與止門外者。自午至亥。藤原公春。吉良義信。以義政旨論近臣。近臣乃出奔西陣。而與乃入。蓋勝元計。義政如不右己。則挾天子以戰也。

(訓釋) 流言(リウワク)、無根の言をいひ隔らす。前に出たり。●番衆(バンシュウ)、殿中の宿衛をはじめ、其他の警固等を勤番する役にて、室町幕府の頃は、近習番、小旗番などの別ありしなり。●注(シュ)、心の向つて居る。「そいぐ」「しるす」などの意味のときは、音「シユ」、註と同義のときは、通常音「チユ」。但し「シユ」の音は、兩義に通ず。●鬪(トウ)、眉をひそめて怒ふること。●結束(ケツス)、具足を着けること。●上皇(ジョウワウ)、後花園帝。●天皇(テンワウ)、後土御門天皇。●挾(キヤク)、抱き込む。

(通解) 東陣では、無根の風聞があつて、將軍の近侍の中で、好を西陣に通じて居る者があつて、常に秘密の謀を泄らすから、それゆゑ敗軍するのだといつた。そこで、八月、勝元は、家來共と相談して、鎧武者六千人を以て、諸門を固めさせ、教春をして、將軍に請ふて、番衆十二人を放逐せしめ、義政も之を許したが、近侍は、いづれも腹を立て、「上の思召の向くところも、西にあらせらるゝので、西が勝てば御笑になり、東が勝てば眉をひそめて居させらるゝのぢや。なんの我々共ばかりであらうぞ。それに、我々共計りが、多勢の中から選ばれて、殊更に放逐の御命令を受けることならば、亦、死んでもよいことで御座る」といひ、我もく具足を着けて、打つて出やうとした。この時に當り、勝元は、上皇と天皇とを、幕府に迎へ奉り、政長が、特旨を以て、三位に叙せられ、御乗物を護衛して、門まで着くと、門の中では、右様のことで、やかましく騒いで居り、御乗物が、門の外に止まつて居させられたことが、午の刻から亥の刻まで、十時間程にも及んだが、藤原公春、吉良義信が、義政の旨を受けて、近侍どもを論し、近侍は、そこで、出でて西陣へ奔つたので、始めて、御乗物が、やつと、入らせらるゝことになつた。これは、大體、勝元が、義政にして、もし自身を助けなんだならば、天子を挾んで戦ふ算段をしたものである。

持豊亦計攘下京之敵。以出敵東面。取三寶院。相國寺。以塞御靈口也。九月。令義就。政弘。成頼。高頼。義直。赴攻。五將臨發。誓持豊曰。此行不取相國寺者。無復生還。乃各將萬人。攻三寶院。武田國信。弟基綱。與其父信賢。以三千人守之。ウ拒終日。兵皆散亡。基綱獨開院門。偏扉。以身當敵。敵不敢逼。畠山氏。驍卒野老。源三有。力。挺身搏之。基綱叱曰。試受吾刀。乃擊其胄。刀折。基綱大號奔逸。莫敢遏者。源三頭碎死。西陣兵既取三寶院。進攻淨華院。遂守將京極持清。焚近衛。鷹司以下。三十七第。遂向相國寺。勝元令安富元綱等三千騎守相國寺。別出兵於一條。而寺僧陰通款於西陣。舉火為應。并一條者。駭願引還。西陣五將追至寺門。元綱兄弟以手兵拒總門。與政弘成頼。確圍七合。殺傷大當。自晨至昏。西陣兵終不能入。已而東門失守。西陣兵入。元綱兄弟。咄嗟馳之。箭洞胸死。政弘成頼既取相國寺。收所獲首級。載之以車八輛。以送致西陣。因屯相國寺。趾。

(訓釋) 攘(ハラ)打ち拂ふ。●偏扉(ヘン)門の片とびら。●退(ト)支(サ)止める。●爲應(オウ)相圖(サウ)する。●確圍(カク)手ひどく闘ふこと。●大當(オホト)正しく互角なりしこと。●失守(シウ)固めて居る所を敵に取られしこと。●全入(ゼン)塵の聚るが如く盛んに入り込むこと。●趾(シ)跡。

(通解)

持豊も、また、下京の敵を打ち拂つて、敵の東の方面に出で、三寶院相國寺を取り、かくして、御靈口を塞がんと計畫したので、九月、義就、政弘、成頼、高頼、義直をして、赴き攻めしめた。五人の大將は、出發に臨んで、持豊に誓ひ、此度の出陣には、相國寺を取らねば、またと生きては還りませぬ」といひ、そこで、各々一萬人に將として、三寶院を攻めた。武田國信の弟の基綱は、その父信賢と共に、二千人を以て之を守つて居たが、力を盡して拒ぐこと終日で、その兵士は、残らず散つて逃げ失せたと、基綱は、獨り三寶院の門の片とびらを開き、身を以て敵に當つて居ると、敵も斷然と迫ることもせなかつたが、畠山氏の剛氣な士卒の、野老源三といふは、腕力があるので、身を挺んで進み出で、組討をしやうとすると、基綱は叱り附けて、試みに此方の刀を受けて見よ」といひ、そこで、その兜を撃つと、刀が折れたので、基綱は、大聲に呼ばはつて駈け出したが、誰も之を支へ止める者ともなく、して、兜を撃たれた源三は、頭が碎けて死んで仕舞つた。西陣の兵は、既に三寶院を取り、進んで淨華院を攻め、そこを守つて居た大將の京極持清を逐ひ、近衛家鷹司家以下の三十七の屋敷を焼き拂ひ、遂に相國寺に向つた。勝元は、安富元綱等の三千騎をして相國寺を守らしめ、別に兵を一條に繰り出して置いた。しかるに、相國寺の坊主が、内々好を西陣に通じ、火を擧げて相圖をしたので、一條に防いで居た者は、大に驚き、振りかへつて見て、引き還したから、西陣の五將は、之を追つかけて相國寺の門

に至つた。元綱兄弟は、手勢を率ゐて總門を拒ぎ、政弘成頼と、手ひどく闘ひ合ふこと七度に及び、殺傷した者は、正しく互角で、朝から暮に至るも、西陣の兵は、とう／＼入ることが出来なかつたが、その内、東の門が、固め場所を敵に取られて、西陣の兵が、群がつて入り込んだので、元綱兄弟は、舌打ちして之に駈け附けると、矢が胸を射通して死んだ。政弘成頼は、既に相國寺を取り、討ち取つた首を取り纏め、之を車八輛に載せて、西陣へ送り届け、かくて相國寺の跡に屯營して居た。

(文典)

諸格の名詞の文章上に於ける位置は、大略、以上述べ來りたる通りで、その常例をいへば、主格の名詞は、「有」「無」などの文字が文の説明語たる場合の外は、いつも、句頭に在るを原則とし、領有格の名詞は、形容詞の如く、名詞の上に冠し、賓格の名詞は、「爲」「曰」「謂」などが文の説明語たるときを除いては、之を支配する動詞の下に位し、指定格の名詞も、また、説明語の後に置かるゝのであるが、呼格のことは、上にいふが如く、他の關係少なければ、別にいふまでもなし、その中、賓格と指定格との二種の名詞が、同一の動詞に連る場合には、如何にすべきか、例へば、

主語

賓格

指定格

説明語

義經は、書を大江廣元に寄せた。(卷三頁四六一参照)

といふ句を、漢文にすれば、その賓格名詞と指定格名詞との位置は、如何にするかといへば、左の規則に従ふのである。

(三) 賓格と指定格との二種の名詞が、一の動詞の下に繋がれたる場合には、賓格の名詞を動詞の直下に連ね、指定格の名詞に前置詞(於、于、乎)を加へて、其後に置くを通例とする。

すなはち、前掲の句を漢文にすれば、常式にては、左の如くなるのである。

義經 寄書 於大江廣元。

古書に就いて、その例を求むれば、無論、幾許にてもあるが、左に二三を抄出して置かう。

葉公問孔子於子路。(論語、述而篇)

君子之道造端乎夫婦。(中庸)

河内凶則移其民於河東。(孟子、梁惠王上)

柳子載肉于俎崇酒于觴。(柳宗元、送薛存義序)

潮人請書其事于石。(蘇軾、潮州韓文公廟碑)

右、黒點を施せるは、いづれも賓格の名詞、白圈を加へたるは、各、前置詞を冠したる指定格の

名詞である。

政之來。謂勝元曰。敵屯相國寺。我猶釜中魚也。急遣一將擊走之。勝元曰。吾亦思此。而諸將士各有所守。與敵相拒。不可拔足。誰赴援者。秋庭某進曰。畠山公其人。勝元曰。然。召政長。語之。故曰。事急矣。煩公一行。果勝。則當今忠勳。誰出。公右者。政長對曰。僕雖無似。辱受此命。不敢不往。願御靈林之役。多亡士卒。在者僅二千而已。若之何。勝元有慚色。政之乃令其部將東條某。拔政長。政長於是出。四足門。觀者相語曰。以此寡兵。恐不能克。政長據鞍而言曰。諸君勿憂。政長往焉。雖有百萬敵。保能破之。即得克乎。今日之事。僕專任其功。諸君幸證之。乃進望敵陣。指問其候騎曰。彼山門前者。爲誰。曰。成賴。山門後者。誰。曰。義直。其南者。誰。曰。衛門佐氏。神保長誠。說政長曰。敵兵衆盛。如彼。君厚集其兵。合力衝突之。彼必縱兵圍我。我可以破其一面也。政長從之。乃蒙楯而前。比薄敵。乃捨楯。直衝門前陣。陣大潰。卻入門後。門後兵沓蹙。不能揮槍。義就謂其將甲斐莊某曰。彼其尾張守也。我軍槍鋒不整。必敗。亟勸隊。吾將代進。言未畢。門後兵大敗奔。壓義就軍。軍不得戰而退。東陣復取相國寺。政長

名震兩陣。間於是。兩陣皆戰。疲交綏。以相國寺爲界。高壘浚塹。爲久持計。

(訓釋) 釜中魚(フナウエ)久しからずして死に就くに喩ふ。通鑑の漢順帝紀に見ゆ。●拔足(ヌキタラ)引きあげて他處に赴くこと。●無似(ムコト)不來者。不肖といふが如し。謙辭なり。禮記の哀公問に出づ。●有慚色(ハヅルイ)御靈の森の戰に、勝元之を援けずして、かく士卒を失はしめし故、之を愧ぢたるなり。●保(ホ)保護する。受け合ふ。●任其功(ニノコト)その手柄を自分のものにする。●證之(コトヲシ)證人に立ち突れよ。●衛門佐氏(エモンノ)義就をいふ。敵なれども、政長とは義兄弟の間柄にて、主家の人なれば、稱呼するにも、他の者に對するとは異なるなり。●沓蹙(カサシ)重なり合ひ込み合ふこと。沓は重なる。蹙は迫るなり。●交綏(カウイ)相引きする。交は相互、綏は退陣するをいふ。即ち兩軍互に退くなり。左傳の文公十二年に見ゆ。●浚(サツ)さらへて深くするなり。

(通解) 政之が、來つて勝元に向ひ、敵が相國寺に屯して居ては、味方は、丁度、釜の中の魚の如く、看すく死ぬるより外は御座らねば、取急ぎ、一將を遣はして、之を撃ち拂ふて戴きたう御座る」といふと、勝元は、「身共も、また、左様に存するが、しかし、諸將士とも、それ／＼固める所があつて、敵と拒ぎ合ふて居れば、そこを引き上げることが出来ぬが、誰が往つて援けたらば善からうか」といつた。すると、秋庭某が進み出て、「畠山殿こそ、その御方で御坐りませう」といつたので、勝元も、「うむ、左様ぢや」といひ、そこで、政長を呼び寄せて、之に其仔細を話し、「事が迫つて參つたれば、御苦勞ながら、貴殿の御出陣を願ひたい。まことに戦が勝利であれば、當今の忠義勳功、誰しも、貴殿の上に出るものは、無い譯で御座る」といふと、政長は對へて、

「拙者は、不束者では御座りませんが、辱くも、簡様な仰を蒙つたからは、出陣致さぬ譯では御坐りませぬが、考へて見れば、御靈の森の戦に、多く士卒を亡ふて、今居る者とは、僅か二千ばかりで御座りますれば、之を如何致したらば宜しう御座りませうか」といつたので、勝元も、愧ぢ入つた顔色であつた。政之は、そこで、自分の部下の將、東條某をして、政長を援けしむることにし、政長は、是に於て、四足門から出かけると、之を見て居た者は、互に話し合つて、「この少い兵では、恐くは克つことが出来まい」といつて居たが、政長が、鞍にもたれて言ふ様は、「各々方には、御心配召さるな、かく政長が參るからには、百萬の敵があつたとしても、之を破ることの出来るのは、受合で御座る。もし勝つことが出来たらば、今日の事は、拙者ひとり、その手柄の引受手で御座れば、各々方には、何卒、その證人となつて頂きたう御座る」と、やがて、政長は、進んで敵陣を望み、指して、部下の物見の騎兵に問ひ、「あの山門の前に居るのは誰か」といふと、騎兵は對へて、「成頼で御座ります」といひ、「山門の後は誰ぢや」といへば、「義直で御座ります」と、「その南のは誰ぢや」といへば、「衛門佐様で御座ります」といつた。神保長誠は、政長に説いて、「敵の軍勢の多くして盛んなことは、あの様に御座りますれば、我が君には、厚く軍勢を一處に集め、力を合はせて、敵に突つかゝる様になさらば、敵は、必定、兵を繰り出して味方を取り圍むに相違なく、さすれば、味方は、その一方を攻め破ることが出来ませう」といつ

たので、政長は之に従ひ、そこで、楯を翳して進み、敵に迫つた頃に、その楯を捨て、直に門前の陣を目掛けて突貫すると、陣は大につぶれ、敵は退却して、門の後の陣に逃げ込んだので、門後の兵は、ぎつしりと、重なり合つて、槍を揮ふことも出来なくなつた。義就は、その部下の將甲斐莊某に向ひ、「あれは、尾張守であらう。我が軍は、槍先が揃はねば、必定、負けるに相違ない。早速勢揃を致せ、此方が代つて進まう」といつたが、その言が、まだ濟まぬ内に、門後の兵も、大に敗れ、逃げて来て、義就の陣を押し附けたので、義就の軍勢も、戦ふことが出来ずして退き、かくて、東陣は、再び相國寺を取りかへし、それが爲め、政長の名は、東西兩陣の間に震つた。こゝに於て、兩陣は、いづれも、戦ひ疲れて相引きし、相國寺をば界として、土手を高くし、堀を浚へて、長軍の計畫をした。

當是時、伊勢貞親在鈴鹿、聞京師亂、乃歸。依勝元。勝元以其不善持豐。欲置爲己黨。爲請復其舊職。以伺察府中。應敵者。義視素惡貞親。恐其離間兄弟。意自不安。竊謀逃奔。遂間行至北畠。教親營。與俱奔伊勢。二年四月。義政以書招還之。義視狐疑。不應。勝元。政長。政則等。連署請之。乃還。九月。入幕府。會。有飛語。勝元謀廢立。義政疑懼。勝元聞之。乃陰計。走義視於西陣。十一月。

令武田信賢擁義視。冒雨上叡山。持豐聞之喜。遣兵迎之。奉于武衛氏。時義視爲正二位。權大納言。十二月。詔削其官爵。大納言藤原教忠等七人。留在禁內。遂奔西陣。亦削其籍。勝元復爲管領。政則爲侍所。司。政則家老浦上某爲所司代。自是兩軍如將軍兄弟爭者。

(訓釋) 離間(リカ) 親(オ) 親しき間を隔て、仲を悪くせしむること。晋書、顔氏家訓などに出づ。●問行(カウ) しのび行くこと。前に見ゆ。●狐疑(コ) かれこれと疑ふこと。狐の性、疑深く、よつて、疑ふことを狐疑といふこと。漢書の文帝紀の註に見ゆ。狐疑の熟語は、楚辭、史記、その他諸書に出づ。●飛語(ヒ) 流言と同じ、誰か言ひ出せしとも知れざる根のなき風聞なり。漢書の灌夫傳などに出づ。●侍所司(ソウソウシ) 司は長官にて所司といふ。●所司代(タイ) 上に擧ぐる所司の代官にて、家人の長たる者を以て補す。

(通解) この時に當つて、伊勢貞親は、鈴鹿關に居たが、京都の亂れて居るのを聞いたので、歸つて勝元にたよつた。勝元は、貞親が持豐と仲が悪いからといふので、留め置いて自分の一味にやうと思ひ、爲に、その舊職に復して、幕府の中で、敵に内應する者を視察せしめんことを請ふた。義視は、元來、貞親を悪んで居たから、彼が自分等兄弟の間を隔て、仲を悪くせんことを恐れ、心の中が自から不安なので、ひそかに逃げ奔る工夫をなし、とうとう、忍んで行つて、北畠教親の陣營に至り、ともく伊勢に出奔した。二年の四月に、義政が、書面を以て、之を呼

び戻すと、義視は、かれこれと疑つて、之に應じなかつたが、勝元、政長、政則等が、連判して之を請ふたので、やつと還つて来て、九月、幕府に入つた。すると、折しも、根なし言が傳はつて、勝元が將軍の廢立を企て、居る、といふたので、義政は、疑ひ懼れて居た。勝元は之を聞き込み、そこで、内々、義視をば、西陣に落ち延びさせる計略をして、十一月、武田信賢をして、義視を連れ、雨を冒して叡山に上らしめた。すると、持豐は、之を聞いて喜び、兵を遣はして之を迎へ、斯波氏の屋敷に入れて置いた。この時、義視は、正二位權大納言であつたが、十二月、詔して、その官爵を取り上げられた。大納言藤原教忠等七人は、留まつて禁裏に居たのであるが、遂に西陣に逃げ込むと、これまた、その籍を取り上げられ、勝元は、再び管領となり、政則は、侍所の司となり、政則の家老の浦上某が、所司代となつた。これより、東西兩陣は、さながら、將軍の兄弟が相争ふ様な状態となつた。

文明元年三月。勝元遣部下兵。夜縱火。西陣入。至持豐營。持豐提薙刀。出。親戰。庭中。從兵四集。殺安富某等十餘人。餘兵走歸。四月。義政分予丹後。于信賢。政國二人。遣吏入國。山名氏吏拒戰。迭有勝敗。五月。多賀高忠率近江兵。入。援東陣。聞西陣黨六角龜壽起近江。則引還。勝元乃令國信。城北。白川。屬。

之、叡山。以通近江、商賈。又令是豐城天王山。塞西陣、糧道。持豐令義就屯龍寺。拒之。又令政弘、城、狛野。以其家臣二尾某留守焉。二尾叛、應東陣。會少貳嘉賴、子教賴。歸自對馬。謀復其國。西陲大亂。政弘走。歸周防。西陣失勢。赤松氏將中村某亦略播磨。備前。美作。盡復其國。

(訓釋) 西陲(サイシ) 西國の邊陲。九州の西のはてなり。●略(リョク) 略する。糧(リョウ) 糧を工夫して平らげること。

(通解) 文明元年の三月、勝元は、部下の兵を遣はし、夜、火を西陣につけ、討ち入つて持豐の陣屋に至らしめると、持豐は、薙刀を提げて出で、自から庭中に戦つたが、やがて、その従兵が、四方から集つて来て、東陣の安富某など十餘人を殺したので、その餘の兵は、逃げ戻つた。四月、義政は、丹後を信賢政國の二人に分ち與へ、役人を遣はして、國に入らしむると、山名氏の役人が、拒ぎ戦ひ、互に勝つたり負けたりした。五月、多賀高忠が、近江の兵を率ゐ、京都に入つて、東陣を援けたが、西陣の味方の六角龜壽が、近江に起つたと聞いたので、引き還した。勝元は、そこで、國信をして、北白川に城を築かしめ、之を叡山に附屬し、かくして、近江の商人どもの交通する様にし、又、是豐をして、城を天王山に築かしめて、西陣の兵糧道を塞いだ。持豐は、義就をして、勝龍寺に屯營せしめ、之を拒ぎ、又、政弘をして、狛野に城を築かしめ、その家來の二尾某をして、そこに留まり守らしめたが、二尾は、叛いて東陣に應じ、折しも、少貳嘉賴の

子の教賴が、對島から歸つて、その國を回復せんと企て、西のはてが、大に亂れたゆゑ、政弘は、走つて周防に歸つたので、それこれと、西陣は勢を失ひ、赤松氏の大將の中村某も、亦、播磨、備前、美作を平らげて、残らず其國を回復した。

二年十二月。上皇崩于幕府。三年正月。葬上皇。葬儀不備。義政徒步奉送。四年。勝元以將軍旨。說畠山義統。義統降。義政賜之。越中能登。以通北國糧道。西陣益失勢。逃降相屬。五年三月。持豐病卒。西陣猶不解。去。勝元欲乘喪擊之。五月。勝元亦病卒。子政元嗣。勝元與持豐構難。未決。勝敗而死。然政權終歸細川氏。

(訓釋) 不備(フビ) 整はぬこと。●相屬(アヒ) 引き續く。●構難(カマツ) 軍を始める。

(通解) 二年十二月、上皇は、幕府に於て崩御あらせられ、三年の正月、上皇を葬つたが、兵亂中の事として、御葬送の儀式も、整はなかつた。義政は、徒步にて御奉送申した。四年、勝元は、將軍の旨を受けて、畠山義統に説きつけると、義統は降参したので、義政は、之に越中、能登を與へ、かくして、北國からの糧道を通する様にしたから、西陣は、まず、勢を失つて、逃げたり東陣に降参したりする者が、引き續いた。五年の三月、持豐が病氣で死んだが、西陣は、それ

でも、解散して去らなかつたので、勝元は、その忌中に附け込んで、之を撃たんと思つたが、五月に、勝元も、亦、病氣で死んで、子の政元が、その跡を相續した。勝元と持豊とは、軍を始め、まだ勝負を決せぬ中に死んで仕舞つたが、しかし乍ら、政權は、終に細川氏の手に歸した。

日本外史講義 卷八終

日本外史講義 卷九

賴 襄 子 成 著
月 見 柳 莊 講 義

足利氏正記

足利氏下

兩陣皆喪首領。猶屹然相對。十二月。義政讓軍職於義尚。甫九歲。畠山政長爲管領。七日而辭。以族義統代之。賞降東軍功也。九年十一月。西陣諸將各解歸國。義視往依土岐氏。東陣亦解。自應仁元年至此。凡十有一歲。兩陣兵士交出。焚掠文武第宅。蕩爲荒野。關白兼良以下諸公卿散走四方。或遭戕害。歷朝典籍。概羅兵燹。而義政宴詠自若。發使者赴朝鮮。求勘合印信。以購海外珍寶。十一年。遂退居東山。起銀閣。以擬義滿金閣。不以爭亂加意。諸國強臣。往往乘亂奪國。葬上皇之歲。斯波氏家臣甲斐某。弑其君。奪越前。以應

西陣。朝倉敏景誅殺。甲斐。義政賜之。越前。於是。織田氏乃奪尾張。義政不問也。自是。天下。武人。不復朝。足利氏。山名氏。及其黨與。諸將。散在諸國。往往漸就衰滅。而細川氏與上杉氏。張於東西。者如故。

(訓釋) 首領(シウリウ)かしら、勝元と宗全をいふ。首は頸以上、領は頸にて、上に位し、多数に長たる者の稱なり。但しこの語は、本来の字義の如く、単に首のことに多く用ゐらる。●蛇然(ゼツ)きつとして。蛇はもと、山の高く聳えて壯なる貌なり。●相對(アイス)互に眼み合ふて居る。●焚掠(ハンリョク)家を焼き財物をかすめ取ること。●文武(ブンブ)文官、武官、即ち公卿と武家。●瀟(シウ)拂ひ爽らげられて仕舞ふこと。●殺害(ガイワ)殺される。殺は、殺なり、殘なり。●典(テン)書物記録の類をいふ。典とは、法にて、もとは、聖人の法度訓戒等の辭をいひ、籍とは、竹簡にて、もとは、竹簡に書して、之を編みたるより、書のこと、籍といひたるものなるが、後世にては、それが轉じて、單に、書物類のことを、典籍といふに至りたるものなり。典籍の語は、左傳などに見ゆ。●兵燹(ヘイエン)兵亂の爲に起りし火事。●宴詠(エンエイ)酒盛をしたり詩歌を詠じたりして、平氣で暮して居ること。●勘合印信(カンガウイン)往來手形にて、勘合はす爲に、印を押したるもの故、かくいふ。この時分、明にも、朝鮮にも、此の如き手形を發行して、往來の證となしたるものなり。信とは證據。●擬(ニ)なぞらへる。眞似する。●加意(カウイ)心にかける。●不問(フモン)吟味もせず捨て置く。●就衰滅(ジュウサイメツ)衰へ滅ぶる方に向ひ近づく。●張(チウ)威勢を張つて居る。

(通解) 東西兩陣とも、いづれも頭をなくしたが、それでも、きつとして、互に睨み合つて居た。文明五年十二月、義政は、將軍職を義尙に譲つたが、義尙は、やつと九歳であつた。畠山政長が、管領となつたが、七日にして辭職し、その一族の義統を以て、之に代らしめた。これは、東

陣に降参した手柄を賞する爲なのである。九年の十一月、西陣の諸將は、銘々に解散して國に歸り、義視は、往いて土岐氏に頼つたが、東陣の方も、また、解散した。應仁元年からこゝまで、凡そ十一年間、兩陣の兵士どもが、かはるゝ出かけては、家を焼き財物をかすめたので、公卿や武家の屋敷は、すつかり平にされて、廣々たる荒れた野原となつて仕舞ひ、關白兼良以下の公卿達は、四方へちり／＼に逃げて、中には殺された者もあり、御歴代の書物記録の類も、大抵、兵火に罹つたが、義政は、例の通り、酒盛をしたり、詩歌を詠じたりして、平氣なもので、使者をやつて、朝鮮に赴かしめ、往來手形を求めては、外國の珍らしい寶器を買ひ入れ、十一年には、遂に、隱居して、東山に住まひ、銀閣を建て、義滿の金閣に眞似、世の中の爭亂などは、一向氣にもかけなかつた。されば、諸國の強い家來どもの中には、往々、兵亂に附け込んで、國を奪ひ取つた者もあつて、上皇を葬り奉つた年には、斯波氏の家來の甲斐某は、その主君を殺し、越前を奪つて、西陣に味方したが、これは、朝倉敏景が、その甲斐を誅殺したので、義政は、之に越前を與へた。すると、同じ波斯氏の家來の織田氏は、そこで、尾張を奪つたが、義政は、吟味もせず捨て、置いたので、これより、天下の武士どもは、またと、足利氏に出仕せぬ様になつた。山名氏と、その仲間の諸將どもとは、諸國に散らばつて居たが、中には、だん／＼と、衰へ滅ぶる方に向ひ、そして、細川氏と上杉氏とが、京都と鎌倉と即ち西と、東とに威勢を張つて

居たことは、もとの通りであつた。

上杉憲忠之與成氏和也。義政亦使使者諭解之。而君臣猶相嫌隙。後四歲。成氏與結城成朝謀。伏力士於門側。而召憲忠。憲忠至。入門。力士擊殺之。上杉氏族皆怒。叛成氏。明年。長尾昌賢請京師。立憲忠弟房顯。爲管領。與扇谷上杉定正共攻成氏。轉戰武藏相模。間房顯築壘于五十子。兵結不解者三歲矣。房顯定正請京師。曰。願得戴一將種。以討成氏。義政乃使其弟削髮爲僧。香嚴院主者蓄髮。命名政知。遣之關東。關東將士多歸心於成氏。少附政知者。於是政知留在伊豆。堀越房顯既卒。子顯定嗣。顯定與定正奉政知數攻成氏。成氏走據古河城。城負常陸。右下野。左下野。總千葉。小山。結城。宇都宮。諸族爲之羽翼。顯定定正攻之。十一歲而陷。成氏奔千葉。後七歲。與上杉氏媾。得復古河。請和。義政。義政聽之。實文明十年也。

(訓釋) 上杉憲忠之與成氏和(ナリウチノトカスル)、事は前卷の中程に見ゆ。寶徳二年のことなり。●鎌隆(ケン)、互に嫌ふて仲の悪しきこと。●轉戰(テン)、あちこちと戦をして廻ること。●兵結不解(ヘイケン)、戦を仕合つて居て止めぬをいふ。結は、結のもつれること、不解は結び目のとけぬこと。もとは、喻へていへる語なり。●羽翼(ウヨク)、鳥の羽翼の如く助けとなるをいふ。●不和解(ヘイケン)、不和解は結び目のとけぬこと。もとは、喻へていへる語なり。●羽翼(ウヨク)、鳥の羽翼の如く助けとなるをいふ。

ふ。●滅(カウ)、滅和。即ち和睦すること。

(通解) 上杉憲忠の成氏と和睦した時には、義政も、亦、使者をやつて、之を諭したためしめたが、しかし、君臣の間は、まだ、互に嫌つて仲が悪るかつた。その後、四年たつて、成氏は、結城成朝と相談し、力士を門の傍に忍ばせ置いて、憲忠を召し寄せ、憲忠が来て、門を入ると、力士が之を撃ち殺したので、上杉氏の一族は、残らず怒つて、成氏に叛いた。明くる年、長尾昌賢が、京都の幕府に請ふて、憲忠の弟の房顯を立て、管領職となし、扇谷の上杉定正と共に、成氏を攻め、武藏相模の間を、あちこちと戦ひ廻り、房顯は、壘を五十子に築いて、戦争がもつて止まなんだことが、三年に及んだ。房顯定正が、京都に請ふて、何卒、御一人の大將たるべき方を戴いて、成氏を征伐致したう御坐ります」といつて出ると、義政は、そこで、その弟で、髪を剃り、香嚴院の住持となつて居た者をして、髪をのばさしめ、名を政知と附け、之を關東に遣はしたが、關東の將士は、多く心を成氏に歸して、政知に附く者は、少なかつた。こゝに於て、政知は、鎌倉へは行かず、留まつて伊豆の堀越に居た。やがて、房顯も早や死んで、子の顯定が、その跡を嗣いだが、顯定は、定正と共に、政知を奉じ、幾度か成氏を攻めると、成氏は走つて古河城に立て籠つたが、この城は、常陸を後に負ひ、下野を右にし、下總を左にして居り、その上、千葉、小山、結城、宇都宮の諸族が、その翼となつて助けたので、顯定定正は、之を攻

むることが、十一年かゝつて、やつと落城した。この時、成氏は、千葉に逃げたが、その後七年たつて、上杉氏と和睦し、古河に返ることが出来、又、和睦を義政に請ふと、義政も之を聞き入れた。それは、文明十年の事である。

(文典)

前回到述べたるは、常式にして、古今を通じて、最も多く用ゐらるゝ所の形であるが、しかし、指定格の名詞に前置詞を冠せずして、之を賓格名詞の直下に置くことも、その例また少からぬので、殊に、漢以後の書中には、随分多く之を見受けるのである。これは、前置詞を除いて、その文を簡潔にし、以て文勢を遒勁ならしむる爲めとか、或は、別段、前置詞を添へて、指定格の名詞に對し、特に注意を惹く必要なき爲めとか、いづれも、相當の理由があつて、之を省きたるものには相違なきも、また、其文の作者により、それ／＼其人の得手があつて、或は、多く前置詞を伴へる形式を用ゐるものもあり、或は、之と反對に、多く前置詞を伴はざる形式に依るものもあるのである。史記などには、前置詞を省けるものが甚だ多い。今一二の書より、この前置詞を置かざる方の例を抄出すれば、左の如くである。

予欲宣力四方。(書經、益稷)

垂裕後昆。(書經、仲虺之誥)

徵兵九江王布。(史記、項羽本紀)

購將軍首金千斤邑萬家。(史記、刺客傳)

所以承天子樹霸功致命諸侯。(柳宗元、晉文公問守原諫)

略地土佐。(卷五頁六四)

即夜出兵唐崎。(卷六頁二一七)

右、黒點を附したるは、賓格名詞にして、白圈を加へたるは、指定格の名詞或は名辭である。而して、此種の用法は、上にいふが如く、史記などには頗る多いが、論語孟子等には、殆んど無しといつて宜しき位である。しかし、賓語が、名詞に非ずして、「諸」之などの代名詞である場合には、この用法は、諸書に涉つて、多く見ゆる所である。對照上便宜の爲め、左に數例を出して置かう。

乞諸其鄰而與之。(論語、公治長篇)

君子求諸己小人求諸人。(論語、衛靈公篇)

失諸正鵠反求諸其身。(中庸)

反諸其人乎抑亦立而視其死與。(孟子、公孫丑上)

營之宮。賜之膳也。及肩。(論語、子張篇)

引而置之。莊嶽之間。(孟子、滕文公下)

大臣聞而薦之天子。(韓愈、諍臣論)

盡殺之。朝之名士。或投之黃河。(歐陽修、朋黨論)

「諸」は「之於」と同じ、従つて「乞諸其鄰」は「乞之於其鄰」と異ならざれば、「諸」の字の場合に「於」の前置詞を添へざることは、勿論と申すべきであるが、「之」の代名詞を資格に用ゐたる場合にも、「於」の字を指定格の上に置かざるが、通例となつて居るのである。

顯定於是。在上野。平井。管領八州。八州推稱。山内公。扇谷。上杉。定正。在相摸。大場。其臣太田持資。有才略。削髮。稱道灌。道灌精築城之術。築江戶。河越。二城。居焉。與父道真。協心。大播恩威。八州將士。漸背山内。歸扇谷。顯定患之。數擊定正。不得志。顯定陰計。除道灌。以斷定正手足。乃縱反間。盛稱道灌材武。得士心。非爲定正。下者定正。稍忌之。十八年。定正招道灌。賜酒。酒酣。命浴。使人槍刺殺之。子資安。與道真。共降顯定。顯定大喜。曰。定正陷我計中。不足復圖。長享元年。將兵發平井。擊定正。定正遣使。古河。乞援於成氏。成氏使子政。

氏將兵援定正。討顯定。

(訓釋) 才略(サイリョク) 才智謀略。●播恩威(ハクオンキ) 恩惠と威光とを布き施す。●手足(テソク) 手足の如く助けとなるもの。●反間(カン) 一種の間諜。前に出たり。●陷我計中(ワガケイチュウ) わが計略にはまり込んだ。●不足復圖(ニクフツト) 最早やかれ。これと巧んで見る程にもない。

(通解) 顯定は、こゝに於て、上野の平井に居て、關東八州を支配して居たが、八州では、之を尊んで、山内公と稱した。扇谷の上杉定正は、相摸の大場に居たが、その家來の太田持資は、才智と謀略とがあつて、髮を剃り、道灌と稱して居た。この道灌は、城を築く技術に精しく、江戸河越の二城を築いて、そこに居り、父の道真と共に、心を合はせて、大に恩惠と威光とを布き施こしたので、八州の將士どもは、だんく、山内の方に背いて、扇谷の方に附く様になつた。顯定は之を心配して、度々定正を撃つたが、思ふ様にもならなかつたので、顯定は、内々、道灌を無いものにして、定正の手足となるものを断ち切らうと巧み、そこで、まわし者をやつて、盛んに、道灌は、材幹があり、武勇で、侍共の人望を得て居れば、定正の下に附いて居るべき者ではない、と言ひ觸らさしめたので、定正も、そろ／＼道灌を憚り嫌ふ様になり、十八年に、定正は、道灌を呼び寄せて酒を賜ひ、酒盛の最中に風呂に入らしめ、人をして、槍を以て之を刺し殺さしめた。そこで、その子の資安は、道真と共に、顯定に降参した。顯定は、大に喜び、「定正が、

此方の計略にはまりをつた。この上は、最早や、かれこれと巧むまでもないわい」といひ、長享元年、兵を率ゐて、平井を發し、定正を撃つた。定正は、使を古河に遣はし、加勢を成氏に乞ふと、成氏は、子の政氏をして、兵を率ゐ、定正を援けて顯定を討たしめた。

是年九月。義尙自將討六角高頼。以其背命不來也。十月。高頼逃甲賀山。義尙留陣鉤里。義尙幼喜文學。與藤原兼良問答政事。兼良爲錄其語。曰。樵談治要。又習騎射。在鉤里踰年。講左氏春秋。于幕中。曰。吾不滅此賊。不復還京師。延徳元年三月。疾作。薨于陣中。官至内大臣。右近衛大將。從一位。薨年二十五。内外惜之。義尙晚更名義熙。義熙無子。義政召義視。於美濃。養其子。義材爲嗣。義材後更名義尹。終更義植。二年正月。義政薨。官至左大臣。右近衛大將。從一位。准三宮。明年。義視薨于京師。政知卒于伊豆。

(訓釋) 樵談治要(チウタン) 政治の要道を問答したる書といふより、かく名けたるなり。●左氏春秋(サシウシュウ) 春秋とは、魯の歴史の名にて、孔子の筆削せしもの、これに三傳ありて、公羊高の述べしを公羊傳、穀梁赤の述べしを穀梁傳、左丘明の述べしを左氏傳といふ。今は、その左氏傳のことにて、謂はゆる左傳なり。この著者の何人なるかに就いては、異説紛々たれど、今は、しばらく、左丘明とする説に従ふ。

(通解) この年九月、義尙は、自から大將となつて、六角高頼を征伐したが、それは、高頼が、

命令に背いて、京都へ出て來なかつたからである。十月高頼は、甲賀山に逃げ込んだが、義尙は留まつて、鉤里に陣取つて居た。義尙は、幼少の頃から、文學が好きで、藤原兼良と、政事を問答したことがあつたが、兼良は、義尙の爲に、その話を記録して、之を書物となし、樵談治要といつた。義尙は、又、馬に乗り弓を射る稽古をしたが、鉤里に居て、一年以上も過ごした間に、春秋左氏傳を陣中にて講釋し、此方は、この賊を滅さねば、またと京都へは還らぬといつて居た。しかるに、延徳元年の三月病氣が起つて、陣中で死んだ。官は、内大臣、右近衛大將、從一位になつて居り、死んだ年は、二十五であつたが、幕府の内外とも、之を惜んだ。義尙は、晩年に、名を義熙と改めた。この義熙には、子が無かつたので、義政は、義視を美濃から呼び寄せ、その子の義材を養子として跡繼にした。義材は、後に名を義尹と改め、仕舞には、義植と改めた。二年正月、義政が死んだ。官は、左大臣、右近衛大將、從一位に至り、三宮に准せられて居た。その明くる年、義視が、京都で死んで、政知が、伊豆で死んだ。

政知有子。曰茶茶。茶。政知愛後妻。子義通。疎茶茶。茶茶怨望。遂弑政知。義通走。依今川氏親。氏親遣其將伊勢長氏。誅茶茶。長氏遂取伊豆。遂窺相摸。是時上杉定正方克顯。定居鉢形城。兵威頗振。不復敬成氏。小田原城主大森實

頼。以書諫之曰。扇谷支庶也。所以能抗山内者。太田道灌之力也。今既喪道灌。兵力衰削。而偶克勁敵。真僥倖耳。乃輕蔑君長。重喪將士之心。禍至無日矣。定正弗能。俊長氏遣使通好。於扇谷氏。與今川氏俱助定正。以擊顯定。兩上杉氏終自是衰矣。

(訓釋) 支庶(シシ) 分家(ぶんけ) 庶(しよ) 支(し) と同じく支族(しぞく) のことなり。或は枝庶(ししよ) とも熟す。●衰削(サイシヨウ) おとろへ減する。●偶(オウ) 偶然(ぐぜん) ふと。●勁敵(テイテキ) 強き敵。顯定(けんてい) ないふ。●僥倖(リョウシヨウ) まぐれ幸。●俊(シュン) 俊(シュン) 改心(かいしん) する。

(通解) 政知に子があつて、茶茶といつたが、政知は、後妻の子の義通を愛して、茶茶を疎んじたので、茶茶は、それを怨に思ひ、遂に、父の政知を弑したから、義通は、逃げて、今川氏親にたよつた。そこで、氏親は、その將伊勢長氏を遣はし、茶茶を殺さしめたが、長氏は、遂に、伊豆の國を切り從へ、とう／＼相模をも覗ふやうになつた。この時、上杉定正は、丁度、顯定に勝つて、鉢形城に居たが、兵威が大分振つたので、最早や、成氏を尊敬せぬ様になつた。小田原の城主の大森實頼が、書面を以て之を諫め、扇谷は、元來、分家にて御坐候に、本家の山内に對抗出來申候ことは、太田道灌の力にて有之候處、今は早や、その道灌を失ひ候て、兵力も衰へ減じ候に、計らずも、強き敵に御克ち被成候は、まことに、まぐれ幸と申す外無之、さるを君長を御輕蔑相成候て、重ねて將士どもの人望を御失ひ被遊候は、禍の來り候事は、遠か

らす候」といつてやつたが、定正は、改心することが出來なかつた。長氏は、使を遣はし、好を扇谷氏に通じ、今川氏と共に、定正を助けて、顯定を撃つたが、兩上杉氏は、とう／＼、是から衰へることになつた。

義通之走今川氏。今川氏護送之。於京師。細川政元爲管領。請義植。寓義通於天龍寺。將行爲僧也。義植既襲職。近國諸士盡來賀之。獨六角高頼不至。義植曰。吾將繼義父之志也。明應元年九月。義植親將討高頼。攻拔觀音寺城。高頼復逃甲賀山。義植凱旋。當是時。畠山政長爲管領。政長以宿將負其威望。輕侮諸將。諸將不平。畠山義豐。義就子也。訴政長驕橫。據譽田城。舉兵。二年三月。政長奉義植討之。四月。義植陣于正覺寺。數攻譽田。不能下。義豐知細川政元與政長爭權相忌也。陰遣使說細川氏家老三好之長。子之慶。勸政元援義豐。合兵圍正覺寺。義植脫走。政長子尙長走紀伊。政長曰。吾可以死也。與其臣丹下某等。訣飲自殺。政元歸京師。議將軍繼嗣。前關白藤原政基與故政知有姻。因說政元曰。義通在天龍寺。未削髮。當立。政元然之。乃會諸將言曰。東山公嘗約養堀越氏之子矣。今將軍黨於政長。自亂國